

令和 7 年度
第 1 回
宮崎地方最低賃金審議会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 1 時 30 分～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 会長及び会長代理の選出について
- 2 宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について
- 3 今後の審議の進め方について
- 4 事業場実地視察について
- 5 その他

- 1 会長及び会長代理の選出について
- 2 宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について
- 3 今後の審議の進め方について
- 4 事業場実地視察について
- 5 その他

令和 7 年度
第 1 回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 7 年 7 月 4 日（金） 午後 1 時 30 分～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

令和 7 年度
第 1 回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会委員名簿（第 58 期）	1
2	最低賃金審議会令	3
3	最低賃金審議会令第 6 条第 5 項採用に関する基本的な考え方について	9
4	審議会令第 6 条第 5 項適用の場合の流れ図	11
5	【宮崎局】審議会運営規程	13
6	【宮崎局】専門部会運営規程	15
7	【宮崎局】審議会公開要領	17
8	【宮崎局】事業場視察運営規程	19
9	【宮崎局】審議会開催状況（令和 6 年度）	23
10	【宮崎局】令和 7 年度審議会スケジュール（案）	25
11	令和 7 年度地賃改定スケジュール	27
12	令和 7 年度特賃改定スケジュール	29
13	年次別最低賃金額及び引上額・率等一覧表	31
14	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移	33

政府方針等

15	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版	35
16	経済財政運営と改革の基本方針 2025-骨太方針-	67

宮崎県内の経済情勢

17	【宮崎県】経済の動き（令和 6 年）	75
18	【宮崎県】みやざきの賃金・労働時間・雇用の動き（令和 7 年 3 月分）	87
19	【宮崎県】雇用失業情勢（令和 7 年 5 月分）	97
20	【宮崎市】消費者物価指数（令和 7 年 4 月分）	105
21	【宮崎市】令和 6 年 4 月生計費及び物価指数	113

宮崎県内の主要指標

22	【宮崎県】主要指標（令和 7 年 6 月発行）	115
23	【全国・宮崎県】主要指標	127
24	【九州・沖縄】主要指標	131
25	【宮崎県】雇用労働指標	133
26	【宮崎県】常用労働者の現金給与	135
27	【宮崎県】労働市場	139

28	【宮崎県】 鉱工業生産・出荷・在庫指数	141
29	【宮崎県】 業種別生産指数	145
30	【宮崎県】 百貨店・スーパー商品別販売額	149
31	【宮崎県】 企業倒産状況	151
32	【宮崎市・全国及び東京都区分】 中分類消費者物価指数	153
33	【宮崎市】 10 大費目別指数（時系列）	155
34	【宮崎市】 主要品目平均小売価格	157
35	【宮崎市】 勤労者世帯の 1 か月間の収入と支出	161
36	【宮崎市】 勤労者世帯の家計収支	165
	宮崎県の賃金	別冊
	最低賃金決定要覧	別冊

宮崎地方最低賃金審議会委員名簿(第58期)

(任期 令和7年5月1日～令和9年4月30日)

令和7年6月24日

区 分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	オオヤマ カズノブ 大山 和伸	大山法律事務所 弁護士
	こが しゅうへい 古賀 修平	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みやかわ かよこ 宮川 香代子	郷法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重黒木 康恵	自治労宮崎県本部 副執行委員長
	しらさき よういち 白崎 洋一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	たなか しゅんじ 田中 俊治	U Aゼンセン宮崎県支部 次長
	どい かずや 土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
使用者 代表 委員	いわきり よしろう 岩切 喜郎	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事
	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	なかはら みつはる 中原 光晴	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	ひさとみ みかこ 久富 美加子	宮崎交通（株） 執行役員 人事部長

(敬称略・五十音順)

- ◎ 会長
- 会長代理

.

○最低賃金審議会令

(昭和三十四年五月四日)

(政令第百六十三号)

最低賃金審議会令をここに公布する。

最低賃金審議会令

内閣は、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第二十八条第一項、第二十九条第一項(第三十一条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第三項及び第三十二条の規定に基き、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(平一政三九〇・一部改正)

(組織)

第二条 中央最低賃金審議会の委員の数は、十八人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、十五人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、十八人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第三十一条第一項に規定する事項及び同条第二項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第四条第二項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(昭三五政一六二・平一二政三〇九・平一三政三一七・一部改正)

(委員の推薦)

第三条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(平一政三九〇・平一二政三〇九・一部改正)

(臨時委員の任命等)

第四条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(平一二政三〇九・追加)

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平一二政三〇九・旧第四条線下・一部改正)

(最低賃金専門部会)

- 第六条 最低賃金法第三十一条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、九人以内とする。
- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
 - 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
 - 4 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
 - 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
 - 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
 - 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会

の議決により、これを廃止するものとする。

(昭四五政一五一・平一一政三九〇・一部改正、平一二政三〇九・旧
第五条繰下・一部改正)

(庶務)

第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金時間課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(昭四五政一五一・旧第六条繰下、平一一政三九〇・一部改正、平一二政三〇九・旧第七条繰下・一部改正、平一三政三一七・旧第八条繰上)

(雑則)

第八条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭四五政一五一・旧第七条繰下、平一二政三〇九・旧第八条繰下、平一三政三一七・旧第九条繰上)

附 則 抄

1 この政令は、昭和三十四年五月五日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月二〇日政令第一六二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月三〇日政令第一五一号)

この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月三日政令第三九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前に改正前の労働基準監督機関令、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令、最低賃金審議会令、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法関係手数料令、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働金庫法施行令及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する労働大臣又は当該業種に属する事業を所管する大臣の権限の一部を委任する政令の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの政令

の施行の際現に改正前のこれらの政令の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における改正後のこれらの政令の適用については、改正後のこれらの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(その他の経過措置の労働省令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日政令第三一七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

(地方最低賃金審議会に関する経過措置)

第四条 東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会の委員の数は、この政令の施行の際現に在任する委員又は補欠の委員の在任する間(その任期中に限る。)、なお従前の例によるものとする。

.

最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について

平成 3 年 1 2 月 1 7 日 制定
平成 7 年 6 月 1 9 日 修正
平成 7 年 7 月 1 1 日 修正
平成 1 3 年 5 月 1 0 日 修正
平成 1 4 年 7 月 2 2 日 修正

1 基本的考え方

地域別・産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議運営に当たって平成4年度以降については、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することとする。

このことにより、今後は専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

2 運用方法

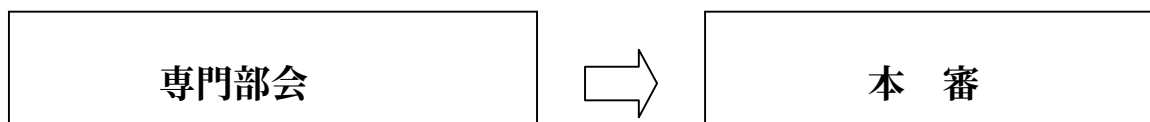
- (1) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たっては、地域別・産業別最低賃金とも専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、又は、本審開催の「申立て」を行った場合については、従前どおり原則3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。
- (2) 専門部会における専決に当たって「同令第6条第5項」の適用に労使双方異議のなかった場合には、直ちに他の本審委員あて関係資料を送付することとする。

なお、以後開催される本審において、その改正審議の経過説明を行うものとする。

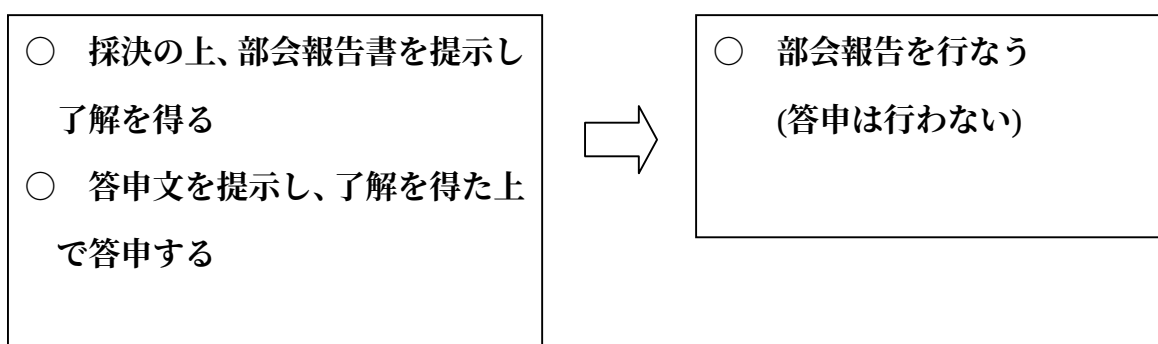
- (3) 各年度当初に開催される運営小委員会において、当該年度の金額改正に係る専門部会の審議運営に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨公労使三者委員の合意をもって確認し、直後の本審の承認を得ることとする。

•

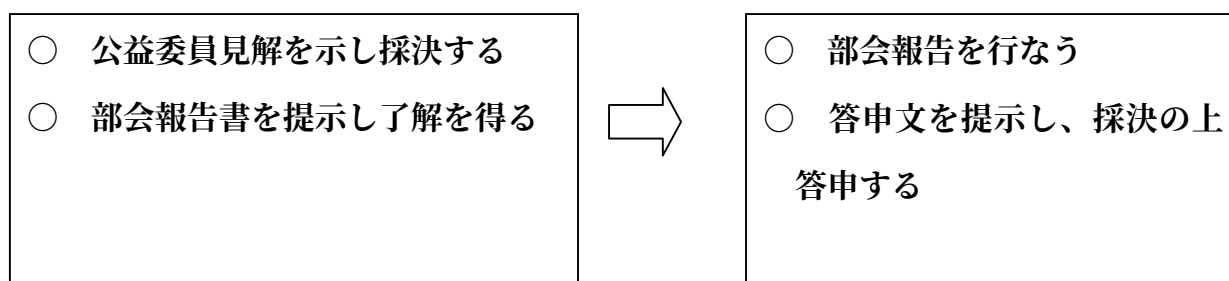
審議会令第6条5項適用の場合の流れ図



《 全会一致の場合 》



《 全会一致でない場合 》



•

宮崎地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 会議の公開に関する諸手続き等については、別途「審議会公開要領」に定める。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、

個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮崎労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附則) この規程は、平成元年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成15年5月13日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の、議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要事項について定めるものとする。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長（以下「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長又は3分の1以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 会議の公開に関する諸手続き等については、別途「審議会公開要領」に定める。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不

当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮崎地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附則) 改正後の規程は、昭和58年7月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和元年8月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和5年7月6日から適用する。

宮崎地方最低賃金審議会公開要領

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第6条及び宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第6条の規定に基づく会議の公開は、以下の要領によることとする。

1 公示

宮崎地方最低賃金審議会及び宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「審議会等」という。）を公開とする場合は、原則として審議会等を開催することとした日の15日前（15日前の日が休日あるいは祝日等の場合にあっては、その前日）に宮崎労働局ホームページに掲載し案内することとする。

なお、審議の都合により緊急に会議を招集する等15日前に公示できない場合、開催日等が決定後速やかに公示するものとする。

2 公示内容

公示内容は、開催日時、場所、議題、傍聴人数、その他必要事項とする。

3 傍聴の申込み

- (1) 申込みの受付は、公示の日から開始し、審議会等の開催日の5日前（5日前の日が休日あるいは祝日等の場合にあっては、その前日）を締切日とする。なお、緊急に会議を招集することとなった場合、公示日と開催日程を鑑みて申込期間を判断することとする。
- (2) 申込み方法は、メールとする。

4 傍聴者の確定及び通知

- (1) 傍聴人員は5名までとし、傍聴希望者がこれを上回った場合は抽選とする。
- (2) 抽選をした場合は、「傍聴者名簿」を作成し文書により通知するものとする。

5 傍聴者への対応

- (1) 来場した傍聴者には傍聴者名簿に必要事項を記入させる。
- (2) 傍聴席には、あらかじめ席番を付しておくものとする。
- (3) 傍聴人には、事前に傍聴の遵守事項「傍聴に当たっての遵守事項」を配布して説明を行い、審議会開始10分前までに傍聴者名簿と同一番号の席に着席させる。
- (4) 遵守事項違反者には、遵守事項を説明し違反行為を止めさせる。なお、違反行為を止めない場合は、「退去要求書」を手交し退去を命ずるものとする。

6 報道関係者への対応

- (1) カメラ等の撮影は審議会等開始直前までとする。
- (2) 記者は「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴することができるものとする。

7 その他

- (1) 傍聴希望者がある場合は、事前に会長へ報告する。
- (2) 本要領に基づく事務手続きは会長の指示を受けて事務局が行う。
- (3) 審議会等の公開については、公示前に審議会運営規程第6条により会長が決定する。
- (4) 以上に定めたもののほかは、必要が生じた都度、会長が別途定めるものとする。

8 施行期日

この要領は平成15年3月19日から施行する。

- (附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。
- (附則) 改正後の規程は、令和4年7月7日から適用する。
- (附則) 改正後の規程は、令和5年7月6日から適用する。

宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程

第1条（目的）

この規程は、宮崎地方最低賃金審議会委員（以下「委員」という。）が事業場視察を実施することにより、地域の実情、中小企業の実態等を把握し、審議の参考とすることを目的とする。

第2条（実施時期）

当該年度の審議会に活用することを踏まえ、事業場視察は6月1日から7月31日までの間に実施することとする。

第3条（視察の申出）

第2条の実施時期を鑑み、事業場視察を希望する委員は様式第1号により下記(1)から(3)の事項を記載の上、2月20日までに事務局あて申出るものとする。

- (1) 視察を希望する事業場名又は業種
- (2) 視察を希望する理由
- (3) その他補足事項

第4条（実施の判断）

申出があった場合、視察を実施しようとする前年度末に開催される審議会において実施の可否について審議する。なお、第3条に定める期日までに申出がなかった場合、次年度の事業場視察は実施しないこととする。

第5条（事業場の選定）

前条により実施することとなった場合、視察事業場は最低賃金額近似値の労働者が多数在籍するなど最低賃金引き上げの影響を受けることが見込まれる事業場、最低賃金改定による影響率が高い業種等、審議の参考となる事業場を対象とする。

また、当該視察の実施に向けて理解を得られる事業場とし、具体的な選定については原則として労使双方から1社を推薦し、事務局において調整等を行うこととする。

第6条（視察人員）

事業場視察1回あたりの人員は原則として公労使各2名以内とし、各側からの推薦によることとする。

第7条（視察項目）

事業場視察に当たっては、以下のうち必要な項目について実地調査を行うこととする。

- (1) 事業の概要（主要な生産・販売品等）
- (2) 経営事情（一般的景況、操業状況、経営状態等）
- (3) 労働者に関する事項（労働者の需給状況、労働者の構成、労働者の就業動機等）

- (4)賃金に関する事項（賃金形態、賃金改定の有無、業界の相場水準、初任給等）
- (5)作業実態の観察
- (6)経営者又は労働者からの要望事項等
- (7)その他参考事項

第8条（視察以外の対応）

審議会において視察を実施する必要性は認められたものの、日程調整が困難であることのほか諸般の事情により視察実施が困難な場合など、真にやむを得ないときには審議会の要請に基づき、事務局が現地に出向く又は電話で照会するなどにより、事業場視察に代えることも可能とする。

第9条（視察内容の公開）

視察に係る議事及び資料は原則として非公開とする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

第11条（附則）

この規程は、令和6年3月15日から施行する。

宮崎地方最低賃金審議会
事業場視察申出書

委員氏名	
------	--

1 視察を希望する事業場名又は業種

2 視察を希望する理由

3 その他補足事項

【提出先】

宮崎労働局労働基準部賃金室

TEL : 0 9 8 5 - 3 8 - 8 8 3 6

(E-mail : chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

•

令和6年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況

月 日 (令和5年度)	曜日	会 議 名	主 な 審 議 事 項	出 欠
7月5日	金	第1回審議会	地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について、実地視察について、関係労使の意見聴取について	13/15
同日	同日	運営小委員会	令和6年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について	6/6
7月29日	月	第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について	14/15
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、最低賃金に関する基礎調査結果、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について	9/9
8月7日	水	第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議、	9/9
8月9日	金	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、結審	9/9
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について	14/15
8月16日	金	第1回検討小委員会	特定最賃関係労使の意見聴取、特定最低賃金改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方について、	9/9
8月19日	月	第2回検討小委員会	特定最賃改正の必要性の有無について	9/9
8月27日	火	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告	14/15
3月11日	火	第5回審議会	2025年度特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について意見聴取について、実地視察について	13/15

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

本書26

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

本書28

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)

本書30

本書30

.

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

業種 年度		地域別		肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業			
		時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
		円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
	17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
	18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
	19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
	20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
	21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
	22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
	23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
	24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
	25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
	26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
	27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
	28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
	29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
	30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
	R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
	R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
	R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
	R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0	705	0	0	890	32	3.73
	R05	897	44	5.16	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	37	4.16
	R06	952	55	6.13	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	0	0.00

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
各種商品小売業最低賃金は平成27年から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。
電気機械器具製造業最低賃金は令和4年から改正なし→令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。
自動車(新車)小売業最低賃金は令和6年から改正なし→令和6年10月5日から地域別最低賃金を適用。

•

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移

資料№14

(宮崎労働局)

事 項 別	法 違 反 の 状 況		法違反事業場の 数	法違反事業場の違反率 (%)	法違反事業場の 適用される 最低賃金を 知っている	法違反事業場の認識状況 (%) 最賃が適 用されるこ とを知らな かった	最賃未滿労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法第4条違反 率 (%)					監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未滿労働 者数	最低賃金 未滿労働 者の比 率 (%)
年									
18	93	5	5.4	40.0	40.0	20.0	745	12	1.6
19	281	23	8.2	21.7	74.0	4.3	3,696	82	2.2
20	229	14	6.1	28.6	71.4	0.0	2,254	51	2.3
21	126	9	7.1	55.6	44.4	0.0	2,234	44	2.0
22	140	8	5.7	0.0	100.0	0.0	1,706	25	1.5
23	161	12	7.5	23.0	77.0	0.0	1,725	43	2.5
24	141	5	3.5	53.1	43.2	2.1	1,593	13	0.8
25	157	20	12.7	45.0	50.0	5.0	1,886	84	4.5
26	142	13	9.2	30.8	53.8	15.4	1,772	36	2.0
27	185	17	9.2	52.9	41.2	5.9	1,223	65	5.3
28	181	21	11.6	38.1	57.1	4.8	2,561	93	3.6
29	200	23	11.5	56.5	34.8	8.7	1,489	52	3.5
30	209	26	12.4	34.6	57.7	7.7	1,693	42	2.5
31	244	22	9.0	45.5	45.5	9.1	3,466	63	1.8
02	262	15	5.7	46.7	46.7	6.7	2,718	41	1.5
03	110	7	6.4	42.9	57.1	0.0	879	11	1.3
04	226	18	8.0	44.4	55.6	0.0	1,616	42	2.6
05	208	17	8.2	35.3	58.8	0.0	1,659	23	1.4
06	269	18	6.7	55.6	44.4	0.0	1,604	30	1.9
07	267	19	7.1	57.9	26.3	15.8	1,587	31	2.0

(注) 各年とも1月～12月の間(21年は6月まで)の結果です。

※令和7年は3月31日現在の数値です。

•

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版

令和7年6月13日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

2025年改訂版

(目次)

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現	1
1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着	1
2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し	1
3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上	2
II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進	2
1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化	4
(1) 官公需における価格転嫁策の強化	4
(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進	6
(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化	8
2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上	8
(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行	9
(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実	10
(3) 12業種における省力化投資の具体策	10
(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援	18
(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保	19
3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	20
(1) M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化	21
(2) 経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化	22
(3) 経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援	22
(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進	23
(5) 事業承継税制等の検討	23
(6) 経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進	23
4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善	24
(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成	24
(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング	24
(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供	25
(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ	25
5. 最低賃金の引上げ	26
III. 投資立国の実現	27
1. 中堅企業の創出・成長加速	27
2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し	28
(1) ヘルスケア	29
(2) 防災	30
(3) 農林水産業・食品産業	30
(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行	32
(5) 観光	36

(6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進	37
(7) 対日直接投資の呼び込みの加速化	38
3. GX・DXの着実な推進	38
(1) GX	38
(2) DX	42
4. 経済安全保障等の投資の強化	47
5. PEファンド等への成長投資の強化	47
6. 国内投資のボトルネックである産業用地の確保	48
7. 指名委員会等設置会社の機関設計等の企業統治改革・資本市場改革	48
IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化	49
1. 地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築	49
2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化	51
3. オープンイノベーション・調達の推進	53
V. 科学技術・イノベーション力の強化	55
1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援	55
2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立	55
3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現	56
4. デジタル関連サービスの海外展開	57
5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓	57
(1) 量子技術	57
(2) フュージョンエネルギー	58
(3) マテリアル分野	58
(4) 宇宙	58
(5) 海洋	59
(6) 健康・医療	59
(7) 大阪・関西万博	62
VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進	62
1. 三位一体の労働市場改革の加速	62
(1) リ・スキリングを始めとする能力向上支援	62
(2) 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実	63
(3) 労働移動の円滑化	63
2. 多様な人材の活躍推進	64
(1) 副業・兼業の推進	64
(2) 同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善	64
(3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検	65
(4) 女性の活躍推進	66
(5) 外国人材の受入れに関する制度整備	66
(6) 留学モビリティの拡大、教育の国際化	66
3. 産業人材育成プラン	66

VII. 資産運用立国の取組の深化	69
1. 資産運用立国の更なる推進	69
2. 家計の安定的な資産形成	70
3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供	71
4. 企業価値の向上・コーポレートガバナンス	72
5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化	73
VIII. 地方経済の高度化	74
1. 地方におけるイノベーション拠点の強化	74
2. 企業資金の地方への呼び込み	74
3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保	75
(1) ワット・ビット連携の推進	75
(2) 地方の自動運転の社会実装の加速化・地域交通のり・デザイン	76
(3) 光ファイバ・5G等のデジタルインフラの整備	77
(4) 広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速	77
(5) 文化芸術・スポーツを通じた地方創生	78
4. 福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興	78
IX. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進	79
1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し	79
2. フォローアップ等	79
(1) フォローアップ	80
(2) EBPM の推進	80
(3) 行政保有データの利用制約の緩和	80
(4) 官と民の連携	80

1. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ¹、過去最高水準の設備投資²、600兆円を超える名目GDPなど、30年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である³。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時

代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上

官が先導役となって我が国のデフレ心理を払拭した上で、我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中であっても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。

すなわち、我が国のものづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要である。

このため、刻々と変化する国際経済環境の中であっても、諸外国における政策変更に揺るがされることなく、GX分野での150兆円超の成長志向型カーボンプライシングの制度化、DX分野での50兆円超のAI・半導体産業基盤フレーム、経済安全保障分野でのサプライチェーン国内回帰策など、国内投資について、予見可能性を高め、規制・制度・支援一体で推し進めていく。また、中堅企業の創出・成長加速、新たな勝ち筋となる分野の研究開発・輸出の後押し、PEファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）等への成長投資の強化等を通じて、我が国における投資の量と質の双方を大幅に強化する。さらに、地方におけるスタートアップ・エコシステムの形成と創業後の成長促進の観点からの「スタートアップ育成5か年計画」の強化、大学と企業の双方での科学技術・イノベーション力の強化に取り組む。

海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力である。伸びしろのある地方においてこそ、賃上げと投資の好循環を拡大させることが重要であり、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組む。こうした取組も含め、様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい形の企業城下町の形成を一気呵成に進めていく。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な賃上げのための三位一体の労働市場改革等の人への投資と多様な人材の活躍推進、国民の長期・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることなく加速して取り組んでいく。

個別の短期的課題には適切に対処しつつ、それがこうした30年ぶりの我が国の構造的な経済回復のチャレンジを停滞させることのないよう、スピード感を持って取組を進める。

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実

現・定着させるため、2029 年度までの 5 年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの 5 年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5 年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの 5 年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円 of 生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承

継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である⁴。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている⁵。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方

が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者ができる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている⁶。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NP0等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある⁷。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの5年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」⁸について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資

に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている⁹。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成

金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主なKPI

2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025年3月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主なKPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回延べ約4,300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型

支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主なKPI

2029年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を100%にする。2025年度から2029年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年2,800回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性を5%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負担を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体

- による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

v) 主なKPI

鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、ＤＸ等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を2029年度までに9%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者におけるICT活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主なKPI

2029年度までに年間実労働時間（１人当たり）を全産業平均並みまで減少させる

（2023年度の建設業は2,018時間に対し全産業は1,956時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するICT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するIT導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主なKPI

2030年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共

に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる4機能）など保育の周辺業務や補助業務をICT活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者など

で構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主なKPI

2026年度までに登降園管理機能を始めとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では1経営体当たりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主なKPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組¹⁰を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の

3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である¹¹。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組

に積極的であるという傾向¹²を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時ににおいて、労働者の保護に関する法令等にとった対応を徹底する。

（１）M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化

M&Aの売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそもM&Aの検討を躊躇（ちゅうちょ）する人が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者がM&Aを経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者のM&A市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者のM&Aにおける取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A支援機関登録制度を通じてM&Aの取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&Aキャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&Aにどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国47都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営に関わりのない民間のM&Aアドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&Aアドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&Aの実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&Aアドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えてM&Aアドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。また、同センターによる都道府県のエリアを越えたM&Aのマッチングを促進する。

（３）経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A後の事業の成長加速の観点

から、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的なPMIの推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入金を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という3要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち5割で経営者保証が付いている状況¹³に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記3要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存

しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきている。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を

学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係进行分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と

生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている¹⁴。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な

取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

Ⅲ. 投資立国の実現

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

経済産業省の試算によると、国内投資拡大に向けた足下の官民の取組を継続し、2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を実現することができれば、人口減少下でも拡大する内需が成長をけん引するとともに、不確実性が高まる国際環境の中においても世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出が拡大することがあいまって、2040年度に名目GDPは約1,000兆円となるなど、中長期的な経済成長を実現していくことが可能になる。

この将来見通しの実現のため、GX、DX（AI・データ）等の次世代投資（研究開発やソフトウェア、ロボット・通信機器等）を1.8倍にするべく、製造業では、GX・革新技術による差別化や、DXによるサービス化等を通じ、新需要の創出、高付加価値化を実現する。また、情報通信業・専門サービス業では、新需要の開拓等を通じ、新たな付加価値を創出する。加えて、エッセンシャルサービス業は、省力化設備・サービスを駆使するアドバンスド・エッセンシャルサービス業への変化を図る。

このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却措置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討する。

あわせて、こうした産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化の取組、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進する。

これらを含め、200兆円の目標の実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」として、以下の取組を進める。

1. 中堅企業の創出・成長加速

国内に9,000者存在している中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長と地方創生のけん引役となるポテンシャルを有している¹⁵。賃上げにつながる設備投資の支援に加え、世界市場の中でオンリーワンの製品・サービスを抱える中堅企業の輸出や研究開発を大胆に後押しする施策を具体化し、中

経済財政運営と改革の基本方針 2025 について

（令和 7 年 6 月 13 日）
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2025 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2025
～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和7年6月13日

経済財政運営と改革の基本方針 2025 (目次)

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 ————— 1

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道
2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現
3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築
4. 人中心の国づくり
5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 ————— 6

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
 - (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行
 - (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
 - (1) 地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～
 - (2) 地域における社会課題への対応
 - (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
 - (4) 文化芸術・スポーツの振興
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
 - (1) GXの推進
 - (2) DXの推進
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 先端科学技術の推進
 - (5) スタートアップへの支援
 - (6) 海外活力の取り込み
 - (7) 資産運用立国の実現

4. 国民の安心・安全の確保

- (1) 防災・減災・国土強靱化の推進
- (2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等
- (3) 外交・安全保障の強化
- (4) 経済安全保障の強化
- (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現
- (6) 「世界一安全な日本」の実現
- (7) 「誰一人取り残されない社会」の実現

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 —————37

1. 「経済・財政新生計画」の推進

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

- (1) 全世代型社会保障の構築
- (2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進
- (3) 公教育の再生・研究活動の活性化
- (4) 戦略的な社会資本整備の推進
- (5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

3. 計画推進のための取組の強化

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方 ——51

1. 当面の経済財政運営について

2. 令和8年度予算編成に向けた考え方

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」⁵⁾に基づく取組として、低入札価格調査制度⁶⁾及び最低制限価格制度⁷⁾の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」⁸⁾に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保⁹⁾等¹⁰⁾を進める。中小受託取引適正化法¹¹⁾の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」¹²⁾の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法¹³⁾上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク¹⁴⁾を通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」⁵⁾に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」¹⁵⁾の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」⁵⁾に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載¹⁶⁾に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

⁵⁾ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）。

⁶⁾ 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としてしないことができる制度。

⁷⁾ 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

⁸⁾ 令和7年4月22日閣議決定。

⁹⁾ 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。

¹⁰⁾ 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。

¹¹⁾ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。

¹²⁾ 令和5年11月29日に、内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表。

¹³⁾ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。

¹⁴⁾ 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会及び中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知的財産の観点から支援する枠組み。

¹⁵⁾ 都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること。

¹⁶⁾ 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討する。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」⁵に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のような取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

（三位一体の労働市場改革）

生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援¹⁸に取り組む。具体的には、AIを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」¹⁹を周知するとともに、「人的資本可視化指針」²⁰の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やAIの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度²¹、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者²²に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法²³施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める²⁴。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

¹⁸ リ・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。

¹⁹ 令和6年8月28日に、内閣官房、経済産業省及び厚生労働省が策定・公表。

²⁰ 令和4年8月30日に、非財務情報可視化研究会が策定・公表。

²¹ 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度など、勤務時間、勤務地、職種・職務等を限定した制度。

²² 生活困窮、障害、ひきこもり、疾病、刑務所出所者であること等により就労が困難な状況にある者。

²³ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

²⁴ この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のIT化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業²⁵のロールアップ²⁶を促進する。事業者選択型経営者保証非提供制度²⁷の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」²⁸に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」²⁹を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理³⁰を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」³¹を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

（1）地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～

（地方創生2.0基本構想）

全ての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる、多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていくことができる活力ある地方・国家である「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく。その実現には、持続可能な社会として、我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活

²⁵ 資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがあり、将来の事業継続に問題を抱えているなど、金融支援（条件変更、債務減免等）を必要とする事業者層。

²⁶ 連続的なM&Aによる集約化・統合。

²⁷ 信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として、経営者保証を提供しないことを選択できる制度。

²⁸ 令和7年3月17日に、経済産業省、金融庁及び財務省が策定・公表。

²⁹ 人口減少地域では、地域社会に不可欠なサービスの供給が困難になりつつあることを踏まえ、省力化・デジタル化、協同化等の生産性向上を図り、サービス供給を維持・発展させることに取り組む協同組合や住民出資会社等を主体とした新たな共助型事業体。

³⁰ 「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和5年6月22日に、中小企業庁が公表）を踏まえた、経営者が行う人材確保・定着・活用に対する支援。

³¹ 令和7年3月25日閣議決定。



宮崎県経済の動き (令和6年)

目次

- 1 全体の概況 ……1
- 2 各分野の動き ……3

令和7年5月
宮崎県 総合政策部 統計調査課

※この資料は令和 7 年 3 月31日までに得られた数値により作成した。

1 全体の概況

令和6年の県内経済は、観光面でコロナ禍からの回復が続くなど、明るい動きはあったものの、物価上昇の影響等により、全体としては持ち直しの動きに足踏みがみられた。

<主要な経済指標の動き>

(1) 生産 鉱工業生産指数及び出荷指数は、3年連続で低下した。

指標名	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
鉱工業生産指数 (原指数)	(H27=100) ※年平均	87.7 ⬇️ △ 9.2	91.7 ⬆️ 4.6	87.1 ⬇️ △ 5.0	82.4 ⬇️ △ 5.4	79.6 ⬇️ △ 3.4
鉱工業出荷指数 (原指数)	(H27=100) ※年平均	88.1 ⬇️ △ 6.7	90.7 ⬆️ 3.0	86.9 ⬇️ △ 4.2	81.5 ⬇️ △ 6.2	78.7 ⬇️ △ 3.4
鉱工業在庫指数 (原指数)	(H27=100) ※年平均	108.8 ⬇️ △ 6.8	111.0 ⬆️ 2.0	111.4 ⬆️ 0.4	117.2 ⬆️ 5.2	106.8 ⬇️ △ 8.9

※下段は対前年増減率 (%)

(2) 消費 百貨店・スーパー販売額は3年連続で増加したが、物価高騰による節約意識の高まりなどにより、増加率は縮小した。 航空便乗降客数は、国際線の増便や就航再開等もあって、3年連続で増加した。 消費者物価指数は食料品の大幅な値上がり等により、3年連続で上昇した。

指標名	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
百貨店・スーパー 販売額	百万円 (全店)	69,413 ⬇️ △ 4.6	68,495 ⬇️ △ 2.5	72,097 ⬆️ 5.3	73,768 ⬆️ 2.3	74,518 ⬆️ 1.0
	(既存店)	⬇️ △ 3.5	⬇️ △ 2.0	⬆️ 5.3	⬆️ 2.3	⬆️ 1.0
乗用車新車登録台 数 (普通車)	台	20,442 ⬇️ △ 11.2	19,279 ⬇️ △ 5.7	17,144 ⬇️ △ 11.1	20,563 ⬆️ 19.9	19,804 ⬇️ △ 3.7
乗用車新車届出台 数 (軽自動車)	台	15,228 ⬇️ △ 13.8	14,413 ⬇️ △ 5.4	13,003 ⬇️ △ 9.8	13,865 ⬆️ 6.6	12,277 ⬇️ △ 11.5
航空便 乗降客数	人	1,367,811 ⬇️ △ 59.3	1,216,020 ⬇️ △ 11.1	2,192,336 ⬆️ 80.3	2,979,930 ⬆️ 35.9	3,116,014 ⬆️ 4.6
主要ホテル・ 旅館宿泊客数 (宮崎市内)	人	768,705 ⬇️ △ 38.9	802,856 ⬆️ 4.4	1,105,710 ⬆️ 37.7	1,180,299 ⬆️ 6.7	1,254,308 ⬆️ 6.3
消費者物価指数 (総合指数) 宮崎 市	(R2=100) ※年平均	100.0 ⬇️ △ 0.1	99.5 ⬇️ △ 0.5	101.9 ⬆️ 2.4	105.3 ⬆️ 3.3	108.9 ⬆️ 3.4
消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合) 宮崎市	(R2=100) ※年平均	100.0 ⬇️ △ 0.4	99.6 ⬇️ △ 0.4	101.7 ⬆️ 2.2	105.1 ⬆️ 3.3	108.3 ⬆️ 3.1

※下段は対前年増減率 (%)

- (3) 雇用・労働 有効求人倍率は低下したが、引き続き堅調に推移した。
実質賃金指数は前年をやや上回り、3年ぶりに上昇した。

指標名	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
有効求人倍率 (原数値)	倍 ※年平均	1.18 △ 0.27	1.32 0.14	1.43 0.11	1.41 △ 0.02	1.30 △ 0.11
新規求職申込件数	件	52,651 △ 6.4	53,054 0.8	52,711 △ 0.6	52,925 0.4	51,647 △ 2.4
新規求人数	人	101,310 △ 13.4	114,301 12.8	122,035 6.8	121,549 △ 0.4	112,628 △ 7.3
実質賃金指数 (きまって支給する給与)	(R2=100) ※年平均	100.0 △ 1.3	102.7 2.7	101.1 △ 1.6	96.5 △ 4.5	96.9 0.4
総実労働時間指数	(R2=100) ※年平均	100.0 △ 0.8	100.5 0.5	100.3 △ 0.2	98.2 △ 2.1	97.3 △ 0.9
所定外労働時間指数	(R2=100) ※年平均	100.0 △ 6.4	101.6 1.6	112.3 10.5	110.6 △ 1.5	101.3 △ 8.4
常用雇用指数	(R2=100) ※年平均	100.0 △ 0.6	97.4 △ 2.6	99.5 2.2	101.4 1.9	103.1 1.7

※下段：有効求人倍率は前期差（ポイント）、それ以外は対前年増減率（％）

- (4) 投資 新設住宅着工戸数は3年連続で減少した。
公共工事は、請負金額が2年連続で増加した。

指標名	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新設住宅着工戸数	戸	5,886 △ 8.9	6,796 15.5	6,079 △ 10.6	5,929 △ 2.5	5,391 △ 9.1
公共工事請負件数	件	4,123 △ 7.3	4,030 △ 2.3	3,573 △ 11.3	4,360 22.0	4,037 △ 7.4
公共工事請負金額	百万円	164,966 19.4	152,836 △ 7.4	143,645 △ 6.0	162,604 13.2	188,183 15.7

※下段は対前年増減率（％）

- (5) 経営・金融 企業倒産は件数、負債額ともに増加した。
預金・貸出金残高はともに増加した。

指標名	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
企業倒産件数 (負債総額1千万円以上)	件	33 26.9	27 △ 18.2	23 △ 14.8	32 39.1	49 53.1
企業倒産負債額 (負債総額1千万円以上)	百万円	3,454 136.1	3,367 △ 2.5	4,154 23.4	2,886 △ 30.5	7,197 149.4
金融機関預金残高	億円	51,018 10.7	53,158 4.2	55,216 3.9	55,705 0.9	56,671 1.7
金融機関貸出金残高	億円	31,910 5.2	32,097 0.6	32,462 1.1	32,780 1.0	34,404 5.0

※下段は対前年増減率（％）

※矢印は景気動向を表しており、企業倒産に係る指数は逆サイクルとなる。

2 生産

鋳工業生産指数及び出荷指数は、3年連続で低下した。

鋳工業生産指数は 79.6で、前年比△ 3.4%となった。（3年連続のマイナス）
 “ 出荷指数は 78.7で、前年比△ 3.4%となった。（3年連続のマイナス）
 “ 在庫指数は106.8で、前年比△ 8.9%となった。（4年ぶりのマイナス）

図表 2－1 鋳工業指数

（平成27年=100、%）

	生 産	対前年(期) 増減率	出 荷	対前年(期) 増減率	在 庫	対前年(期) 増減率
令和2年	87.7	△ 9.2	88.1	△ 6.7	108.8	△ 6.8
3年	91.7	4.6	90.7	3.0	111.0	2.0
4年	87.1	△ 5.0	86.9	△ 4.2	111.4	0.4
5年	82.4	△ 5.4	81.5	△ 6.2	117.2	5.2
6年	79.6	△ 3.4	78.7	△ 3.4	106.8	△ 8.9
令和6年Ⅰ	78.8	△ 2.5	77.4	△ 4.4	121.3	1.9
Ⅱ	81.7	3.7	80.1	3.5	113.6	△ 6.3
Ⅲ	78.4	△ 4.0	78.1	△ 2.5	111.0	△ 2.3
Ⅳ	78.6	0.3	78.2	0.1	108.5	△ 2.3

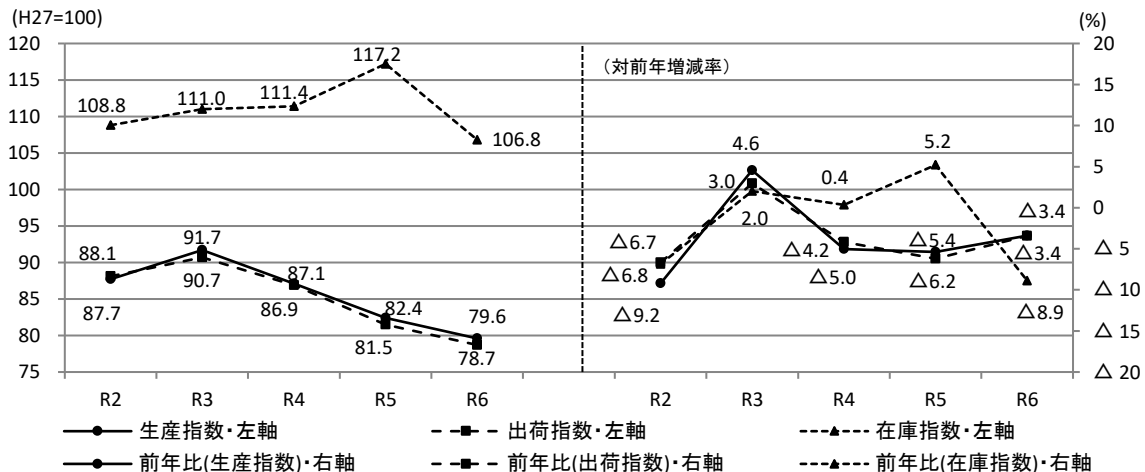
※年指数は原数値、四半期指標は季節調整済指数である。

（資料：県統計調査課）

※表中のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは、それぞれ第1四半期（1～3月）、第2四半期（4～6月）、第3四半期（7～9月）、第4四半期（10～12月）を示す（以下同じ）。

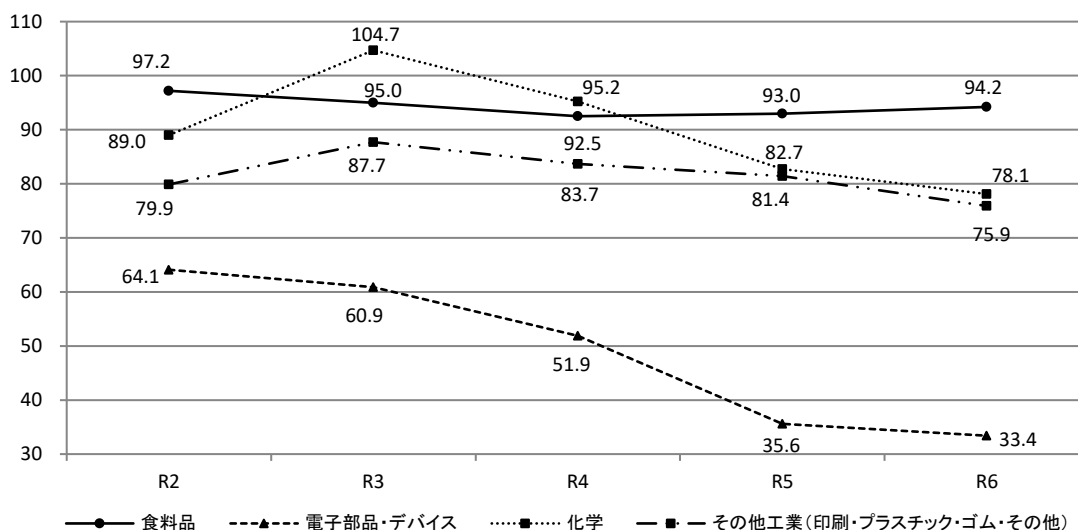
図表 2－2 鋳工業指数の推移

（H27=100）



図表 2－3 主要業種の鋳工業生産指数の推移

（H27=100）



3 消費

百貨店・スーパー販売額は3年連続で増加したが、物価高騰による節約意識の高まりなどにより、増加率は縮小した。
航空便乗降客数は、国際線の増便や就航再開等もあって、3年連続で増加した。
消費者物価指数は食料品の大幅な値上がり等により、3年連続で上昇した。

(1) 百貨店・スーパー販売額

百貨店・スーパー販売額（全店ベース）は前年比 1.0%増加の約745億円となり、既存店ベースでは前年比 1.0%増加となった。

図表 3-1 百貨店・スーパー販売額（品目別）（百万円、%）

	衣料品	飲食料品	その他	計	対前年(同期)増減率	
					既存店	
令和2年	10,986	37,348	21,080	69,413	△ 4.6	△ 3.5
3年	10,518	37,722	20,254	68,495	△ 2.5	△ 2.0
4年	10,931	39,955	21,211	72,097	5.3	5.3
5年	11,227	41,053	21,488	73,768	2.3	2.3
6年	10,684	41,638	22,196	74,518	1.0	1.0
令和6年 I	2,499	9,737	5,201	17,438	0.7	0.7
II	2,752	9,548	5,110	17,410	△ 0.8	△ 0.8
III	2,365	10,556	5,805	18,726	1.9	1.9
IV	3,069	11,797	6,080	20,945	2.1	2.1

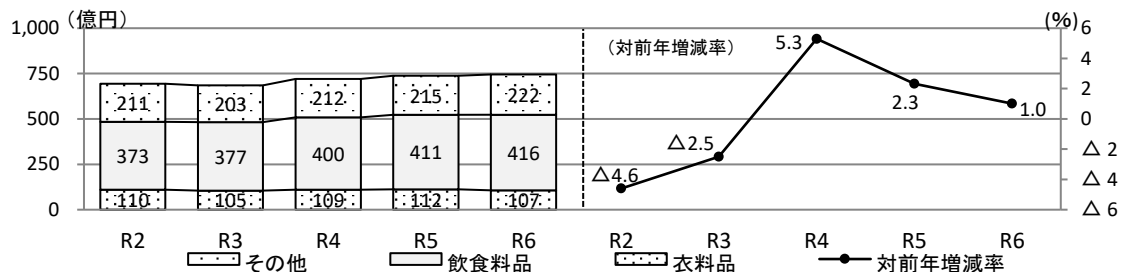
（資料：九州経済産業局）

※「既存店」は、当月及び前年同月とも調査の対象となっている事業所をいう。

※調査対象の見直しがあったことに伴い、令和2年2月以前の販売額とは不連続が生じている。

対前年(同期)増減率は、この見直しに伴うギャップをリンク係数で調整した販売額で計算している。

図表 3-2 百貨店・スーパー販売額の推移



(2) 乗用車新車登録・届出台数

乗用車新車登録台数は約2万台となり、前年比 3.7%減少した。

乗用車新車届出台数は約1万2千台となり、前年比11.5%減少した。

※登録台数…普通車

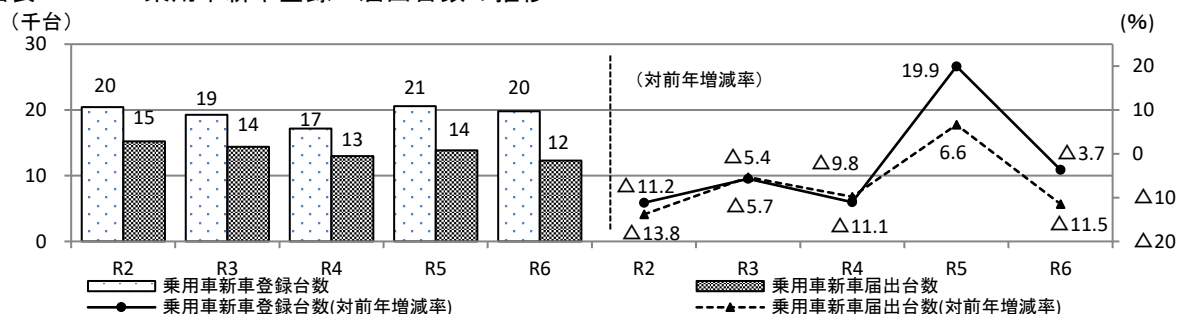
届出台数…軽自動車

図表 3-3 乗用車新車登録・届出台数（台、%）

	乗用車新車登録台数		乗用車新車届出台数	
	対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率	
令和2年	△ 11.2	20,442	△ 13.8	15,228
3年	△ 5.7	19,279	△ 5.4	14,413
4年	△ 11.1	17,144	△ 9.8	13,003
5年	19.9	20,563	6.6	13,865
6年	△ 3.7	19,804	△ 11.5	12,277
令和6年 I	△ 7.0	5,472	△ 29.9	2,933
II	△ 6.9	4,323	△ 13.6	2,595
III	1.5	4,948	7.9	3,462
IV	△ 1.9	5,061	△ 5.2	3,287

（資料：日本自動車販売協会連合会宮崎県支部）

図表 3-4 乗用車新車登録・届出台数の推移



(3) 航空便利用客数

宮崎空港乗降客数は、前年比 4.6%増加の約312万人となった。
国内主要3路線は、東京・大阪・福岡ともに前年比で増加した。

図表 3-5 宮崎空港乗降客数 (人、%)

	国内線	国際線	乗降客総数	対前年(同期)
				増減率
令和2年	1,354,460	13,351	1,367,811	△ 59.3
3年	1,216,020	0	1,216,020	△ 11.1
4年	2,191,488	848	2,192,336	80.3
5年	2,959,199	20,731	2,979,930	35.9
6年	3,063,038	52,976	3,116,014	4.6
令和6年 I	766,332	12,806	779,138	6.1
II	679,656	10,703	690,359	0.6
III	784,293	9,478	793,771	8.1
IV	832,757	19,989	852,746	3.4

※チャーター便を含む。

図表 3-6 主要路線の状況 (人、%)

	乗 降 客 数
東京	1,574,874 4.0
大阪	735,655 1.3
福岡	477,480 0.5

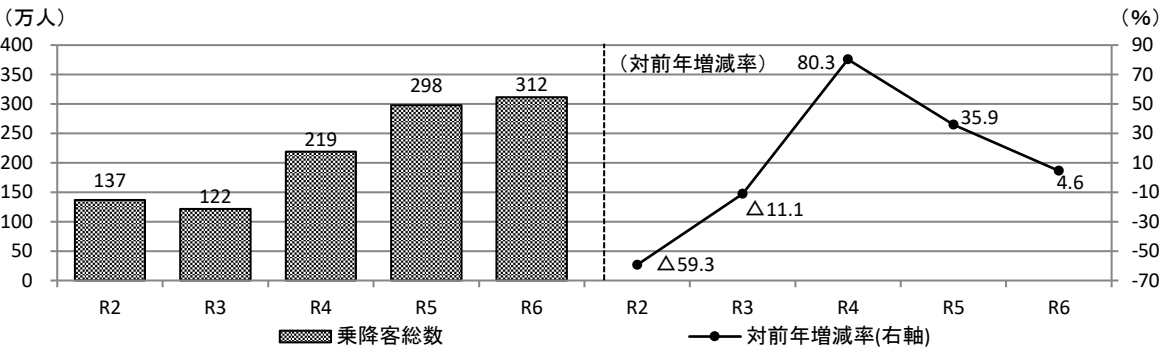
※下段は対前年増減率 (%)

※東京：羽田＋成田

大阪：伊丹＋関西

(資料：宮崎交通(株)、県総合交通課)

図表 3-7 宮崎空港乗降客数の推移



(4) 主要ホテル・旅館宿泊客数 (宮崎市内)

主要ホテル・旅館宿泊客数は、「ひなたフェス2024」の開催 (9月) や外国人宿泊客数の増加 (12月) 等により、前年比 6.3%増の約 125万人となった。

図表 3-8

主要ホテル・旅館宿泊客数 (各年)

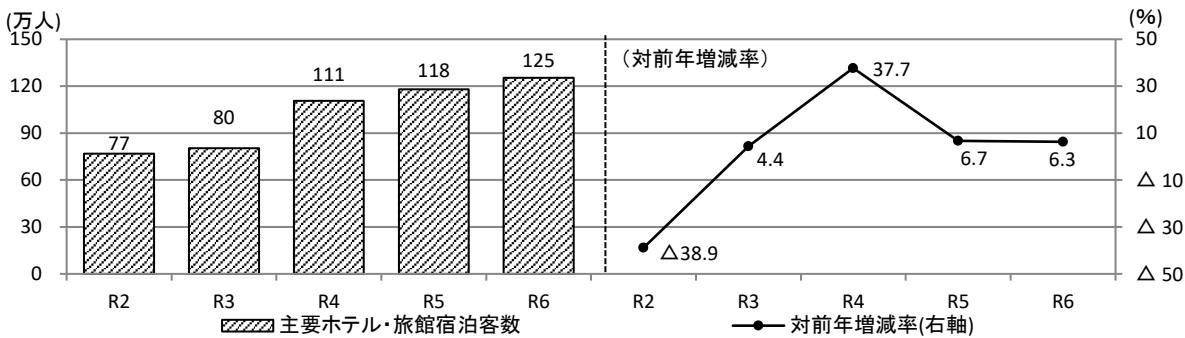
	主要ホテル・旅館宿泊客数	対前年(同期)
		増減率
令和2年	768,705	△ 38.9
3年	802,856	4.4
4年	1,105,710	37.7
5年	1,180,299	6.7
6年	1,254,308	6.3
令和6年 I	309,714	4.9
II	274,153	0.9
III	330,557	8.5
IV	339,884	10.1

図表 3-9 主要ホテル・旅館宿泊客数 (各月)

		対前年 同月 増減率			対前年 同月 増減率
令和6年1月	90,513	7.7	R6年7月	106,935	8.5
2月	103,809	6.5	8月	119,371	5.4
3月	115,392	1.5	9月	104,251	12.2
4月	89,507	2.9	10月	109,730	6.8
5月	99,825	0.3	11月	113,908	6.6
6月	84,821	△ 0.5	12月	116,246	17.4

(資料：県観光推進課)

図表 3-10 主要ホテル・旅館宿泊客数の推移



(5) 消費者物価指数（宮崎市）

総合指数は、前年比 3.4%上昇し、108.9となった。

生鮮食品を除く総合指数は、前年比 3.1%上昇し、108.3となった。

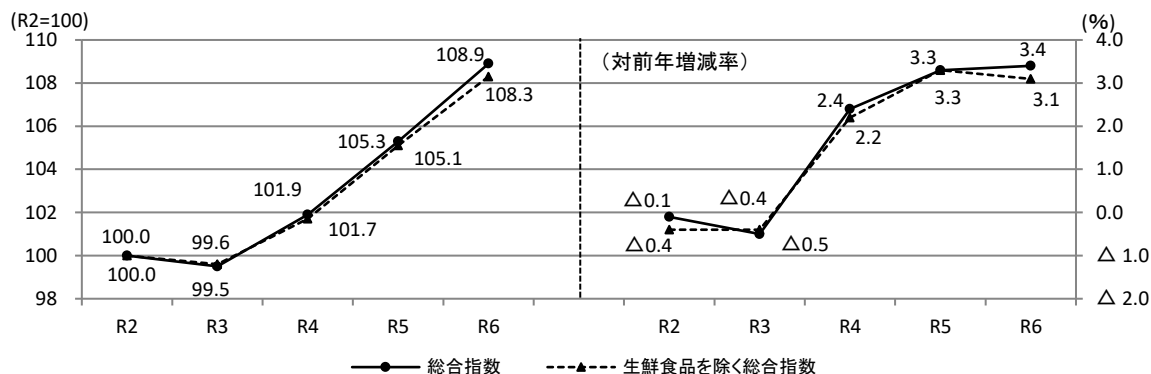
費目別では、生鮮野菜・果物の値上がりや米の価格高騰等により食料が上昇した。

図表 3－1 1 消費者物価指数（令和2年=100、%）

	総合指数		生鮮食品を除く総合指数	
		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率
令和2年	100.0	△ 0.1	100.0	△ 0.4
3年	99.5	△ 0.5	99.6	△ 0.4
4年	101.9	2.4	101.7	2.2
5年	105.3	3.3	105.1	3.3
6年	108.9	3.4	108.3	3.1
令和6年 I	107.1	3.3	106.7	3.2
II	108.3	3.4	107.9	3.2
III	109.3	3.3	108.7	3.0
IV	111.0	3.6	110.0	3.1

図表 3－1 2 消費者物価指数の推移

（資料：県統計調査課）



4 雇用・労働

有効求人倍率は低下したが、引き続き堅調に推移した。

実質賃金指数は前年をやや上回り、3年ぶりに上昇した。

(1) 有効求人倍率

有効求人倍率（県）は1.30倍で、前年を0.11ポイント下回り、2年連続で低下した。

図表 4－1 有効求人倍率

（倍、%、ポイント）

	有効求人倍率(県)		有効求人倍率(国)		完全失業率(国)	
		前年(期)差		前年(期)差		前年(期)差
令和2年	1.18	△ 0.27	1.18	△ 0.42	2.8	0.4
3年	1.32	0.14	1.13	△ 0.05	2.8	0.0
4年	1.43	0.11	1.28	0.15	2.6	△ 0.2
5年	1.41	△ 0.02	1.31	0.03	2.6	0.0
6年	1.30	△ 0.11	1.25	△ 0.06	2.5	△ 0.1
令和6年 I	1.31	△ 0.04	1.26	△ 0.02	2.6	0.0
II	1.29	△ 0.02	1.25	△ 0.01	2.6	0.0
III	1.30	0.01	1.24	△ 0.01	2.5	△ 0.1
IV	1.30	0.00	1.25	0.01	2.5	0.0

（資料：厚生労働省）

（資料：総務省）

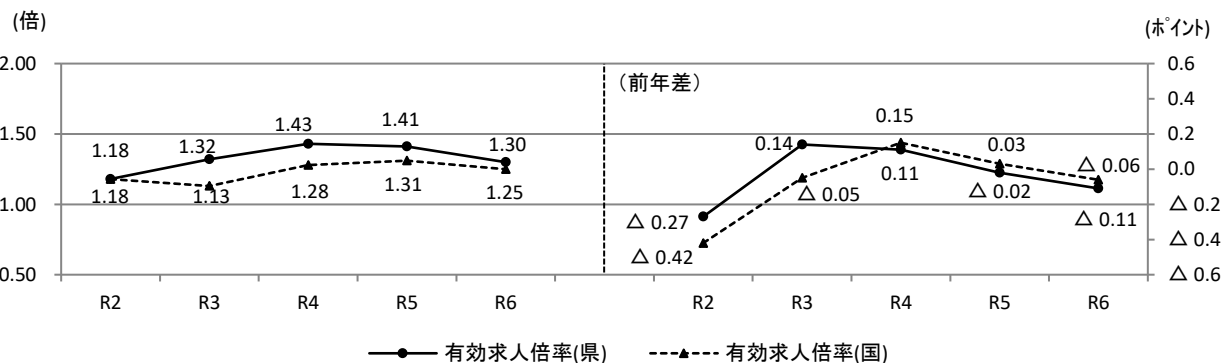
九州各県の有効求人倍率
（令和6年平均）

福岡	1.18
佐賀	1.30
長崎	1.19
熊本	1.23
大分	1.35
宮崎	1.30
鹿児島	1.15
沖縄	1.00

（資料：厚生労働省）

※年指数は原指数、四半期指標は季節調整値である。

図表 4－2 有効求人倍率の推移



(2) 新規求職申込件数及び新規求人数

新規求職申込件数は、前年比 2.4% 減少し、約5万2千件となった。
新規求人数は、前年比 7.3%減少し、約11万3千人となった。

新規求人数が減少した主な業種（対前年増加率順）

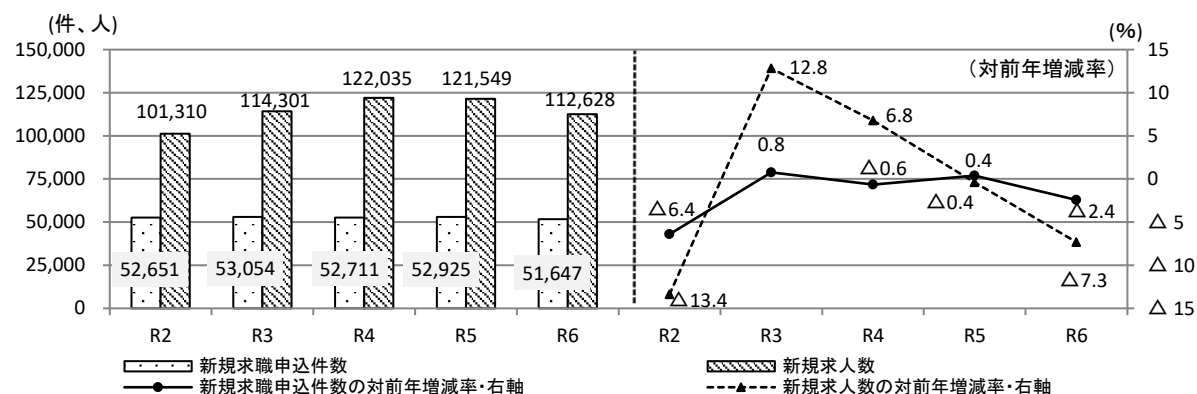
- 情報通信業 -29.3%(前年差-1940人)
- 不動産業、物品賃貸業 -16%(同-260人)
- 鉱業、採石業、砂利採取業 -14.4%(同-18人)
- 公務その他 -13.7%(同-307人)

図表 4-3 新規求職申込件数、新規求人数

	新規求職申込件数		新規求人数	
		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率
令和2年	52,651	△ 6.4	101,310	△ 13.4
3年	53,054	0.8	114,301	12.8
4年	52,711	△ 0.6	122,035	6.8
5年	52,925	0.4	121,549	△ 0.4
6年	51,647	△ 2.4	112,628	△ 7.3
令和6年 I	14,160	△ 0.3	30,118	△ 8.1
II	14,943	△ 1.4	27,321	△ 10.3
III	11,650	△ 5.7	27,684	△ 5.1
IV	10,894	△ 2.9	27,505	△ 5.7

(資料：宮崎労働局)

図表 4-4 新規求職申込件数、新規求人数の推移



(3) 労働関連指数

実質賃金指数（きまって支給する給与）は、前年比 0.4%上昇し、96.9となった。
総実労働時間指数は、前年比 0.9%低下し、97.3となった。
所定外労働時間指数は、前年比 8.4%低下し、101.3となった。
常用雇用指数は、前年比 1.7%上昇し、103.1となった。

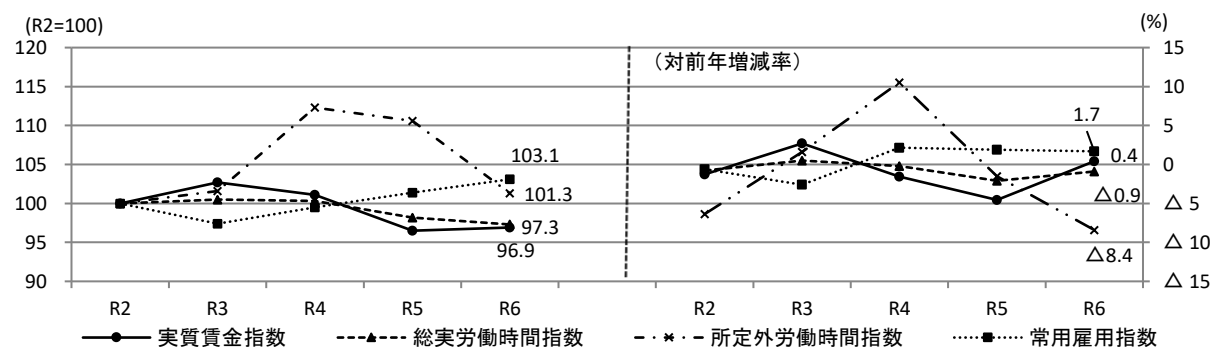
図表 4-5 労働関連指数（事業所規模5人以上）

(令和2年=100、%)

	実質賃金指数 (きまって支給する給与)		総実労働時間指数		所定外労働時間指数		常用雇用指数	
		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率
令和2年	100.0	△ 1.3	100.0	△ 0.8	100.0	△ 6.4	100.0	△ 0.6
3年	102.7	2.7	100.5	0.5	101.6	1.6	97.4	△ 2.6
4年	101.1	△ 1.6	100.3	△ 0.2	112.3	10.5	99.5	2.2
5年	96.5	△ 4.5	98.2	△ 2.1	110.6	△ 1.5	101.4	1.9
6年	96.9	0.4	97.3	△ 0.9	101.3	△ 8.4	103.1	1.7
令和6年 I	97.5	0.7	96.1	0.0	108.3	0.4	102.1	2.1
II	99.6	2.2	100.3	△ 0.2	107.5	△ 4.6	103.3	2.4
III	95.6	△ 0.7	95.0	△ 2.6	94.8	△ 14.1	103.6	1.5
IV	95.0	△ 0.5	97.8	△ 1.0	94.4	△ 15.3	103.2	0.6

(資料：県統計調査課)

図表 4-6 労働関連指数の推移



5 投資

新設住宅着工戸数は3年連続で減少した。

公共工事は、請負金額が2年連続で増加した。

(1) 新設住宅着工戸数

新設住宅着工戸数は、持家や貸家等が減少したことから、全体では前年比9.1%減少し、5,391戸となった。

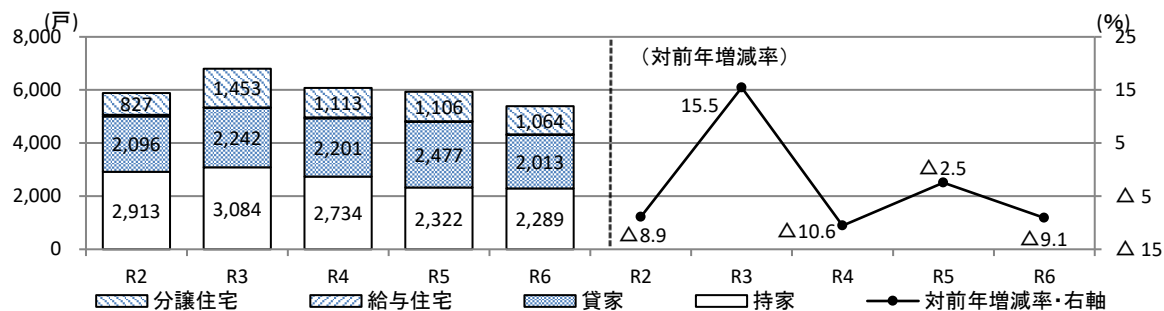
図表5-1 新設住宅着工戸数

(戸、%)

	総数		持家		貸家		給与住宅		分譲住宅	
		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率
令和2年	5,886	△ 8.9	2,913	△ 12.5	2,096	△ 8.0	50	85.2	827	△ 0.4
3年	6,796	15.5	3,084	5.9	2,242	7.0	17	△ 66.0	1,453	75.7
4年	6,079	△ 10.6	2,734	△ 11.3	2,201	△ 1.8	31	82.4	1,113	△ 23.4
5年	5,929	△ 2.5	2,322	△ 15.1	2,477	12.5	24	△ 22.6	1,106	△ 0.6
6年	5,391	△ 9.1	2,289	△ 1.4	2,013	△ 18.7	25	4.2	1,064	△ 3.8
令和6年Ⅰ	1,267	△ 13.2	518	△ 6.3	500	△ 17.8	7	600.0	242	△ 18.5
Ⅱ	1,511	4.9	553	△ 5.1	583	8.4	8	60.0	367	16.5
Ⅲ	1,273	△ 14.7	578	△ 8.4	472	△ 16.9	5	△ 28.6	218	△ 24.0
Ⅳ	1,340	△ 12.8	640	15.3	458	△ 40.0	5	△ 54.5	237	14.5

(資料：国土交通省)

図表5-2 新設住宅着工戸数の推移



(2) 公共工事請負状況

公共工事請負件数は、前年比 7.4%減少し、4,037件となった。

公共工事請負金額は、前年比15.7%増加し、約1,882億円となった。

図表5-3 発注者別請負状況

(百万円、%)

発注者	請負金額	
		対前年増減率
国	38,431	25.5
独立行政法人等	5,281	△ 45.7
県	73,486	14.3
市町村	63,757	16.0
その他の公共的団体	7,232	140.0

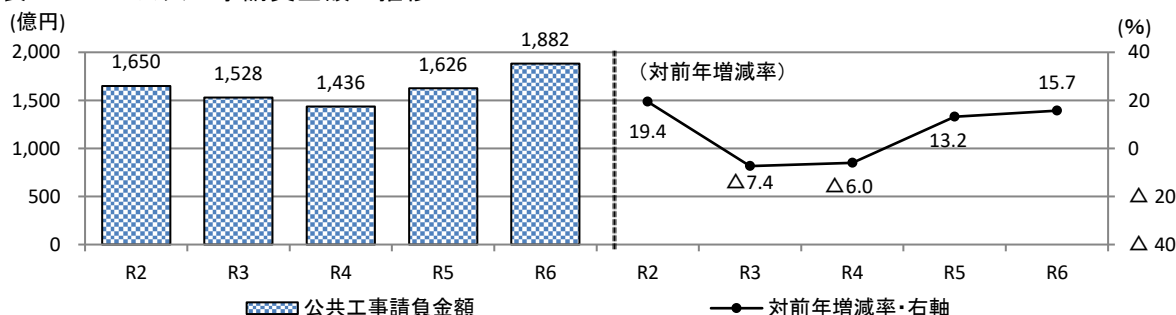
図表5-4 公共工事請負件数、金額

(件、百万円、%)

	請負件数		請負金額	
		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率
令和2年	4,123	△ 7.3	164,966	19.4
3年	4,030	△ 2.3	152,836	△ 7.4
4年	3,573	△ 11.3	143,645	△ 6.0
5年	4,360	22.0	162,604	13.2
6年	4,037	△ 7.4	188,183	15.7
令和6年Ⅰ	891	△ 23.1	49,499	57.3
Ⅱ	930	5.6	52,877	23.2
Ⅲ	1,143	△ 9.1	44,173	△ 13.1
Ⅳ	1,073	1.0	41,634	11.4

(資料：西日本建設業保証(株)宮崎支店)

図表5-5 公共工事請負金額の推移



6 経営・金融

企業倒産は件数、負債額ともに増加した。

預金・貸出金残高はともに増加した。

(1) 企業倒産状況

企業倒産件数（負債総額1千万円以上の法人及び個人企業）は、前年比53.1%増加し、49件となった。

負債額は前年比149.4%増加し、約72億円となった。

倒産負債額が多かった主な業種

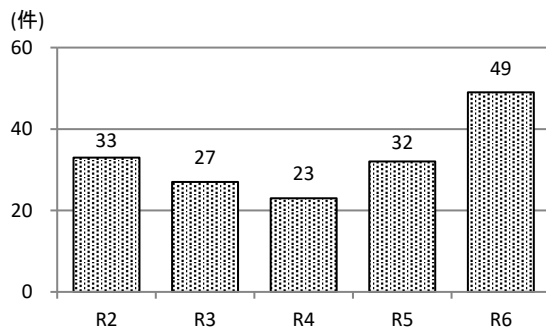
- ・サービス業 49億36百万円
(全体の68.6% 前年比+945.8%)
- ・製造業 8億3百万円
(全体の11.2% 前年比△3.1%)
- ・建設業 7億62百万円
(全体の10.6% 前年比+252.8%)

図表6-1 企業倒産件数、負債額 (件、百万円、%)

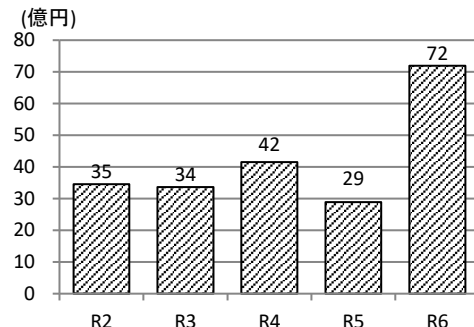
	件数		負債額	
		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率
令和2年	33	26.9	3,454	136.1
3年	27	△18.2	3,367	△2.5
4年	23	△14.8	4,154	23.4
5年	32	39.1	2,886	△30.5
6年	49	53.1	7,197	149.4
令和6年Ⅰ	13	85.7	1,796	470.2
Ⅱ	15	87.5	2,875	139.6
Ⅲ	8	△38.5	1,699	108.2
Ⅳ	13	225.0	827	49.0

(資料：(株)東京商工リサーチ宮崎支店)

図表6-2 企業倒産件数



図表6-3 負債額



(2) 金融機関預金・貸出金残高

金融機関預金残高は、前年末比1.7%増加し、約5兆7千億円となった。

金融機関貸出金残高は、前年末比5.0%増加し、約3兆4千億円となった。

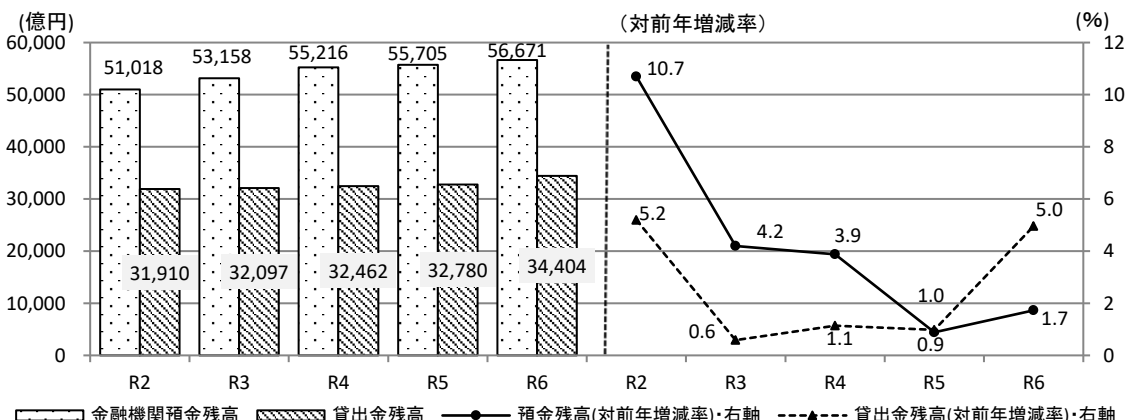
図表6-4 金融機関預金残高、貸出金残高

(億円、%)

	金融機関預金残高		金融機関貸出金残高	
		対前年(同期)増減率		対前年(同期)増減率
令和2年12月	51,018	10.7	31,910	5.2
3年12月	53,158	4.2	32,097	0.6
4年12月	55,216	3.9	32,462	1.1
5年12月	55,705	0.9	32,780	1.0
6年12月	56,671	1.7	34,404	5.0
令和6年3月	56,107	0.8	32,808	0.8
6月	56,577	0.2	33,032	2.0
9月	55,647	△0.0	33,078	1.5
12月	56,671	1.7	34,404	5.0

(資料：日本銀行宮崎事務所、宮崎県信用農業協同組合連合会)

図表6-5 金融機関預金残高、貸出金残高の推移



7 景気動向指数

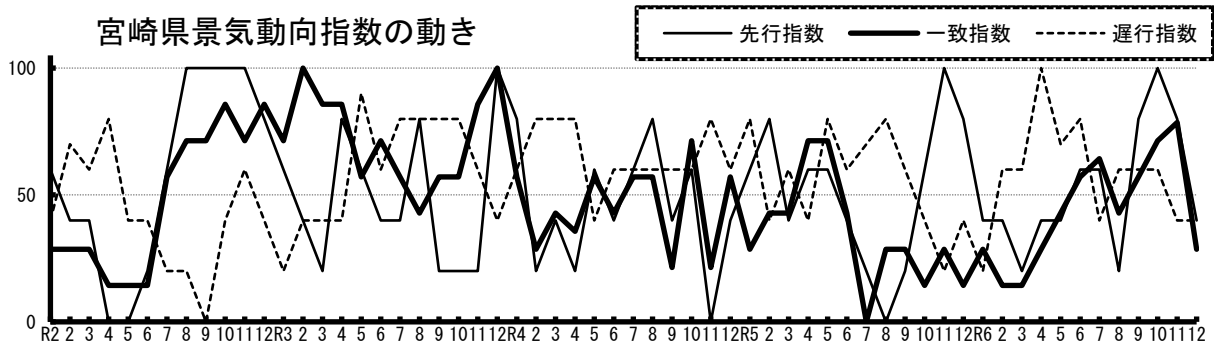
一致指数は、前半は低調に推移したが、後半には上昇傾向となった。

図表 7-1 景気動向指数

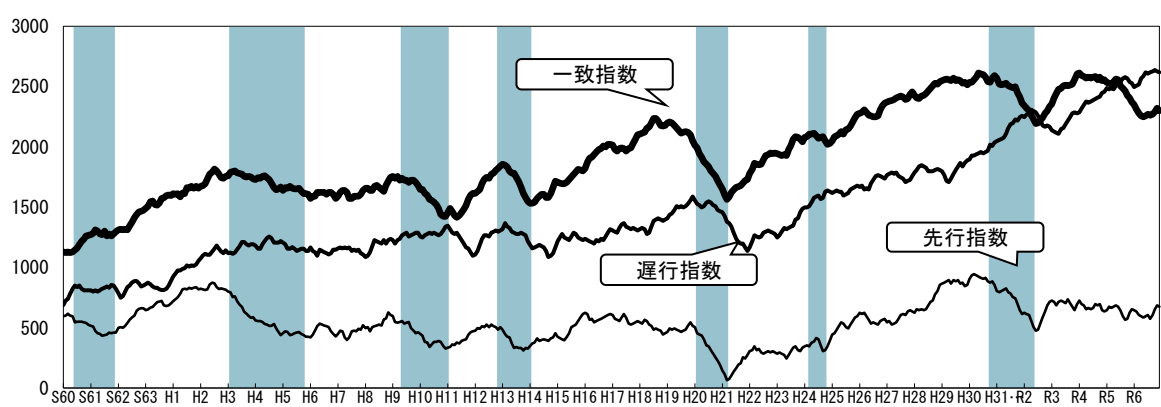
	先行指数	一致指数	遅行指数
令和6年1月	40.0	28.6	20.0
2月	20.0	14.3	60.0
3月	40.0	14.3	60.0
4月	40.0	28.6	100.0
5月	40.0	42.9	70.0
6月	60.0	57.1	80.0
7月	60.0	64.3	40.0
8月	20.0	42.9	60.0
9月	80.0	57.1	60.0
10月	100.0	71.4	60.0
11月	80.0	78.6	40.0
12月	40.0	28.6	40.0

(資料：県統計調査課)

図表 7-2 景気動向指数の推移



図表 7-3 DI 累積指数



※シャドー部分は景気後退期を示す（内閣府が設定する全国の景気基準日付による）。
見やすくするため、先行指数には 600、一致指数には1100、遅行指数には 700をそれぞれ加算している。

(参考)

景気動向指数 (DI) :

景気が上向き (拡張局面) か、下向き (縮小局面) かを総合的に示す指数。

50%を上回って推移しているときは景気拡張局面、下回って推移しているときは景気後退局面と判断される。

DI 累積指数 :

当月の累積指数 = 前月の累積指数 + (今月のDI - 50)

各指数から景気判断の基準となる50を引くことで、景気の拡張・後退の動向だけを確認することができる指数。

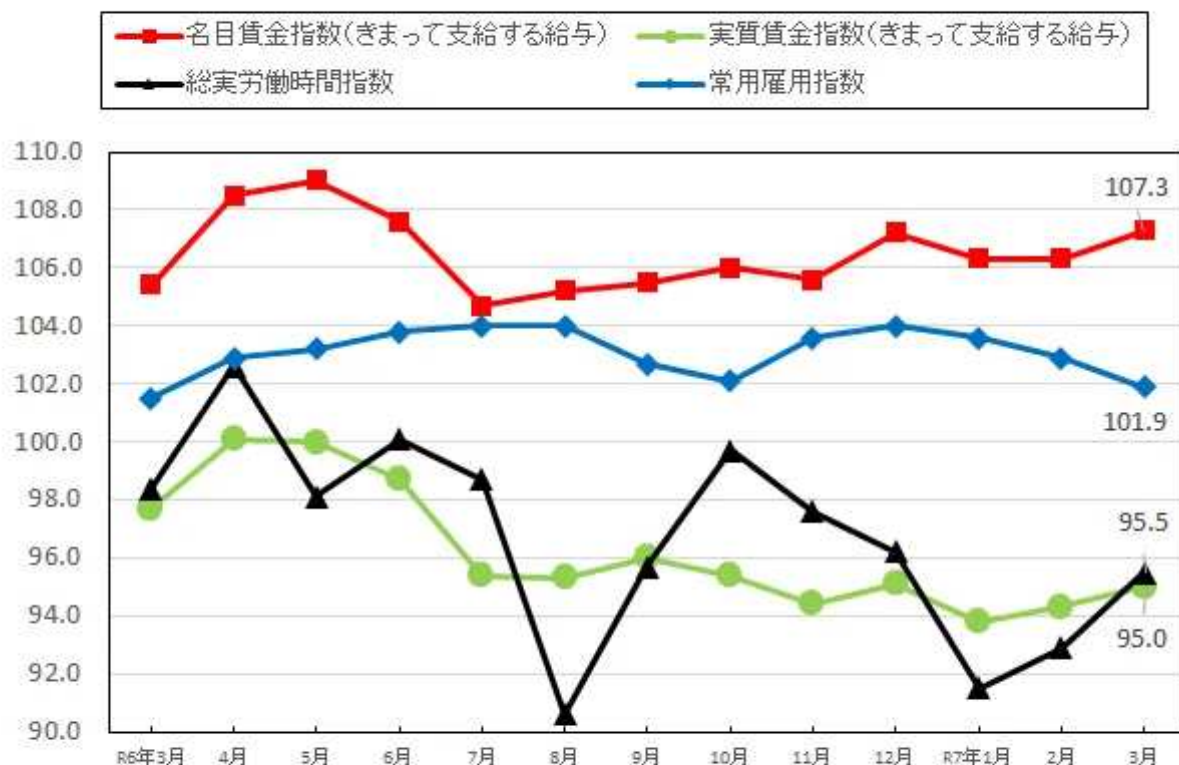
みやぎの賃金・労働時間・雇用の動き（令和7年3月分）

宮崎県における令和7年3月の賃金、労働時間及び雇用に関する調査結果（調査産業計）は以下のとおりです。

注1) 調査対象事業所は定期的に一部入替えを行なっているため、前年同月と比較した場合には対象となった事業所が一部異なります。

注2) 調査結果は、調査事業所からの報告をもとにして、本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものですので、ご利用の際にはご注意ください。

（令和2年＝100）



※事業所規模5人以上：調査産業計

1.賃金の動き

(1)宮崎県と全国の比較

令和7年3月	宮崎		全国	
	事業所規模5人以上	前年同月比	事業所規模5人以上	前年同月比
1人平均現金給与総額	252,350円	3.7%増	309,059円	2.3%増
きまって支給する給与	235,364円	1.8%増	282,931円	1.4%増
所定内給与	220,993円	1.6%増	263,102円	1.4%増

注)前年同月比は令和2年平均を100とする指数で比較。

注)上記は、一般労働者とパートタイム労働者を含んだ数値です。

(2)事業所規模別の状況

令和7年3月	事業所規模5人以上	前年同月比	事業所規模30人以上	前年同月比
1人平均現金給与総額	252,350円	3.7%増	261,323円	2.2%増
きまって支給する給与	235,364円	1.8%増	254,220円	3.2%増
所定内給与	220,993円	1.6%増	238,351円	3.6%増

特別に支払われた 給与	16,986円	前年同月 差	7,103円	前年同月 差
		4,878円増		2,382円減

注)上記は、一般労働者とパートタイム労働者を含んだ数値です。

■ [表1：産業別にみた賃金の動き（エクセル：30KB）](#)

(3)就業形態別の状況

令和7年3月	事業所規模5 人以上	前年同 月比	事業所規模30 人以上	前年同 月比
一般労働者の1人平均現金給与 総額	317,220円	5.6%増	312,795円	3.6%増
パートタイム労働者の1人平均 現金給与総額	102,673円	7.9%増	109,547円	0.9%増

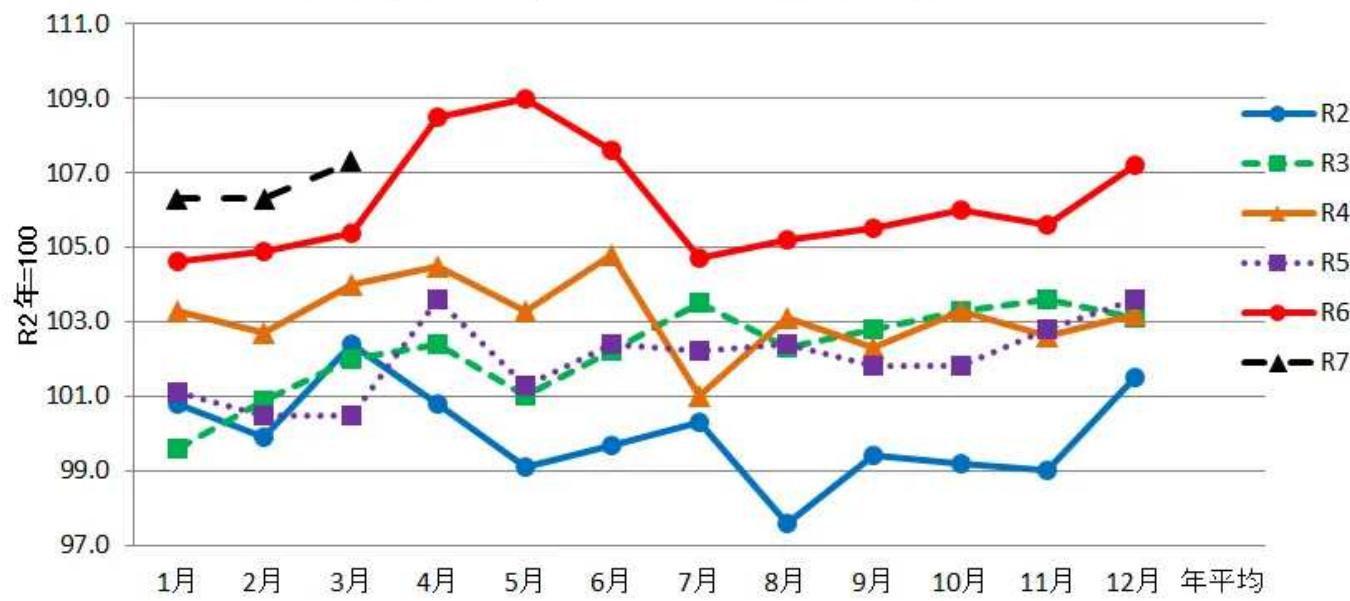
■ [表2：就業形態別にみた賃金（エクセル：48KB）](#)

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と一時金等（賞与、差額など）の特別に支払われた給与の合計。

「きまって支給する給与」とは、「所定内給与」に超過労働給与を加えたもの。

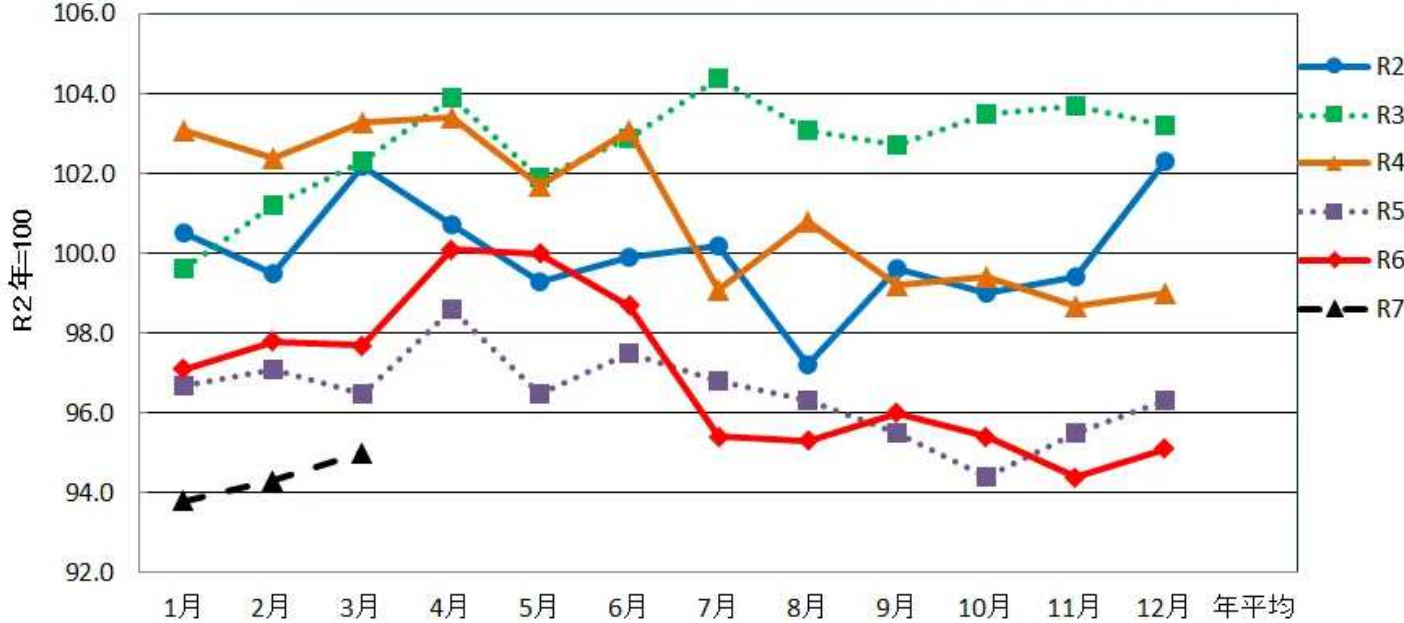
「所定内給与」とは、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される基本給・各手当の総額。

年別名目賃金指数(きまって支給する給与(5人以上))



R2	100.8	99.9	102.4	100.8	99.1	99.7	100.3	97.6	99.4	99.2	99.0	101.5	100.0
R3	99.6	100.9	102.0	102.4	101.0	102.2	103.5	102.3	102.8	103.3	103.6	103.1	102.2
R4	103.3	102.7	104.0	104.5	103.3	104.8	101.0	103.1	102.3	103.3	102.6	103.2	103.2
R5	101.1	100.5	100.5	103.6	101.3	102.4	102.2	102.4	101.8	101.8	102.8	103.6	102.0
R6	104.6	104.9	105.4	108.5	109.0	107.6	104.7	105.2	105.5	106.0	105.6	107.2	106.2
R7	106.3	106.3	107.3										

年別実質賃金指数(きまって支給する給与(5人以上))



R2	100.5	99.5	102.2	100.7	99.3	99.9	100.2	97.2	99.6	99.0	99.4	102.3	100.0
R3	99.6	101.2	102.3	103.9	101.9	102.9	104.4	103.1	102.7	103.5	103.7	103.2	102.7
R4	103.1	102.4	103.3	103.4	101.7	103.1	99.1	100.8	99.2	99.4	98.7	99.0	101.1
R5	96.7	97.1	96.5	98.6	96.5	97.5	96.8	96.3	95.5	94.4	95.5	96.3	96.5
R6	97.1	97.8	97.7	100.1	100.0	98.7	95.4	95.3	96.0	95.4	94.4	95.1	96.9
R7	93.8	94.3	95.0										

2.労働時間の動き

(1)宮崎県と全国の比較

令和7年3月	宮崎		全国	
	事業所規模5人以上	前年同月比(差)	事業所規模5人以上	前年同月比(差)
1人平均総実労働時間	136.4時間	2.9%減	132.7時間	2.7%減
所定内労働時間	128.9時間	1.7%減	122.5時間	2.6%減
所定外労働時間	7.5時間	21.0%減	10.2時間	2.8%減

出勤日数	18.1日	0.3日減	17.0日	0.5日減
------	-------	-------	-------	-------

注)前年同月比は令和2年平均を100とする指数で比較。

注)上記は、一般労働者とパートタイム労働者を含んだ数値です。

(2)事業所規模別の状況

令和7年3月	事業所規模5人以上	前年同月比	事業所規模30人以上	前年同月比
1人平均総実労働時間	136.4時間	2.9%減	140.8時間	1.6%減
所定内労働時間	128.9時間	1.7%減	131.8時間	0.8%減
所定外労働時間	7.5時間	21.0%減	9.0時間	12.6%減
出勤日数	18.1日	前年同月差	18.2日	前年同月差
		0.3日減		0.2日減

注)上記は、一般労働者とパートタイム労働者を含んだ数値です。

● [表3：産業別にみた労働時間の動き（エクセル：34KB）](#)

(3)就業形態別の状況

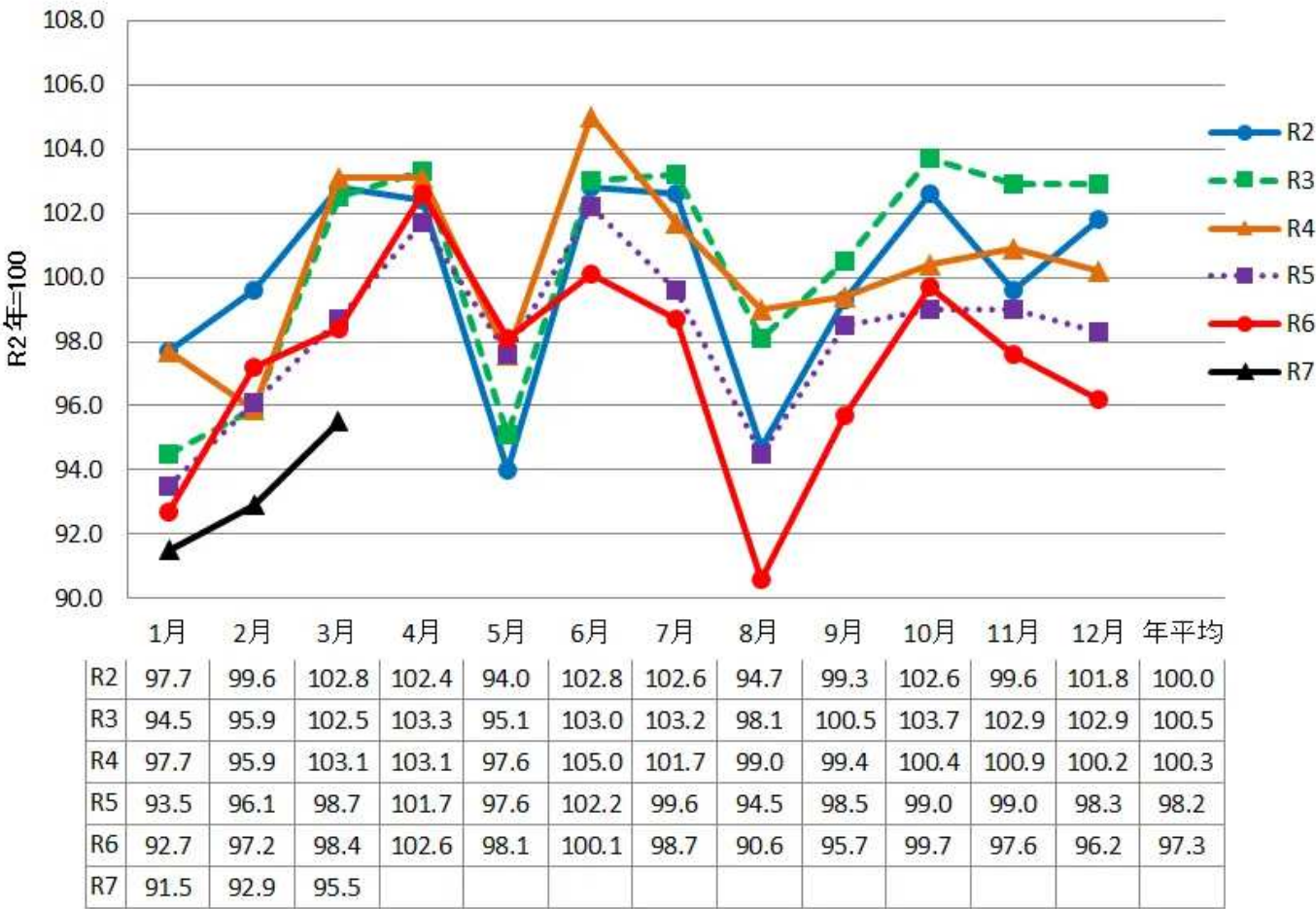
令和7年3月	事業所規模5人以上	前年同月比	事業所規模30人以上	前年同月比
一般労働者の1人平均総実労働時間	159.2時間	2.1%減	158.6時間	0.7%減

パートタイム労働者の1人平均 総実労働時間	84.0時間	0.5%増	88.0時間	3.0%減
--------------------------	--------	-------	--------	-------

表4：就業形態別にみた労働時間（エクセル：53KB）

【宮崎：調査産業計】

年別総実労働時間指数(5人以上)



3.常用雇用の動き

(1)宮崎県と全国の比較

令和7年3月	宮崎		全国	
	事業所規模5人以上	前年同月比	事業所規模5人以上	前年同月比

常用労働者数	361,493人	0.4％増	50,856千人	1.7％増
--------	----------	-------	----------	-------

注)前年同月比は令和2年平均を100とする指数で比較。

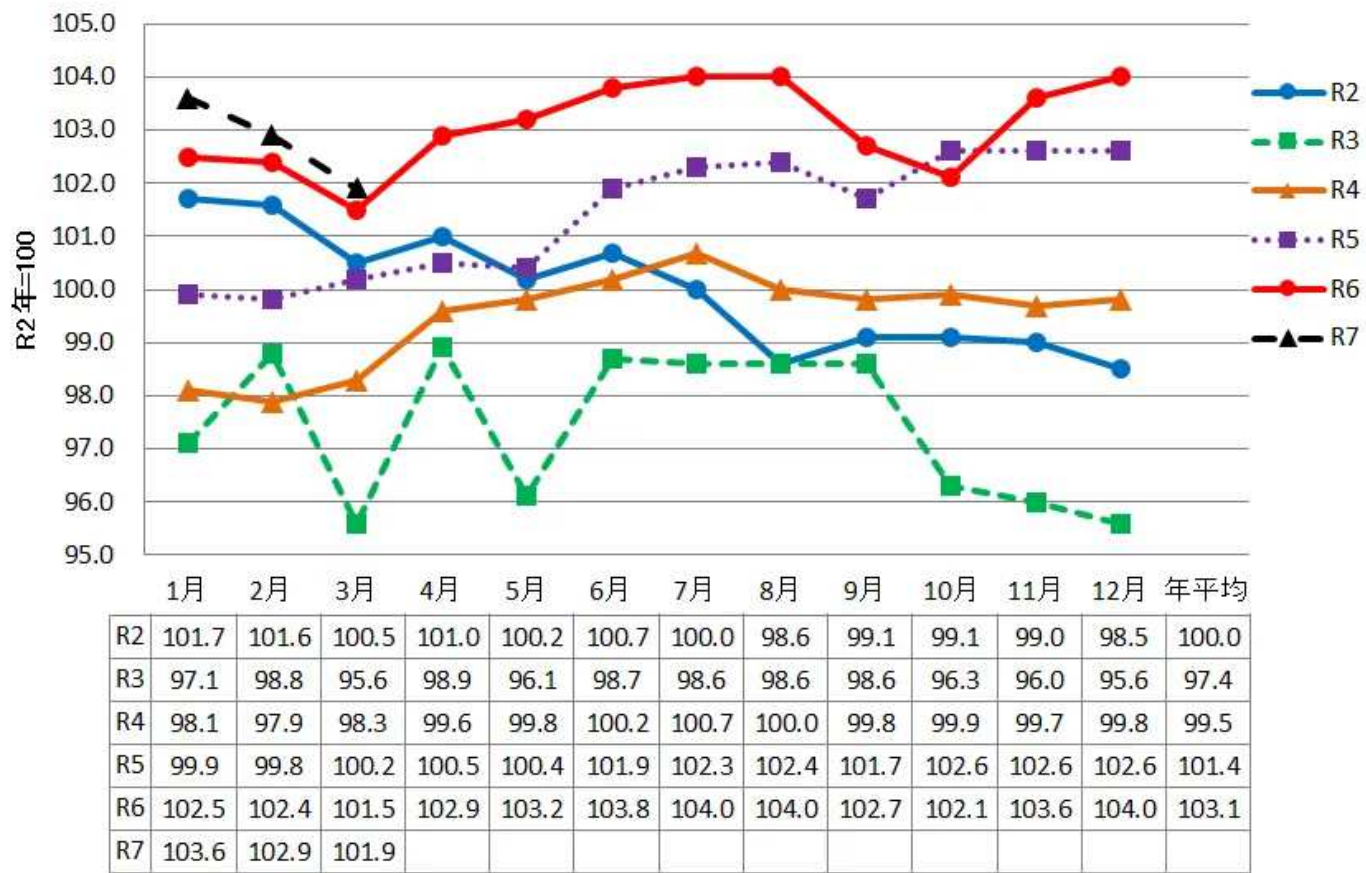
注)上記は、一般労働者とパートタイム労働者を含んだ数値です。

(2)事業所規模別の状況

令和7年3月	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上
常用労働者数	361,493人（前年同月比0.4％増）	192,409人（前年同月比0.1％減）
労働異動率：入職率	1.67％	1.20％
労働異動率：離職率	1.76％	1.60％
パートタイム労働者数	109,940人(前年同月比9.9％増)	48,646人(前年同月比6.5％増)
パートタイム労働者比率	30.4％（前年同月差2.6ポイント増）	25.3％（前年同月差1.6ポイント増）

表5：産業別にみた常用雇用の動き（エクセル：26KB）

年別常用雇用指数(5人以上)



一括ダウンロード

- [みやざきの賃金・労働時間・雇用の動き（令和7年3月）（PDF：561KB）](#)
- [表1～表5（エクセル：57KB）](#)
- [表1～表5（PDF：155KB）](#)
- [第1表～第7表、共通系列（エクセル：97KB）](#)
- [第1表～第7表、共通系列（PDF：193KB）](#)

指数

- [第1表：産業別名目賃金指数（エクセル：20KB）](#)
- [第2表：産業別実質賃金指数（エクセル：23KB）](#)
- [第3表：産業別労働時間指数（エクセル：22KB）](#)
- [第4表：産業別常用雇用指数（エクセル：22KB）](#)

•

宮崎労働局発表
令和7年6月27日解禁

報道関係者 各位

【照会先】

宮崎労働局職業安定部

部長 向田 俊哉

職業安定課長 矢野 昌字

地方労働市場情報官 久保 紘一

(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和7年5月分)

令和7年5月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.27倍と前月と同率。

有効求人倍率は、119ヶ月連続で1倍台を維持。

正社員有効求人倍率(原数値)は、1.06倍と前年同月より0.01ポイント上昇。

雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。

- ・令和7年5月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月と同率。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で0.5%増、前年同月比(原数値)で3.2%減。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で0.2%増、前年同月比(原数値)で5.1%減(22ヶ月連続減少)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)5.6%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)9.3%減となった。

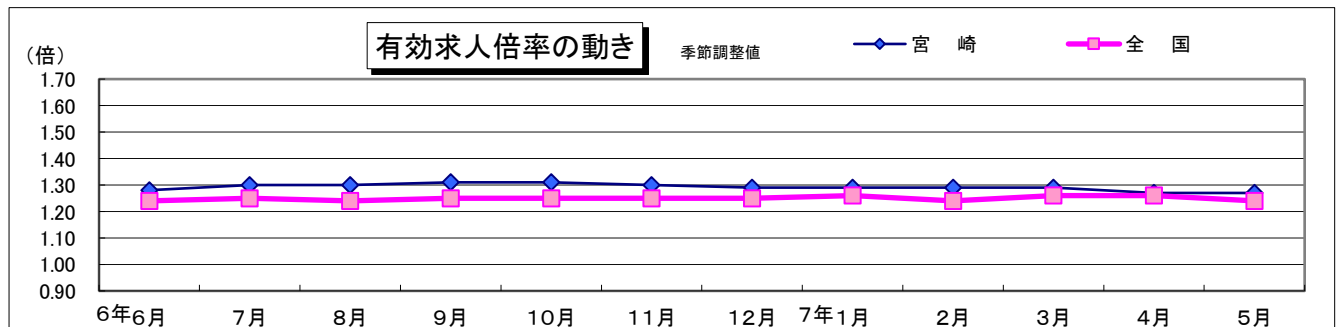
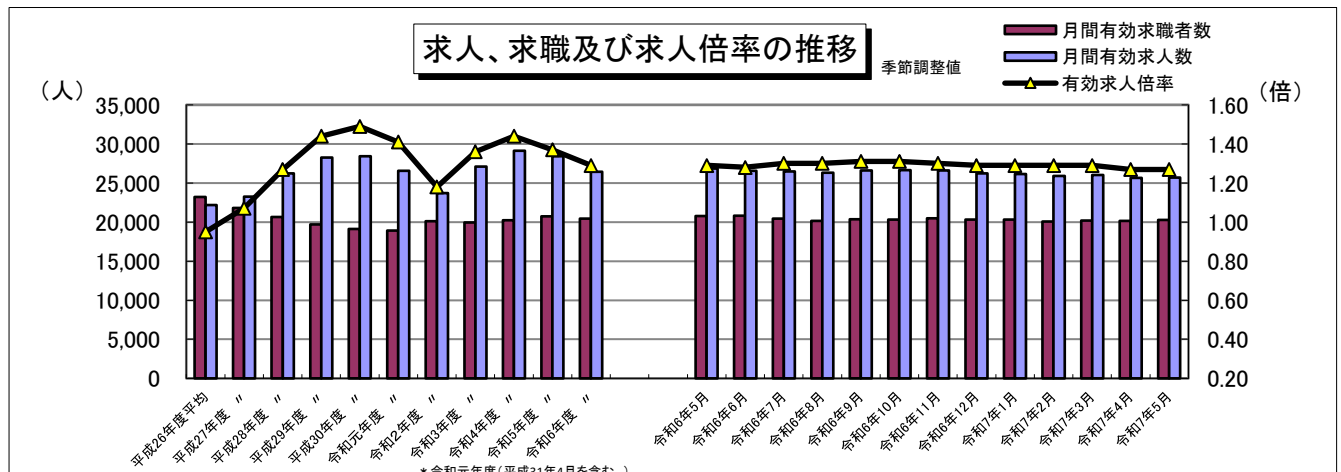
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.5%増加し、有効求人数(同)は前月比0.2%増加した結果、前月と同率の1.27倍となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で5.6%(269人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比で3.2%(709人)減少と11ヶ月連続の減少となっている。

新規求職者(一般フルタイム・パート)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が3.3%(39人)減、離職者は6.5%(207人)減、無業者が5.5%(23人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は8.7%(58人)減となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で9.3%(841人)減少となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で5.1%(1,353人)の減少で22ヶ月連続減少となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中4産業で増加となった。運輸業、郵便業で2.2%(9人)増等となる一方、医療、福祉で6.6%(186人)減、サービス業(他に分類されないもの)で13.2%(178人)減、宿泊業、飲食サービス業で32.3%(170人)減、製造業で16.8%(122人)減等(18産業中14産業で減少)となったことから、全体で9.3%(841人)の減少となった。



有効求人倍率<季節調整値、倍>

	令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年	1月	2月	3月	4月	5月
宮崎		1.28	1.30	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.27	1.27
全国		1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.26	1.24

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1. 新規求職の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,271人で1.7%(72人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和6年							令和7年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
新規求職数	4,273	4,150	4,004	4,378	4,266	4,244	4,152	4,247	4,021	4,391	4,343	4,271
前月比	-1.7%	-2.9%	-3.5%	9.3%	-2.6%	-0.5%	-2.2%	2.3%	-5.3%	9.2%	-1.1%	-1.7%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 新規求人の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求人数】(季節調整値)は、8,850人で3.1%(281人)減少となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和6年							令和7年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
新規求人	9,156	9,353	9,156	9,475	9,480	8,912	9,173	9,398	9,124	9,172	9,131	8,850
前月比	-3.4%	2.2%	-2.1%	3.5%	0.1%	-6.0%	2.9%	2.5%	-2.9%	0.5%	-0.4%	-3.1%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

3. 職業紹介状況について(パートを含む)＜原数値＞

＜数値の対比は前年同月比＞

○【職業紹介状況】は、紹介件数が471件(10.7%)減の3,944件となり、就職件数は164件(9.0%)減の1,667件となった。就職率(対新規求職者)は、1.3ポイント減少し37.0%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和5年							令和6年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	1,748	1,571	1,413	1,645	1,685	1,494	1,310	1,357	1,745	2,183	1,771	1,831
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年				
	1,642	1,568	1,191	1,508	1,648	1,361	1,299	1,292	1,478	2,050	1,722	1,667
対前年同月比	-6.1%	-0.2%	-15.7%	-8.3%	-2.2%	-8.9%	-0.8%	-4.8%	-15.3%	-6.1%	-2.8%	-9.0%

就職率	令和5年							令和6年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	41.1%	39.1%	35.0%	38.4%	38.5%	40.6%	41.5%	27.7%	37.7%	47.1%	28.4%	38.3%
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年				
	41.8%	39.1%	34.8%	35.8%	38.2%	37.6%	44.0%	27.7%	35.8%	43.6%	27.7%	37.0%

4. 正社員有効求人倍率の動き＜原数値＞

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.06倍となり、前年同月比で0.01ポイント上昇。
R7.5月…正社員有効求人数 12,918人 常用フルタイム有効求職者数12,238人
R6.5月… “ 13,509人 “ 12,906人

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和7年8月1日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和7年5月	令和7年4月	対前月 増減率(差) (%)	令和6年5月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	21,746	21,525	—	22,455	▲3.2
季節調整値	* 20,263	* 20,154	0.5	20,792	▲2.5
2 新規求職申込件数(件)	4,511	6,214	—	4,780	▲5.6
3 月間有効求人数(人)	24,972	25,776	—	26,325	▲5.1
季節調整値	* 25,715	* 25,658	0.2	26,865	▲4.3
4 新規求人数(人)	8,249	9,226	—	9,090	▲9.3
5 紹介件数(件)	3,944	4,338		4,415	▲10.7
6 就職件数(件)	1,667	1,722		1,831	▲9.0
7 就職率(6/2)(%)	37.0	27.7		38.3	▲1.3
8 充足数(件)	1,597	1,648		1,735	▲8.0
9 充足率(8/4)(%)	19.4	17.9		19.1	0.3

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和7年5月	令和7年4月	前月差 (ポイント)	令和6年5月
宮崎県	1.27	1.27	0.00	1.29
全 国	1.24	1.26	▲0.02	1.25

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	3,922	4,286	4,763	4,963	5,119	4,746	4,597	4,365	3,992	4,198	3,925	3,773
令和6年度	3,989	4,458	4,594	5,245	4,796	4,836	4,585	4,185	4,285	4,126	3,910	3,809
令和7年度	3,882	4,223										

(受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和7年5月	令和7年4月	令和6年5月	前年同月差 (ポイント)
宮 崎	1.15	1.20	1.14	0.01
延 岡	1.08	1.12	1.17	▲ 0.09
日 向	1.17	1.28	1.23	▲ 0.06
都 城	1.17	1.19	1.33	▲ 0.16
日 南	1.06	1.10	0.85	0.21
高 鍋	1.09	1.19	1.04	0.05
小 林	1.29	1.36	1.33	▲ 0.04
県 計	1.15	1.20	1.17	▲ 0.02

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和7年5月	令和7年4月	前月差 (ポイント)	令和6年5月
福岡	1.14	1.17	▲0.03	1.18
佐賀	1.25	1.28	▲0.03	1.31
長崎	1.13	1.14	▲0.01	1.19
熊本	1.23	1.22	0.01	1.23
大分	1.31	1.32	▲0.01	1.32
宮崎	1.27	1.27	0.00	1.29
鹿児島	1.11	1.10	0.01	1.17
沖縄	0.96	0.97	▲0.01	0.99

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況(一般パートタイム)

	令和7年5月	令和7年4月	令和6年5月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	9,486	9,182	9,520	▲0.4
2 新規求職申込件数(件)	1,854	2,700	1,927	▲3.8
3 月間有効求人数 (人)	8,003	8,438	8,526	▲6.1
4 新規求人数 (人)	2,594	3,059	2,847	▲8.9
5 紹介件数 (件)	1,609	1,654	1,635	▲1.6
6 就職件数 (件)	714	708	754	▲5.3
7 充足数 (件)	675	673	722	▲6.5
8 充足率 (%)	26.0%	22.0%	25.4%	0.6

別表7 新規求職申込者の求職時の態様別内訳※令和5年1月分より掲載内容変更(常用フルタイムから一般フルタイム・パートへ変更)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和7年5月	342	730	783	914	884	858	4,511
	令和6年5月	393	797	866	909	914	901	4,780
	前年比	▲ 13.0%	▲ 8.4%	▲ 9.6%	0.6%	▲ 3.3%	▲ 4.8%	▲ 5.6%
在職者	令和7年5月	85	214	257	261	215	100	1,132
	令和6年5月	105	230	293	251	198	94	1,171
	前年比	▲ 19.0%	▲ 7.0%	▲ 12.3%	4.0%	8.6%	6.4%	▲ 3.3%
離職者	令和7年5月	201	455	435	579	621	694	2,985
	令和6年5月	210	509	507	579	642	745	3,192
	前年比	▲ 4.3%	▲ 10.6%	▲ 14.2%	0.0%	▲ 3.3%	▲ 6.8%	▲ 6.5%
事業主都合	令和7年5月	21	53	67	104	134	233	612
	令和6年5月	23	60	95	109	146	237	670
	前年比	▲ 8.7%	▲ 11.7%	▲ 29.5%	▲ 4.6%	▲ 8.2%	▲ 1.7%	▲ 8.7%
自己都合	令和7年5月	178	397	354	460	435	407	2,231
	令和6年5月	186	448	404	449	432	423	2,342
	前年比	▲ 4.3%	▲ 11.4%	▲ 12.4%	2.4%	0.7%	▲ 3.8%	▲ 4.7%
無業者	令和7年5月	56	61	91	74	48	64	394
	令和6年5月	78	58	66	79	74	62	417
	前年比	▲ 28.2%	5.2%	37.9%	▲ 6.3%	▲ 35.1%	3.2%	▲ 5.5%

* 一般・・・常用および臨時・季節を合わせた数。3ページ別表1職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)の2 新規求職申込件数の内訳となる。

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目		求 人 状 況				
		令和7年5月	令和7年4月	令和6年5月	前年 同 月 比 (%)	前年 同 月 差
産業別・規模別						
A.B 農、林、漁業		196	267	206	▲4.9	▲10
C 鉱業、採石業、砂利採取業		2	12	7	▲71.4	▲5
D 建設業		781	819	801	▲2.5	▲20
E 製造業		604	844	726	▲16.8	▲122
	食料品製造業	174	243	203	▲14.3	▲29
	飲料・たばこ・飼料製造業	36	83	39	▲7.7	▲3
	繊維工業	46	41	78	▲41.0	▲32
	木材・木製品製造業	53	78	82	▲35.4	▲29
	家具・装備品製造業	7	20	8	▲12.5	▲1
	パルプ・紙・紙加工品製造業	10	9	12	▲16.7	▲2
	印刷・同関連業	22	28	25	▲12.0	▲3
	化学工業	3	6	18	▲83.3	▲15
	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	0
	プラスチック製品製造業	26	29	18	44.4	8
	ゴム製品製造業	22	3	5	340.0	17
	窯業・土石製品製造業	22	44	18	22.2	4
	鉄鋼業	10	6	0	-	10
	非鉄金属製造業	0	9	2	▲100.0	▲2
	金属製品製造業	32	42	37	▲13.5	▲5
	はん用機械器具製造業	51	34	41	24.4	10
	生産用機械器具製造業	26	22	14	85.7	12
	業務用機械器具製造業	11	8	35	▲68.6	▲24
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	14	52	24	▲41.7	▲10
	電気機械器具製造業	15	54	26	▲42.3	▲11
	情報通信機械器具製造業	0	2	1	▲100.0	▲1
	輸送用機械器具製造業	14	12	30	▲53.3	▲16
	その他の製造業	10	19	10	0.0	0
F 電気・ガス・熱供給・水道業		2	13	1	100.0	1
G 情報通信業		399	337	402	▲0.7	▲3
H 運輸業、郵便業		417	423	408	2.2	9
I 卸売業、小売業		894	1,032	916	▲2.4	▲22
J 金融業、保険業		50	80	49	2.0	1
K 不動産業、物品賃貸業		96	124	133	▲27.8	▲37
L 学術研究、専門・技術サービス業		116	143	140	▲17.1	▲24
M 宿泊業、飲食サービス業		357	402	527	▲32.3	▲170
	宿泊業	92	88	121	▲24.0	▲29
N 生活関連サービス業、娯楽業		256	325	261	▲1.9	▲5
O 教育、学習支援業		149	183	186	▲19.9	▲37
P 医療、福祉		2,611	2,667	2,797	▲6.6	▲186
Q 複合サービス事業		64	71	98	▲34.7	▲34
R サービス業(他に分類されないもの)		1,171	1,414	1,349	▲13.2	▲178
S.T 公務、その他		84	70	83	1.2	1
合 計		8,249	9,226	9,090	▲9.3	▲841
規 模 別	29人以下	5,513	5,993	5,930	▲7.0	▲417
	30～99人	1,735	2,169	2,038	▲14.9	▲303
	100～299人	670	646	727	▲7.8	▲57
	300～499人	131	207	183	▲28.4	▲52
	500～999人	126	180	204	▲38.2	▲78
	1,000人以上	74	31	8	825.0	66

産業分類は、令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.06倍と前年同月より0.01ポイント上昇。

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
1月	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11	1.23	1.18	1.17
2月	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12	1.21	1.15	1.18
3月	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10	1.17	1.13	1.17
4月	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05	1.10	1.06	1.07
5月	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04	1.08	1.05	1.06
6月	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09	1.10	1.07	
7月	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09	1.13	1.10	
8月	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11	1.12	1.11	
9月	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	1.12	1.09	1.12	
10月	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	1.15	1.13	1.15	
11月	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	1.17	1.17	1.16	
12月	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	1.26	1.22	1.20	

（資料出所） 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼ばれる正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働

者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和7年5月）

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→ 実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人を用いた有効求人倍率」は1.38倍で受理地別の有効求人倍率（1.27倍）より0.11ポイント高い。

	① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤－④
令和6年	5月	20,792	26,865	1.29	1.41	0.12
	6月	20,818	26,578	1.28	1.40	0.12
	7月	20,438	26,472	1.30	1.41	0.11
	8月	20,152	26,297	1.30	1.41	0.11
	9月	20,352	26,614	1.31	1.42	0.11
	10月	20,331	26,631	1.31	1.42	0.11
	11月	20,503	26,590	1.30	1.40	0.10
	12月	20,329	26,251	1.29	1.40	0.11
	1月	20,317	26,169	1.29	1.39	0.10
	2月	20,083	25,897	1.29	1.41	0.12
	3月	20,189	26,024	1.29	1.41	0.12
	4月	20,154	25,658	1.27	1.39	0.12
令和7年	5月	20,263	25,715	1.27	1.38	0.11

（資料出所）宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X－12－ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークを就業地とみなしている。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

宮崎市の消費者物価指数（令和7年4月分）

総合指数

総合指数（令和2年＝100）	11 2.2	数値は原数値
前月比（％）	+0. 2	2か月連続でプラス
前年同月比（％）	+4. 0	42か月(3年6か月)連続 でプラス

生鮮食品を除く総合指数

生鮮食品を除く総合指数（令和2年＝100）	11 1.9	数値は原数値
前月比（％）	+0. 7	2か月連続でプラス
前年同月比（％）	+4. 1	42か月(3年6か月)連続 でプラス

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数（令和2年＝100）	11 1.1	数値は原数値
------------------------------	-----------	--------

前月比（％）	+0.6	4か月連続でプラス
前年同月比（％）	+3.7	37か月(3年1か月)連続でプラス

1.消費者物価指数（総合指数）の動き

総合指数

消費者物価指数で扱う全ての指数品目の値動きを反映した指標。

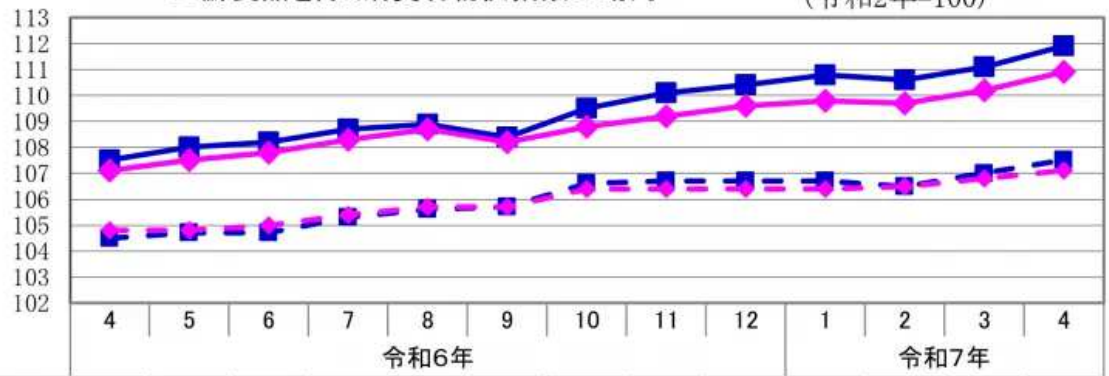


生鮮食品を除く総合指数

天候の影響を強く受ける生鮮食品を除いた物価の基調をみるための指標。

生鮮食品を除く消費者物価指数の動向

(令和2年=100)



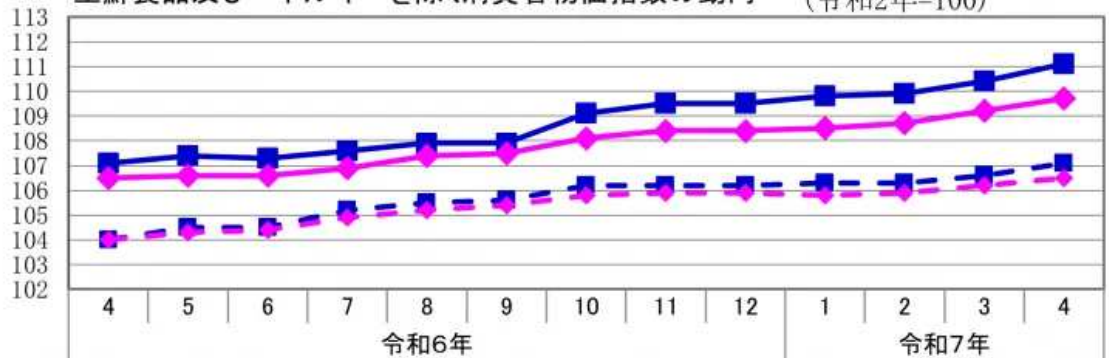
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	令和6年									令和7年			
宮崎市	107.5	108.0	108.2	108.7	108.9	108.4	109.5	110.1	110.4	110.8	110.6	111.1	111.9
宮崎市 前年	104.5	104.7	104.7	105.3	105.6	105.7	106.6	106.7	106.7	106.7	106.5	107.0	107.5
全国	107.1	107.5	107.8	108.3	108.7	108.2	108.8	109.2	109.6	109.8	109.7	110.2	110.9
全国 前年	104.8	104.8	105.0	105.4	105.7	105.7	106.4	106.4	106.4	106.4	106.5	106.8	107.1
前年同月比(宮崎市)	2.9	3.2	3.3	3.2	3.1	2.6	2.7	3.3	3.5	3.8	3.9	3.8	4.1
前年同月比(全国)	2.2	2.5	2.6	2.7	2.8	2.4	2.3	2.7	3.0	3.2	3.0	3.2	3.5

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数

天候の影響を強く受ける生鮮食品と海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けるガソリンや電気代などのエネルギーを除いた物価の基調をみるための指標。

生鮮食品及びエネルギーを除く消費者物価指数の動向

(令和2年=100)



	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	令和6年									令和7年			
宮崎市	107.1	107.4	107.3	107.6	107.9	107.9	109.1	109.5	109.5	109.8	109.9	110.4	111.1
宮崎市 前年	104.0	104.5	104.5	105.2	105.5	105.6	106.2	106.2	106.2	106.3	106.3	106.6	107.1
全国	106.5	106.6	106.6	106.9	107.4	107.5	108.1	108.4	108.4	108.5	108.7	109.2	109.7
全国 前年	104.0	104.3	104.4	104.9	105.2	105.4	105.8	105.9	105.9	105.8	105.9	106.2	106.5
前年同月比(宮崎市)	3.0	2.8	2.7	2.3	2.3	2.2	2.7	3.2	3.0	3.3	3.4	3.6	3.7
前年同月比(全国)	2.4	2.1	2.2	1.9	2.0	2.1	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	3.0

2.費目別指数、変化率及び寄与度

費目	指数	前月比		前年同月比	
		変化率(%)	寄与度	変化率(%)	寄与度
総合	112.2	0.2	-	4.0	-
食料	122.6	-0.7	-0.19	6.6	1.91
住居	111.0	-0.1	-0.01	1.9	0.30
光熱・水道	115.5	6.0	0.38	12.1	0.76
家具・家事用品	120.0	2.9	0.12	5.1	0.22
被服及び履物	115.7	2.0	0.07	4.0	0.14
保健医療	106.5	0.0	0.00	3.1	0.15
交通・通信	100.6	0.3	0.06	2.7	0.47
教育	87.8	-14.3	-0.40	-14.1	-0.41
教養娯楽	115.0	1.4	0.12	3.7	0.34
諸雑費	108.0	0.7	0.04	1.8	0.12

数値は原数値

3.前月との比較において、影響を与えた費目及び寄与度等（注1）

	10大費目	中分類	前月比 (%)	寄与度	主な品目
--	-------	-----	------------	-----	------

上昇	光熱・水道	上下水道料	13.7	0.22	下水道料
	光熱・水道	電気代	4.3	0.14	
下落	教育	授業料等	-19.7	-0.42	高等学校授業料（公立）
	食料	生鮮野菜	-15.0	-0.31	キャベツ

数値は原数値

4.前年同月との比較において、影響を与えた費目及び寄与度等（注1）

	10大費目	中分類	前月比（%）	寄与度	主な品目
上昇	食料	穀類	33.5	0.74	うるち米（コシヒカリを除く）
	光熱・水道	電気代	15.9	0.48	
下落	教育	授業料等	-19.4	-0.43	高等学校授業料（公立）
	食料	生鮮野菜	-4.3	-0.08	レタス

数値は原数値

【参考】全国の動き

総合指数（原数値）	111.5
前月比（％）	+ 0.4
前年同月比（％）	+3.6
総合指数（季節調整値）	111.4
前月比（季節調整値）（％）	+ 0.1
生鮮食品を除く総合指数（原数値）	110.9
前月比（％）	+ 0.7
前年同月比（％）	+3.5
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数（原数値）	109.7
前月比（％）	+0.5
前年同月比（％）	+3.0

前年同月との比較（注1）

	10大費目	中分類	前月比 （％）	寄与 度	主な品目
上 昇	食料	穀類	27.4	0.63	うるち米（コシヒカリを除く）
	光熱・水道	電気代	13.5	0.45	

下落	教育	授業料等	-9.5	-0.18	高等学校授業料（公立）
----	----	------	------	-------	-------------

数値は原数値

（注1）宮崎市の10大費目・中分類・品目の配列は、寄与度の大きいものから順になっています。寄与度とは、品目又は類の指数の変動が、総合指数の変化率にどの程度の影響を与えたかを示したものです。

各項目の寄与度を合計すると、総合指数の変化率になります。ただし、四捨五入の関係で合計に一致しない場合もあります。なお、寄与度は公表されている指数値を用いて計算した値です。

全国の10大費目・中分類・前年同月比・寄与度・品目の配列は、総務省統計局が公表している月報と同様となっています。

（注2）当該資料の一部については、総務省統計局「小売物価統計調査」の調査票情報を独自に集計したものです。なお寄与度は公表されている指数値を用いて計算した値です。

（注3）変化率は、端数処理前の指数を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合があります。

5.最新のデータファイル

- [表1：宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数【令和7年4月】（エクセル：23KB）](#)
- [表1：宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数【令和7年4月】（PDF：187KB）](#)
- [表2：宮崎市、全国及び東京都区部の総合指数【時系列】（エクセル：16KB）](#)
- [表2：宮崎市、全国及び東京都区部の総合指数【時系列】（PDF：85KB）](#)
- [表3：宮崎市の10大費目別指数【時系列】（エクセル：22KB）](#)
- [表3：宮崎市の10大費目別指数【時系列】（PDF：167KB）](#)

•

3 生計費及び物価指数

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子のみで構成される複数人世帯（有業人員1人の2～5人世帯）について、令和6年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑 費 I …保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …その他の消費支出

（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

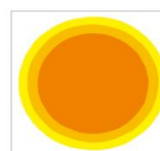
第22表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	30,790	39,140	50,870	62,600	74,330
住居関係費	41,920	46,980	43,790	39,640	35,970
被服・履物費	3,340	3,120	4,760	6,400	8,040
雑 費 I	20,090	27,550	42,220	56,900	71,580
雑 費 II	11,740	21,180	26,610	32,050	37,500
計	107,880	137,970	168,250	197,590	227,420

第23表 物価指数

項 目 年度・年月	① 消費者物価 指 数		② 国内企業 物価指数
	全 国	宮 崎 市	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
令和4年度	3.2	3.0	9.5
令和5年度	3.0	3.4	2.3
令和5年1月	4.3	3.9	9.5
2月	3.3	2.9	8.3
3月	3.2	3.0	7.4
4月	3.5	3.5	5.8
5月	3.2	3.2	5.1
6月	3.3	3.2	4.1
7月	3.3	3.5	3.6
8月	3.2	3.7	3.4
9月	3.0	3.3	2.2
10月	3.3	3.6	1.1
11月	2.8	3.3	0.5
12月	2.6	3.2	0.3
令和6年1月	2.2	2.9	0.3
2月	2.8	3.5	0.7
3月	2.7	3.5	0.9
4月	2.5	3.1	1.2
資 料 出 所	総務省統計局	県統計調査課	日本銀行

(注) ①、②は令和2年基準である。



日本の
ひなた
宮崎県

宮崎県の主要指標 (3月の概況)

目 次

【主要指標の動き】

(概況) 景気動向指数 (D I)	1
1-1 鉱工業指数 (季節調整値)	2
1-2 農業 (と畜頭数・羽数及び枝肉生産量)	2
1-3 通関実績	3
2-1 百貨店・スーパー商品別販売額	4
2-2 コンビニエンスストア販売額	4
2-3 乗用車新車登録台数・届出台数	5
2-4 宮崎空港乗降客数	5
2-5 主要ホテル・旅館宿泊客数	6
2-6 消費者物価指数	6
3-1 有効求人倍率	7
3-2 労働関係指数 (事業所規模5人以上)	7
4-1 新設住宅着工戸数	8
4-2 公共工事請負状況	8
5-1 企業動向アンケート調査	9
5-2 企業倒産状況	9
6 人口	10

【参考】

・ 「月例経済報告」抜粋 (全国)	11
・ 「宮崎県金融経済概況」抜粋	12
・ 「宮崎県内経済情勢報告」抜粋	12
・ 参考指標一覧	13~16

令和7年6月発行

宮崎県総合政策部統計調査課



「みやざき統計BOX」も
役に立つよ！

みやざき統計BOX

検索



「宮崎県の主要指標」は令和7年6月3日までに得られた数値により作成しています。

※景気動向指数を除く

（「主要指標の動き」に用いている指標については、指標毎に調査・集計時点（月）が異なりますので、比較・利用する際にはご注意ください。）

詳細は以下のページ（統計全般）に掲載しています。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kense/toke/index.html>

また、「みやざき統計BOX」でも閲覧することができます。

<https://stat.pref.miyazaki.lg.jp/>

[主要指標の動き]

【3月の概況】

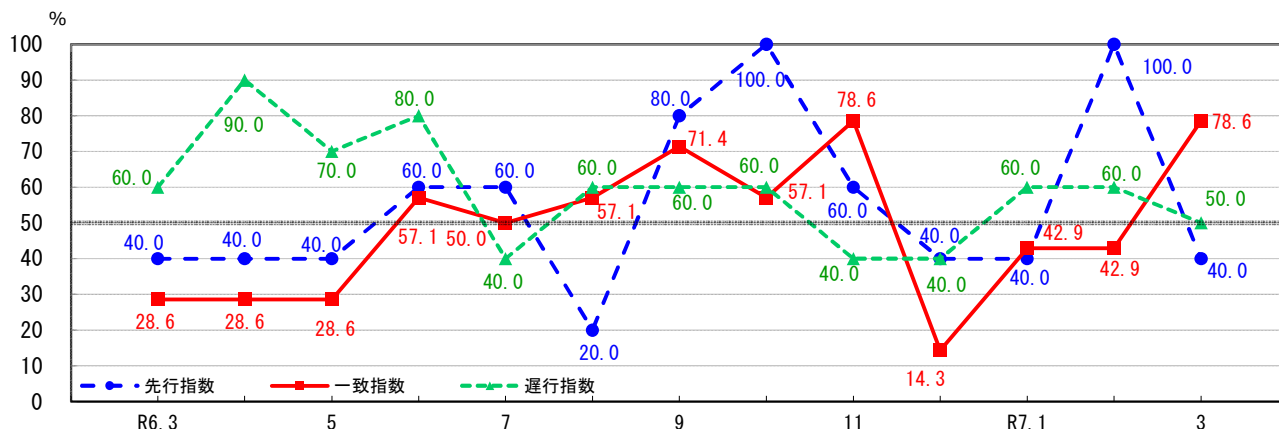


県内経済は、持ち直しの動きが見られます。

※矢印は、前月または前年同月と比較してどのように変化したかを表しています。

1. 生産・貿易	鉱工業生産指数は2か月ぶりに前月を上回りました。
2. 消費	消費は前年を上回り、緩やかに回復しています。
3. 雇用・労働	雇用は、有効求人倍率が横ばいの動きとなっています。 賃金は、実質賃金指数が5か月連続で前年を下回りました。
4. 投資	新設住宅着工戸数は2か月連続で前年を上回りました。 公共工事請負件数・金額は3か月連続で前年を下回りました。
5. 企業景況	令和7年1～3月期の全般的業況DIは、前期比で9ポイント悪化しました。
6. 人口	推計人口は前月より1,114人減少し、世帯数は前月より437世帯減少しました。

【景気動向指数(DI)】



令和7年3月の本県の景気動向指数(DI)は、先行指数が40.0%、一致指数が78.6%、遅行指数が50.0%となりました。

※景気動向指数：景気に敏感な経済指標を用いて、景気が上向きか下向きかを総合的に示す指数

●全国・九州各県(3月)

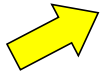
(単位: %)

	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
先 行 指 数	40.0	55.6	42.9	25.0	—	—	60.0	16.7
一 致 指 数	78.6	37.5	64.3	14.3	—	—	57.1	35.7
遅 行 指 数	50.0	66.7	42.9	83.3	—	—	57.1	66.7

※長崎県は令和2年2月分から指数の算出を廃止、熊本県は令和6年1月分から算出を休止している。

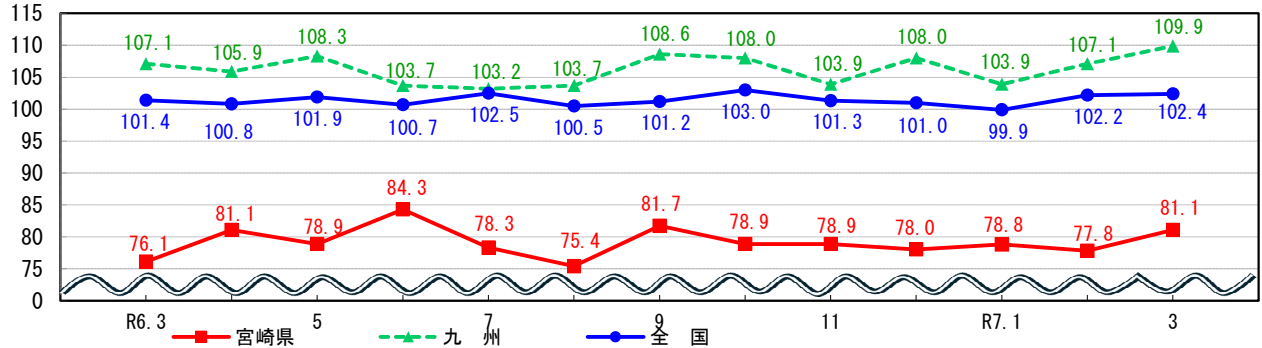
(1-1表 資料：県統計調査課)

1. 生産・貿易



鉱工業生産指数は2か月ぶりに前月を上回りました。

1-1 【鉱工業生産指数（季節調整済指数）】



令和7年3月の本県の生産指数は81.1で、前月を4.2%上回りました。
 全国生産指数は102.4で、前月を0.2%上回りました。
 九州生産指数は109.9で、前月を2.6%上回りました。

※本県及び全国は年間補正により令和6年1月以降のデータを更新しました。
 ※本県は速報値[平成27年(2015年)=100]、全国は確報値[令和2年(2020年)=100]、九州は速報値[令和2年(2020年)=100]

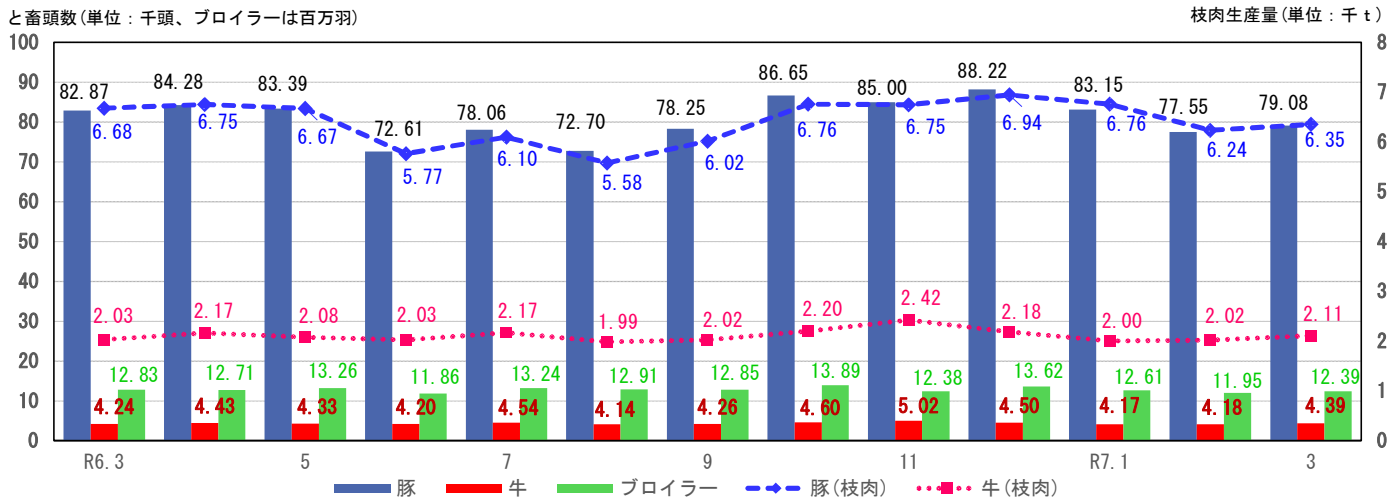
●全国・九州各県（3月）

	本県	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島
生産	81.1	102.4	104.7	92.9	117.2	123.4	105.7	91.3

※鹿児島、本県は[平成27年(2015年)=100]、全国、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分は[令和2年(2020年)=100]

(4-3表 資料：県統計調査課)

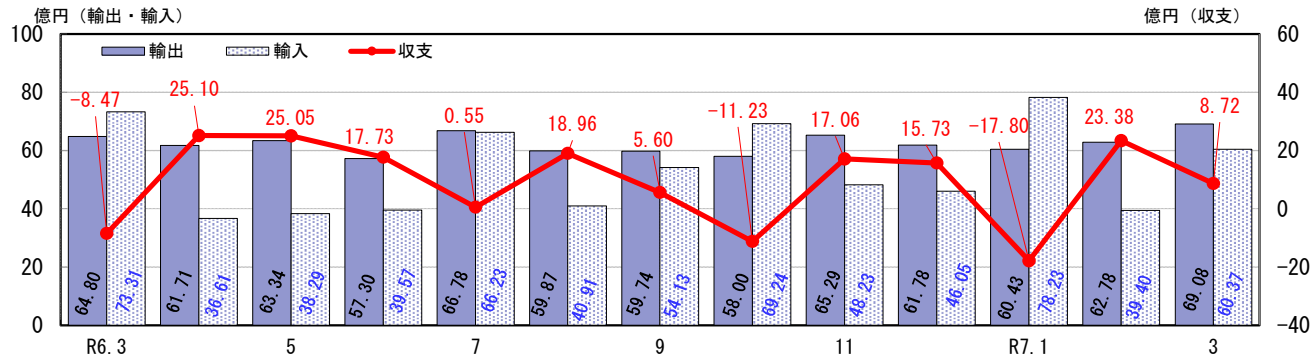
1-2 【牛・豚のと畜頭数、枝肉生産量及びブロイラーひな餌付羽数】



令和7年3月の本県のと畜頭数は、牛が4,385頭で前年同月を3.5%上回り、豚が79,079頭で前年同月を4.6%下回りました。
 枝肉生産量は、牛が2,110tで前年同月を4.0%上回り、豚が6,350tで前年同月を4.9%下回りました。
 ブロイラーひな餌付羽数は1,238万8千羽で、前年同月を3.4%下回りました。

(3-2表 資料：農林水産省 (般)日本種鶏卵協会)

1-3 【通関実績】



令和7年3月の本県の輸出額は69億8百万円となり、前月から10.0%増加しました。
 また、輸入額は60億37百万円となり、前月から53.2%増加しました。
 この結果、収支額（輸出額－輸入額）は8億72百万円のプラス（黒字）となりました。
 主な品目では、輸出は二酸化マンガ（酸化剤・乾電池等に使用）などが増加し、合成繊維の長繊維の糸などが減少しました。輸入では、ヘキサメチレンジアミン（腐食防止剤等に使用）やポリアミド（電子・電気材）などが増加しました。

	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
輸出 (A)	69.08	98,526.01	7,546.09	106.51	303.34	44.07	991.05	64.15
輸入 (B)	60.37	92,931.67	3,456.44	111.80	230.67	124.26	1,591.84	1,514.77
収 支 (A)-(B)	8.72	5,594.34	4,089.65	▲ 5.29	72.67	▲ 80.19	▲ 600.79	▲ 1,450.62

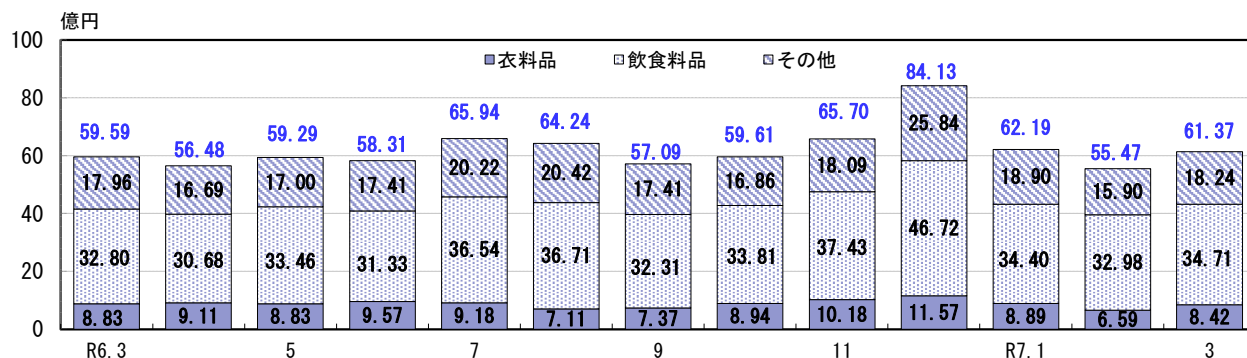
(9-1表 資料：財務省)

2. 消費



消費は前年を上回り、緩やかに回復しています。

2-1 【百貨店・スーパー商品別販売額】



令和7年3月の県内百貨店及びスーパー（計35店舗）の販売額は61億37百万円で、前年同月を3.0%上回りました。商品別販売額では衣料品が8億42百万円で前年同月を4.6%下回り、飲食料品が34億71百万円で前年同月を5.8%上回り、その他が18億24百万円で前年同月を1.6%上回りました。

※各月における商品別販売額の合計と総販売額は、端数処理の関係で一致しないことがあります。

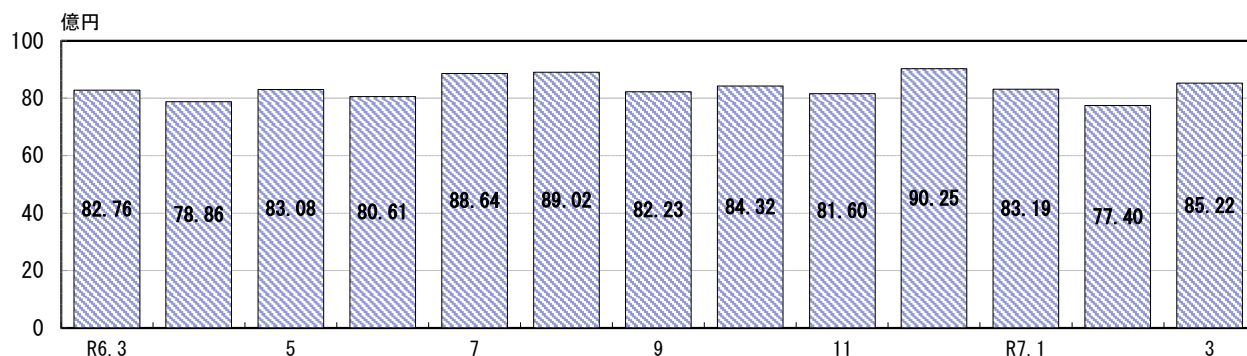
●全国・九州各県（3月）

（単位：億円）

	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
販売額計	61.37	19,349.51	643.19	49.28	80.21	158.08	105.25	184.16

（9-2表 資料：経済産業省）

2-2 【コンビニエンスストア販売額】



令和7年3月の県内コンビニエンスストア（計447店舗）の販売額は85億22百万円で、前年同月を3.0%上回りました。

●全国・九州各県（3月）

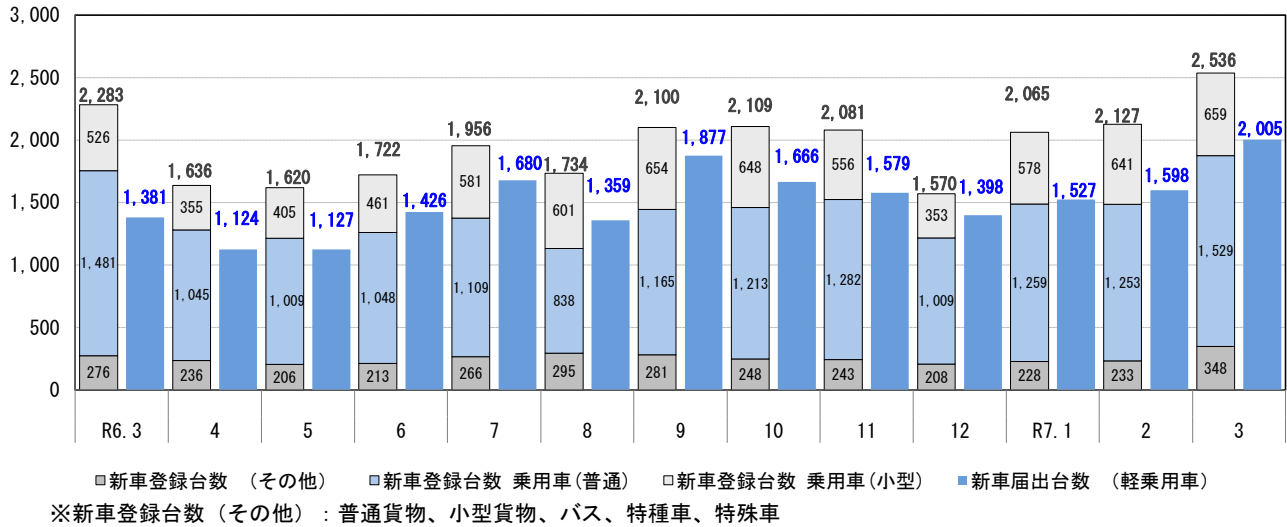
（単位：億円）

	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
販売額計	85.22	11,041.1	472.74	70.51	101.02	152.95	94.16	121.47

（資料：経済産業省）

2-3 【新車登録・届出台数】

単位：台



令和7年3月の本県の新車登録台数は2,536台で、前年同月を11.1%上回りました。
このうち、普通乗用車の登録台数は1,529台で前年同月を3.2%上回り、小型乗用車の登録台数は659台で前年同月を25.3%上回りました。
また、新車届出台数（軽自動車）は2,005台で前年同月を45.2%上回りました。

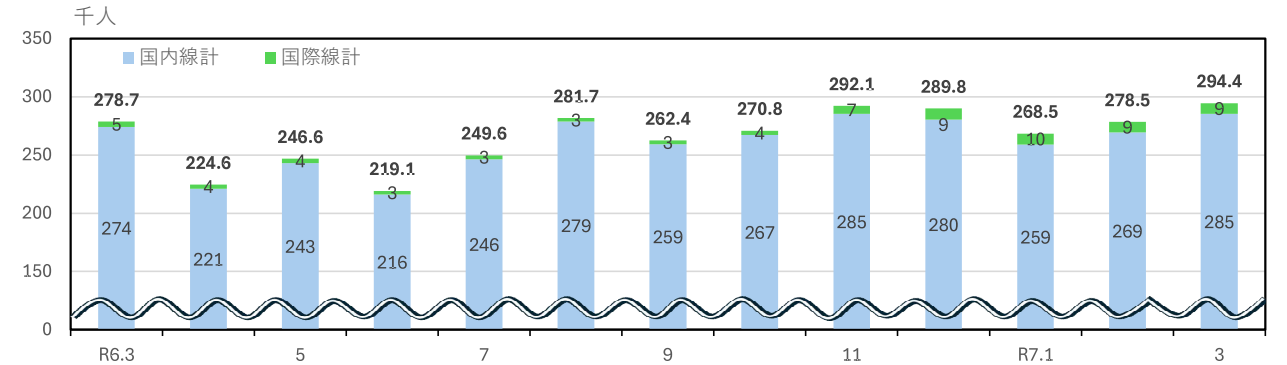
●全国・九州各県（3月）

（単位：台）

	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
新車登録台数	2,536	332,132	14,079	1,921	2,491	4,426	2,760	3,459

（7-2表 資料：日本自動車販売協会連合会 宮崎県支部）

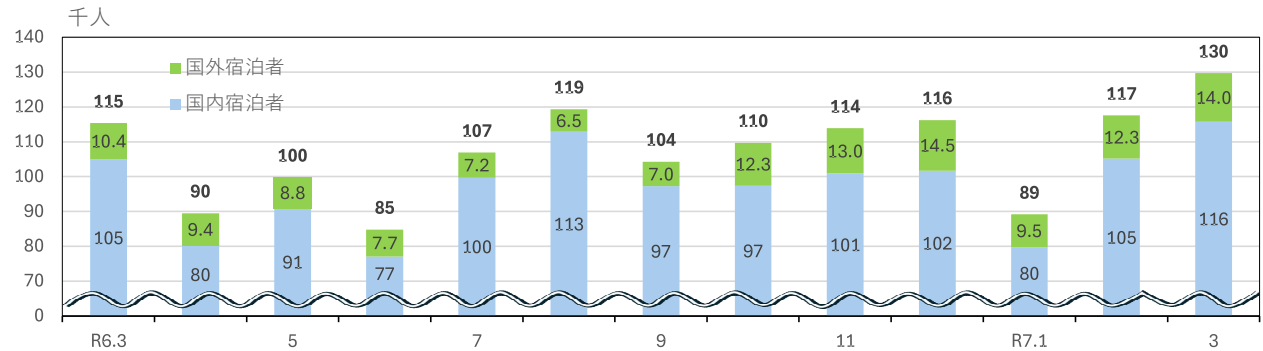
2-4 【宮崎空港乗降客数】



令和7年3月の宮崎空港の乗降客数は294,433人で、前年同月から5.6%増加しました。
このうち国内線の前年同月比は、東京便（羽田＋成田）が6.9%、大阪便（伊丹＋関西）が0.6%、名古屋便が10.3%、福岡便が-2.3%、沖縄便が8.3%となりました。
国際線は、ソウル便が7,744人、台北便が1,475人利用しました。
※チャーター便の利用はありませんでした。

（7-3表 資料提供：宮崎交通（株）、県総合交通課）

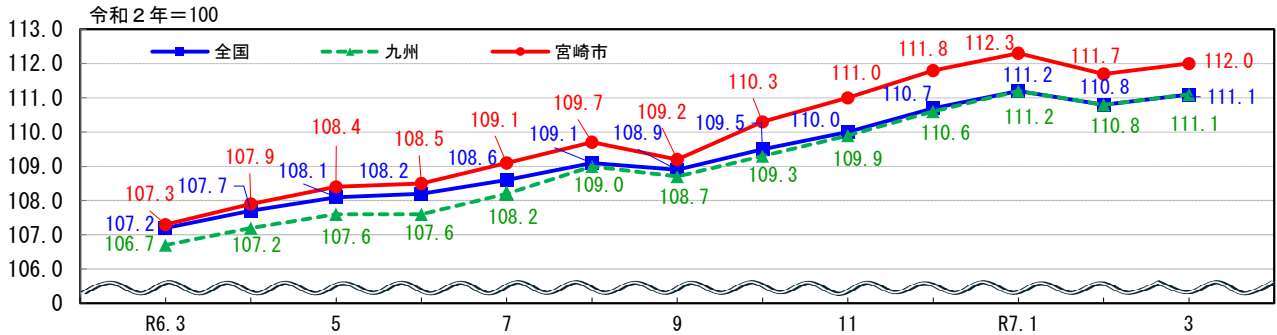
2-5 【主要ホテル・旅館宿泊者数】



令和7年3月の宮崎市内の主なホテル・旅館宿泊者数は129,653人で、前年同月を12.4%上回りました。
※宮崎市内20施設分

(資料提供：県観光推進課)

2-6 【消費者物価指数】



令和7年3月の宮崎市の消費者物価指数（令和2年＝100）は総合指数で112.0となり、前年同月を4.4%上回りました。

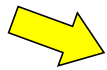
食料、住居等の10大費目別では、全ての費目で前年同月を上回りました。特に、食料は123.4で前年同月を7.5%上回りました。

●全国・九州各県（3月）

	宮崎市	全国	福岡市	佐賀市	長崎市	熊本市	大分市	鹿児島市
総合	112.0	111.1	111.2	111.4	111.6	111.1	109.1	109.9

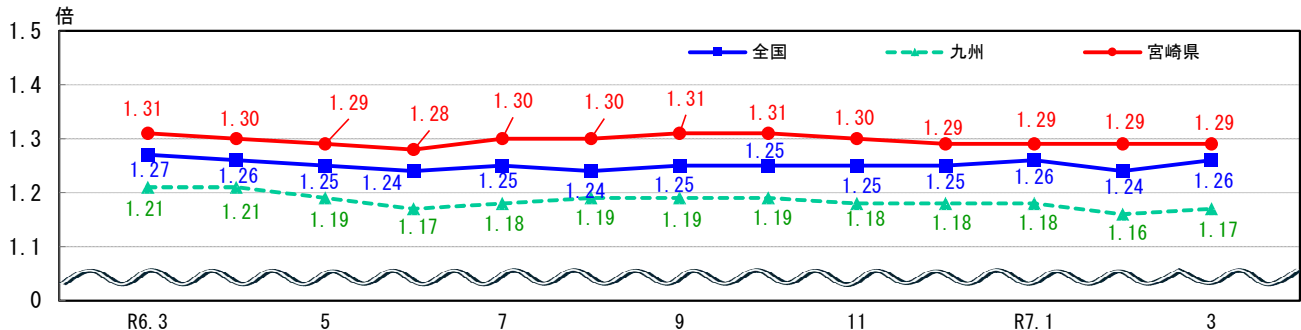
(10-3表 資料：総務省)

3. 雇用・労働



雇用は、有効求人倍率が横ばいの動きとなっています。
賃金は、実質賃金指数が5か月連続で前年を下回りました。

3-1 【有効求人倍率】



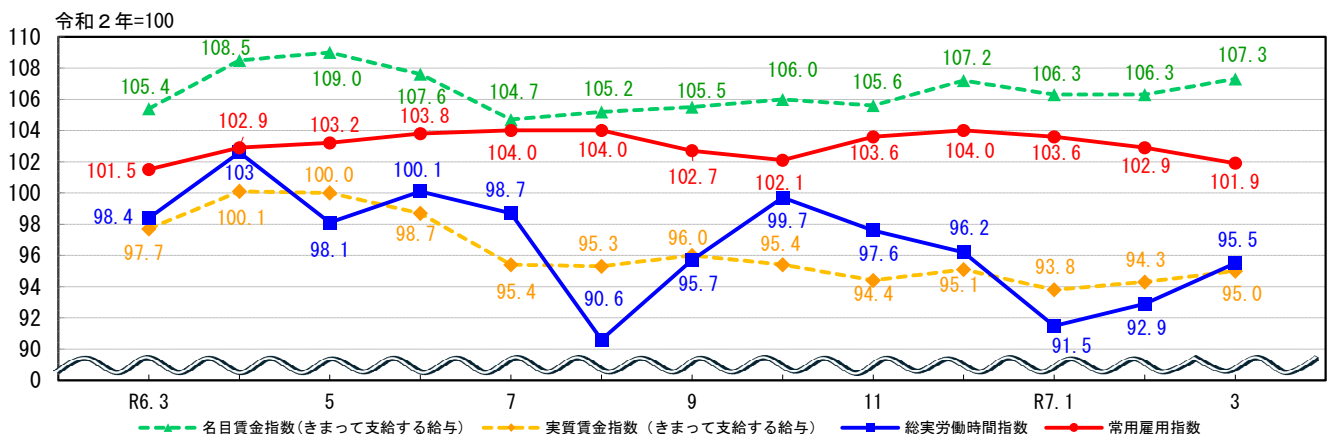
令和7年3月の本県の有効求人倍率（季節調整値）は1.29倍で、前月と同倍率になり、前年同月比では0.02ポイント低下しました。

●全国・九州各県（3月）

有効求人倍率 (季節調整値)	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
	1.29	1.26	1.20	1.25	1.14	1.21	1.31	1.11

（11-1表 資料：宮崎労働局職業安定部）

3-2 【労働関係指数（事業所規模5人以上）】



令和7年3月の本県の名目賃金指数（きまって支給する給与）は107.3で、前年同月を1.8%上回りました。
実質賃金指数（きまって支給する給与）は95.0で、前年同月を2.8%下回りました。
総実労働時間指数は95.5で、前年同月を2.9%下回りました。
常用雇用指数は101.9で、前年同月を0.4%上回りました。

●全国・九州各県（3月）

（単位：％）

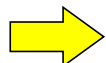
前年同月比	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
名目賃金指数 (きまって支給する給与)	1.8	1.4	4	1.2	4.2	5	1.9	1.8
実質賃金指数 (きまって支給する給与)	▲2.8	▲2.8	▲0.3	-	▲0.4	-	-	▲2.9
総実労働時間指数	▲2.9	▲2.7	▲1.1	▲1.7	▲2.0	▲1.4	▲2.6	▲1.2
常用雇用指数	0.4	1.7	2.5	1.6	1.5	0.6	0.2	2.1

※実質賃金指数は佐賀県、熊本県、大分県が非公表。

※前年同月比が非公表の指数は単純計算で算出。

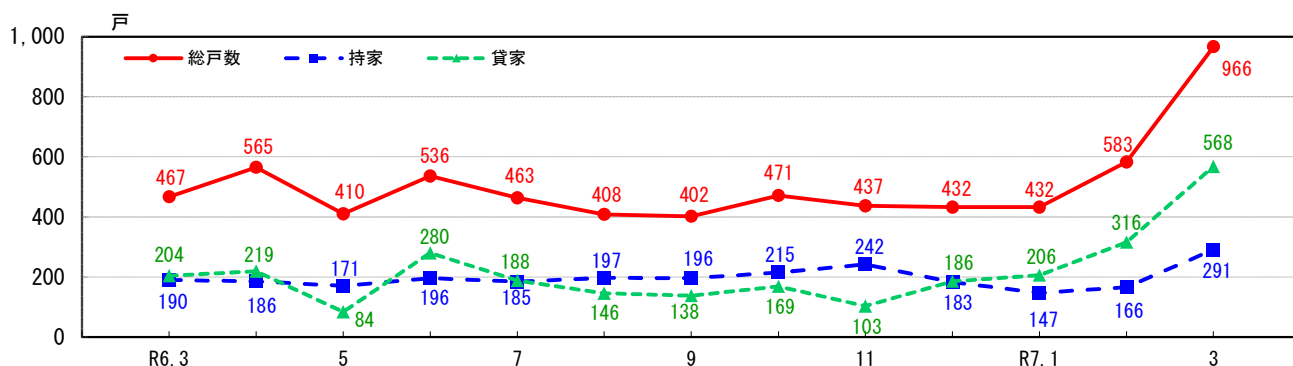
（11-2表 資料：県統計調査課）

4. 投資



新設住宅着工戸数は2か月連続で前年を上回りました。
公共工事請負件数・金額は3か月連続で前年を下回りました。

4-1 【新設住宅着工戸数】



令和7年3月の県内の新設住宅着工戸数は966戸で前年同月から106.9%増加し、2か月連続で前年同月を上回りました。
利用関係別では、持家が291戸で前年同月から53.2%増加し、貸家が568戸で同178.4%増加となりました。

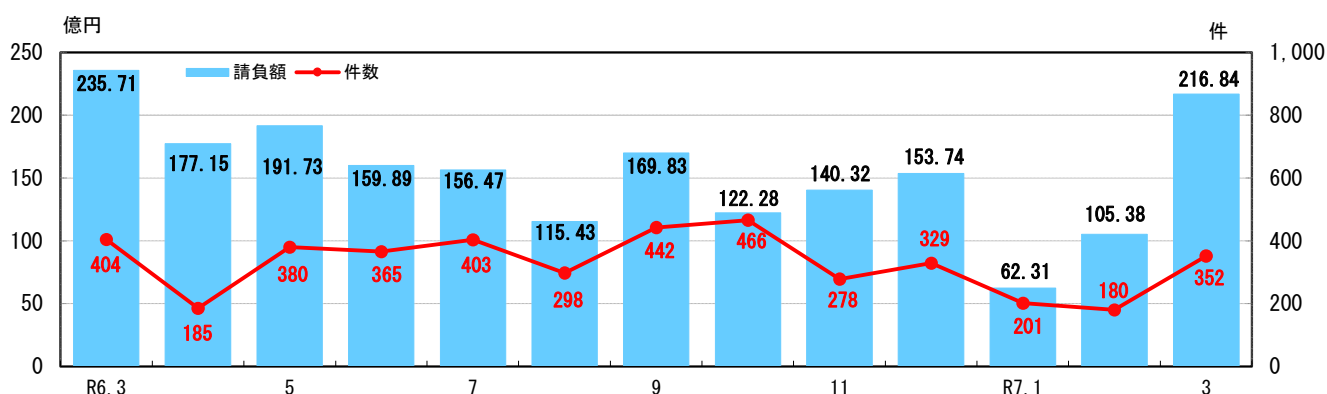
●全国・九州各県（3月）

（単位：戸）

新設住宅	本県	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島
着工総戸数	966	89,432	4,578	391	840	1,622	592	660

（5-1表 資料：国土交通省）

4-2 【公共工事請負状況】



前払保証からみた令和7年3月の県内の公共工事請負状況は、件数が352件で前年同月から12.9%減少し、請負金額は216億84百万円で前年同月から8.0%減少しました。

発注者別の件数及び請負金額は、国が44件で70億86百万円、県が233件で123億36百万円、市町村が69件で19億45百万円となりました。

●全国・九州各県（3月）

（単位：件、百万円）

	本県	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島
総件数	352	16,123	833	155	299	543	469	631
請負額計	21,684	1,721,962	52,890	8,336	14,276	38,395	23,702	115,905

（5-2表 資料：西日本建設業保証(株)宮崎支店）

5. 企業景況



令和7年1～3月期の全般的業況DIは、前期比で9ポイント悪化しました。

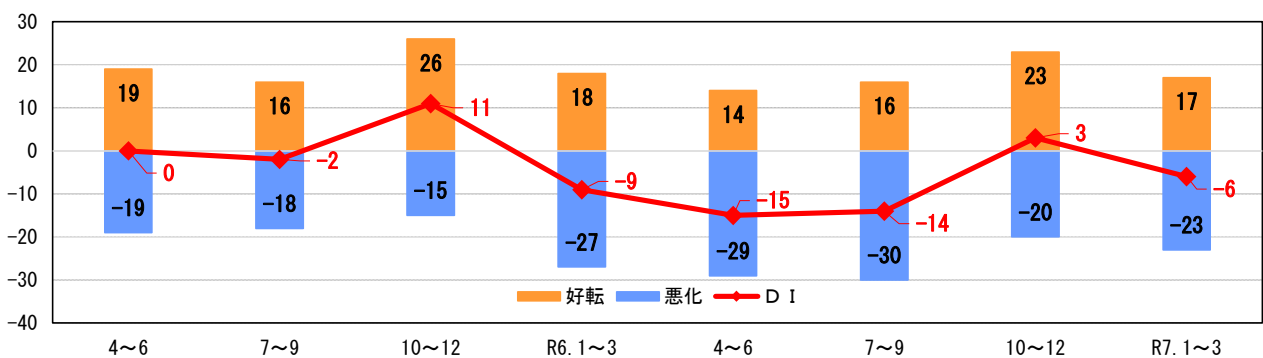
5-1 【企業動向アンケート調査】

・業況判断DI (単位：％、ポイント)

業 種	令和7年1月～3月		
	好転 (A)	悪化 (B)	DI (A)-(B)
全 体	17	▲23	▲6
製 造 業	14	▲27	▲13
建 設 業	19	▲10	9
卸 小 売 業	24	▲26	▲2
サービス業	14	▲27	▲13

・来期見通し (単位：％、ポイント)

業 種	令和7年4月～6月		
	好転 (A)	悪化 (B)	DI (A)-(B)
全 体	13	▲21	▲8
製 造 業	17	▲20	▲3
建 設 業	11	▲13	▲2
卸 小 売 業	10	▲30	▲20
サービス業	14	▲22	▲8

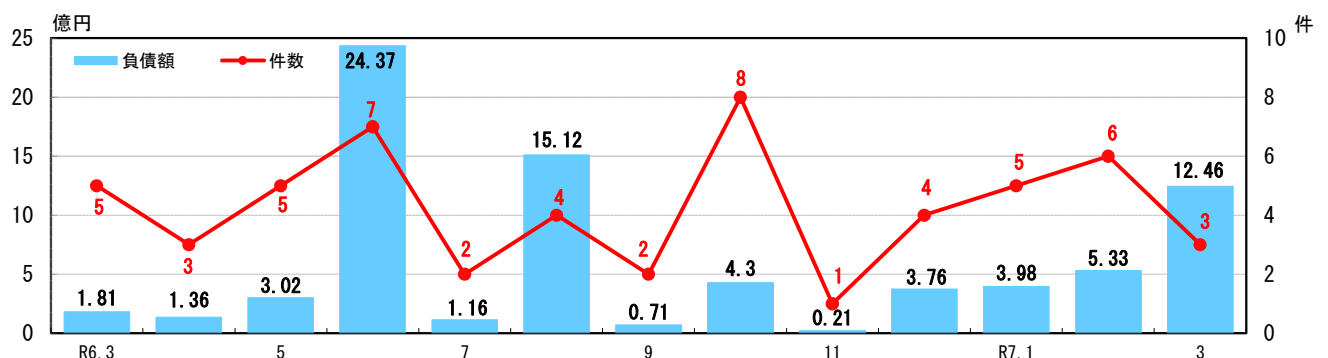


令和7年1～3月期の本県企業の業況判断は、「好転」が17%、「悪化」が-23%で、全般的業況DIは-6ポイントとなり、前期比で9ポイント悪化しました。

※全般的業況DI：「好転」から「悪化」を差し引いた値

(資料：一般財団法人 みやぎん経済研究所)

5-2 【企業倒産状況】



令和7年3月の本県の企業倒産（負債額1千万円以上の法人及び個人企業）は3件で、負債総額は12億46百万円となりました。

●全国・九州各県（3月）

(単位：件、百万円)

	本 県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
総 件 数	3	853	47	3	2	7	5	9
負 債 総 額	1,246	98,586	7,002	469	100	352	891	2,025

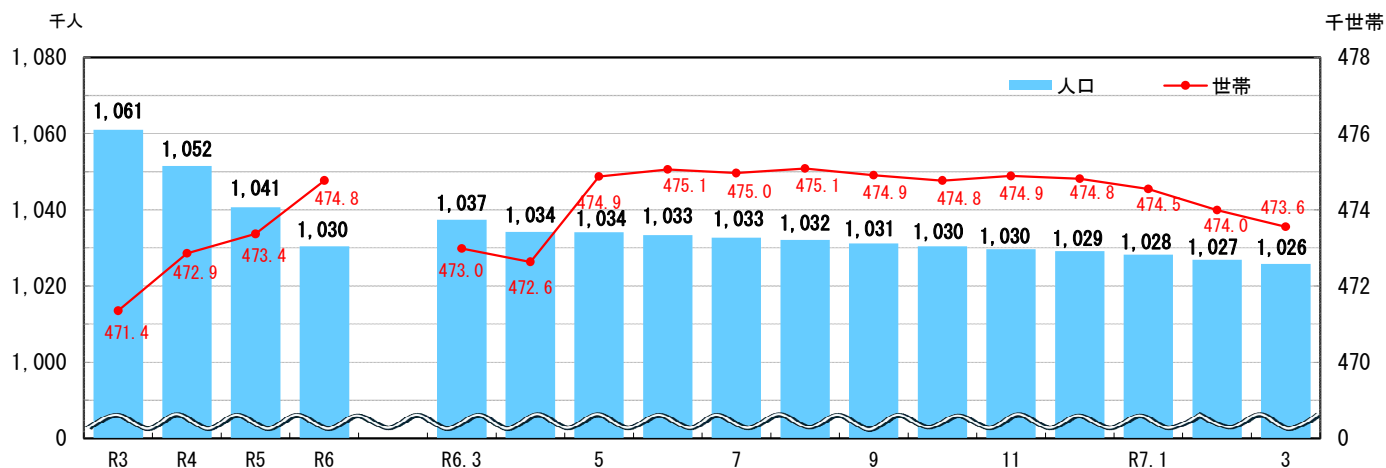
(8-6表 資料：(株)東京商エリサーチ宮崎支店)

6. 人口



推計人口は前月より1,114人減少し、世帯数は前月より437世帯減少しました。

【人口】



令和7年3月1日現在の本県の人口は1,025,760人で、前月より1,114人減少となりました。
また、世帯数は473,554世帯で、前月より437世帯減少となりました。

※月別の数値は各月1日現在、年別は各年10月1日現在

●全国・九州各県（3月）

（単位：千人）

	本県	全 国	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	鹿 児 島
人 口	1,026	123,440	5,090	785	1,245	1,691	1,081	1,526

※全国値は万人単位の概算値で公表

（2－1表 資料：県統計調査課）

— 全 国 —

年 月	景 気 動 向 指 数 (DI)			人 口	世 帯 数	鉱 工 業 生 産 指 数		鉱 工 業 出 荷 指 数		鉱 工 業 在 庫 指 数	
	先行指数	一致指数	遅行指数			季節調整済 指 数	原 指 数	季節調整済 指 数	原 指 数	季節調整済 指 数	原 指 数
				万人	千世帯	R2年＝100	R2年＝100	R2年＝100	R2年＝100	R2年＝100	R2年＝100
H 30 年	—	—	—	12,675	58,008	—	114.6	—	114.9	—	102.6
R 1 年	—	—	—	12,656	58,527	—	111.6	—	112.0	—	103.3
R 2 年	—	—	—	12,615	59,072	—	100.0	—	100.0	—	100.0
R 3 年	—	—	—	12,550	59,497	—	105.4	—	104.4	—	96.1
R 4 年	—	—	—	12,495	59,761	—	105.3	—	103.9	—	101.2
R 5 年	—	—	—	12,435	60,779	—	103.9	—	103.2	—	104.1
R 6 年	—	—	—	12,379	—	—	101.5	—	100.1	—	102.1
R 5 年 4 月	36.4	80.0	44.4	12,455	—	105.2	102.5	103.8	100.0	104.9	103.2
R 5 年 5 月	31.8	40.0	66.7	12,448	—	104.1	96.6	103.5	93.9	105.5	106.3
R 5 年 6 月	63.6	50.0	61.1	12,451	—	105.0	108.2	104.3	107.3	105.5	106.3
R 5 年 7 月	45.5	35.0	61.1	12,452	—	103.5	105.1	102.9	104.4	105.7	107.0
R 5 年 8 月	54.5	30.0	44.4	12,444	—	103.1	96.1	102.7	96.5	104.5	105.3
R 5 年 9 月	45.5	50.0	72.2	12,435	—	103.2	107.0	103.3	107.8	103.6	102.7
R 5 年 10 月	36.4	60.0	77.8	12,435	—	104.4	106.3	103.6	105.3	103.6	103.7
R 5 年 11 月	45.5	25.0	77.8	12,434	—	103.8	106.9	102.8	105.6	103.6	105.3
R 5 年 12 月	45.5	55.0	66.7	12,430	—	105.0	106.4	104.4	107.5	102.7	100.7
R 6 年 1 月	54.5	20.0	33.3	12,414	—	97.7	92.4	96.5	90.4	102.0	102.2
R 6 年 2 月	72.7	20.0	50.0	12,411	—	98.0	97.2	96.1	95.7	102.3	102.7
R 6 年 3 月	54.5	15.0	50.0	12,400	—	101.4	110.0	100.0	110.1	102.9	99.6
R 6 年 4 月	54.5	60.0	77.8	12,400	—	100.8	100.5	99.7	98.5	102.4	100.7
R 6 年 5 月	45.5	80.0	50.0	12,394	—	101.9	97.3	102.8	94.9	102.7	104.1
R 6 年 6 月	31.8	50.0	61.1	12,398	—	100.7	99.3	99.5	98.4	102.4	103.5
R 6 年 7 月	27.3	60.0	77.8	12,396	—	102.5	107.8	101.0	106.3	102.5	104.4
R 6 年 8 月	18.2	20.0	66.7	12,389	—	100.5	91.4	99.1	90.3	102.1	103.1
R 6 年 9 月	45.5	50.0	44.4	12,378	—	101.2	103.6	99.9	102.9	102.3	101.5
R 6 年 10 月	63.6	65.0	55.6	12,380	—	103.0	107.2	101.1	105.3	102.2	102.7
R 6 年 11 月	45.5	70.0	50.0	12,379	—	101.3	103.4	99.5	101.4	101.4	103.2
R 6 年 12 月	45.5	75.0	55.6	12,374	—	101.0	104.1	99.5	104.2	101.1	98.8
R 7 年 1 月	60.0	55.6	75.0	12,359	—	99.9	94.4	98.5	92.3	102.6	102.8
R 7 年 2 月	55.0	61.1	75.0	12,354	—	102.2	97.3	101.5	97.1	100.9	101.3
R 7 年 3 月	55.6	37.5	66.7	12,344	—	102.4	111.1	99.7	109.8	102.1	98.9
表	—			—		4-1					
資 料	内 閣 府			総 務 省		経 済 産 業 省					

— 本 県 —

年 月	景 気 動 向 指 数 (DI)			人 口	世 帯 数	鉱 工 業 生 産 指 数		鉱 工 業 出 荷 指 数		鉱 工 業 在 庫 指 数	
	先行指数	一致指数	遅行指数			季節調整済 指 数	原 指 数	季節調整済 指 数	原 指 数	季節調整済 指 数	原 指 数
				人	世帯	27年＝100	27年＝100	27年＝100	27年＝100	27年＝100	27年＝100
H 28 年	—	—	—	1,095,863	465,186	—	98.6	—	99.9	—	88.6
H 29 年	—	—	—	1,088,044	467,011	—	96.2	—	97.7	—	95.4
H 30 年	—	—	—	1,079,727	468,593	—	96.7	—	97.3	—	102.4
R 1 年	—	—	—	1,071,723	470,687	—	96.6	—	94.4	—	116.8
R 2 年	—	—	—	1,069,576	470,055	—	87.7	—	88.1	—	108.8
R 3 年	—	—	—	1,061,016	471,351	—	91.7	—	90.7	—	111.0
R 4 年	—	—	—	1,051,518	473,153	—	87.1	—	96.9	—	111.4
R 5 年	—	—	—	1,040,711	473,366	—	82.4	—	81.5	—	117.2
R 6 年	—	—	—	1,030,361	474,765	—	79.6	—	78.7	—	113.9
R 5 年 4 月	60.0	85.7	60.0	1,043,672	471,250	86.6	86.9	82.2	81.1	119.0	122.0
R 5 年 5 月	60.0	71.4	60.0	1,043,427	473,215	84.1	78.7	83.6	77.2	119.4	121.9
R 5 年 6 月	60.0	28.6	60.0	1,042,799	473,252	82.8	79.3	83.3	82.5	119.5	119.1
R 5 年 7 月	20.0	0.0	50.0	1,042,265	473,215	82.1	80.4	79.1	79.9	120.8	119.6
R 5 年 8 月	0.0	28.6	80.0	1,041,878	473,442	81.1	76.1	81.1	77.1	120.4	119.4
R 5 年 9 月	20.0	28.6	60.0	1,041,342	473,408	82.6	85.2	81.1	81.5	121.3	119.9
R 5 年 10 月	40.0	14.3	40.0	1,040,711	473,366	80.7	87.8	81.2	83.5	120.2	120.7
R 5 年 11 月	100.0	28.6	20.0	1,040,218	473,489	80.8	85.7	81.2	87.0	118.9	119.0
R 5 年 12 月	100.0	14.3	40.0	1,039,751	473,611	80.9	83.6	80.7	86.6	119.0	117.2
R 6 年 1 月	40.0	28.6	40.0	1,039,198	473,494	79.1	73.7	77.6	71.2	117.9	117.5
R 6 年 2 月	20.0	14.3	60.0	1,038,149	473,091	81.6	80.3	78.7	77.1	121.0	121.9
R 6 年 3 月	40.0	28.6	60.0	1,037,355	472,985	76.1	80.7	78.0	81.1	120.1	121.5
R 6 年 4 月	40.0	28.6	90.0	1,034,230	472,635	81.1	83.7	80.3	80.7	117.9	121.7
R 6 年 5 月	40.0	28.6	70.0	1,034,090	474,870	78.9	74.4	80.5	75.2	115.6	118.0
R 6 年 6 月	60.0	57.1	80.0	1,033,382	475,061	84.3	78.8	79.1	76.5	113.6	113.2
R 6 年 7 月	60.0	50.0	40.0	1,032,663	474,966	78.3	78.2	79.7	82.6	111.4	110.3
R 6 年 8 月	20.0	57.1	60.0	1,032,041	475,083	75.4	69.6	74.1	69.6	109.9	109.0
R 6 年 9 月	80.0	71.4	60.0	1,031,162	474,910	81.7	83.8	80.5	80.0	111.0	109.8
R 6 年 10 月	100.0	57.1	60.0	1,030,361	474,765	78.9	86.8	80.0	83.3	107.7	108.2
R 6 年 11 月	60.0	78.6	40.0	1,029,717	474,883	78.9	83.6	77.5	83.0	109.0	109.1
R 6 年 12 月	40.0	14.3	40.0	1,029,108	474,819	78.0	81.3	77.1	83.8	108.5	106.8
R 7 年 1 月	40.0	42.9	60.0	1,028,215	474,542	78.8	73.4	75.3	69.8	111.5	111.2
R 7 年 2 月	100.0	42.9	60.0	1,026,874	473,991	r 77.8	73.6	r 77.2	72.7	r 108.2	109.0
R 7 年 3 月	40.0	78.6	50.0	1,025,760	473,554	81.1	86.0	77.4	80.5	109.9	111.1
表	—			2-1		4-3					
資 料	県			統 計		調 査 課					

注 1 本県の「表」は「宮崎県的主要指標」の掲載表を示している。
2 人口(推計人口)の年次は各年10月1日現在で、月次は各月1日現在の数値であるが、平成27年、令和2年は国勢調査人口より本県の令和2年次と当年月次の10月以降の人口及び世帯数については、令和2年国勢調査の確報値を基準としている。
3 全国の世帯数は各年1月1日現在の数値、本県の世帯数の年欄は各年10月1日現在の数値。
4 「p」は「速報値」(鉱工業指数・景気動向指数)、「r」は「改訂値」(景気動向指数)・「確定値」(人口)・「確報値」(鉱工業指数)。
5 鉱工業指数は、令和7年5月に令和6年1月から令和7年2月までの年度補正を行った。また、景気動向指数も同年6月に記載月次の補正を行った。
6 全国の世帯数は7月公表後に記載予定。

— 全 国 —

年 月	新 設 住 宅 着 工 戸 数			公 共 工 事 請 負 状 況		着 工 建 築 物		航 空 便 利 用		銀 行 勘 定 (年 月 末)	
	総 戸 数	持 家	賃 家	件 数	請 負 額	床 面 積	工 事 費 額 予 定	乗 客	降 客	預 金	貸 出
	戸	戸	戸	件	億円	千㎡	億円	人	人	億円	億円
H 30 年	942,370	283,235	396,404	243,696	139,210	131,149	267,177	-	-	7,797,315	5,154,804
R 1 年	905,123	288,738	342,289	251,437	148,384	127,555	272,809	-	-	8,001,229	5,246,636
R 2 年	814,765	261,088	306,753	247,224	153,967	113,744	243,066	-	-	8,765,116	5,544,439
R 3 年	856,484	285,575	321,376	234,865	142,867	122,239	262,607	-	-	9,080,594	5,611,372
R 4 年	859,529	253,287	345,080	223,206	136,174	119,466	267,468	-	-	9,369,424	5,884,641
R 5 年	819,623	224,352	343,894	221,804	147,405	111,214	285,652	-	-	9,691,548	6,108,607
R 6 年	792,098	218,132	342,044	183,075	122,259	102,739	292,420	-	-	9,915,411	6,397,991
R 5 年 4 月	67,250	18,597	28,685	18,107	20,480	10,298	25,231	-	-	9,685,955	5,935,792
R 5 年 5 月	69,561	18,853	28,695	16,487	14,163	8,994	22,690	-	-	9,709,981	5,939,872
R 5 年 6 月	71,015	20,325	30,112	25,934	18,151	9,177	23,729	-	-	9,661,925	5,958,675
R 5 年 7 月	68,151	20,689	30,170	24,065	13,802	9,261	24,962	-	-	9,683,690	5,974,618
R 5 年 8 月	70,389	20,984	29,364	22,215	11,147	9,310	23,249	-	-	9,695,106	5,990,551
R 5 年 9 月	68,941	19,527	29,735	25,074	12,995	9,200	25,111	-	-	9,632,151	6,026,441
R 5 年 10 月	71,769	18,078	31,671	21,599	10,933	10,859	29,013	-	-	9,679,862	6,032,046
R 5 年 11 月	66,238	17,789	28,275	17,831	7,647	8,513	22,569	-	-	9,771,535	6,067,305
R 5 年 12 月	64,586	17,031	25,869	14,339	7,193	8,712	25,685	-	-	9,691,548	6,108,607
R 6 年 1 月	58,849	14,805	24,681	9,269	5,734	7,954	22,947	-	-	9,738,023	6,114,317
R 6 年 2 月	59,162	16,307	24,934	10,653	8,917	7,779	21,274	-	-	9,764,248	6,136,265
R 6 年 3 月	64,265	16,637	28,204	16,231	16,243	8,256	24,085	-	-	9,911,676	6,191,800
R 6 年 4 月	76,572	17,867	34,598	18,782	24,324	10,094	30,551	-	-	9,971,766	6,198,290
R 6 年 5 月	65,921	17,236	27,194	17,717	15,901	8,360	22,885	-	-	9,940,835	6,217,829
R 6 年 6 月	66,285	19,181	28,233	23,405	17,197	8,811	23,872	-	-	9,915,501	6,256,302
R 6 年 7 月	68,014	19,858	31,546	26,477	15,307	8,726	24,375	-	-	9,909,908	6,262,014
R 6 年 8 月	66,819	19,597	28,939	20,639	10,706	8,295	25,491	-	-	9,894,264	6,259,191
R 6 年 9 月	68,548	19,350	31,033	24,467	12,752	8,901	24,424	-	-	9,846,763	6,265,715
R 6 年 10 月	69,669	19,705	29,541	22,342	11,288	9,095	26,510	-	-	9,869,182	6,282,066
R 6 年 11 月	65,037	19,768	26,717	16,354	7,999	8,438	24,158	-	-	9,931,928	6,332,562
R 6 年 12 月	62,957	17,821	26,424	12,892	6,785	8,031	21,848	-	-	9,915,411	6,397,991
R 7 年 1 月	56,134	13,525	24,387	8,807	5,662	6,980	21,079	-	-	9,949,509	6,418,326
R 7 年 2 月	60,583	16,272	25,744	9,158	6,914	8,076	23,704	-	-	9,932,795	6,407,881
R 7 年 3 月	89,432	22,867	42,525	16,123	17,220	10,620	34,734	-	-	10,045,414	6,433,109
表	—			—		—		—		—	
資 料	国 土 交 通 省			東 日 本 建 設 業 保 証 西 日 本 建 設 業 保 証		国 土 交 通 省				日 本 銀 行	

— 本 県 —

年 月	新 設 住 宅 着 工 戸 数			公 共 工 事 請 負 状 況		着 工 建 築 物		宮 崎 空 港 乗 降 客 数		銀 行 勘 定 (年 月 末)	
	総 戸 数	持 家	賃 家	件 数	請 負 額	床 面 積	工 事 費 額 予 定	国 内 線	国 際 線	預 金	貸 出
	戸	戸	戸	件	百万円	㎡	千万円	人	人	億円	億円
H 28 年	7,337	3,290	2,956	4,298	127,355	1,107,113	17,158	1,475,383	1,475,734	30,469	24,227
H 29 年	6,985	3,139	2,707	4,487	126,512	1,168,692	19,064	1,524,216	1,522,028	31,696	25,011
H 30 年	6,708	3,201	2,738	4,236	121,689	1,223,422	19,921	1,581,102	1,583,763	32,704	25,934
R 1 年	6,463	3,328	2,278	4,446	138,125	1,097,597	18,368	1,632,010	1,634,699	33,429	26,368
R 2 年	5,886	2,913	2,096	4,123	164,965	927,646	15,842	682,252	672,162	36,962	27,449
R 3 年	6,796	3,084	2,242	4,030	152,842	1,081,217	19,189	603,352	612,600	38,815	27,555
R 4 年	6,079	2,734	2,201	3,573	143,648	919,048	20,214	1,096,556	1,094,815	40,575	27,729
R 5 年	5,929	2,322	2,477	4,360	162,610	889,898	20,179	2,959,199	20,731	41,185	27,940
R 6 年	5,391	2,289	2,013	4,037	188,183	805,947	19,985	3,063,043	52,976	41,463	28,269
R 5 年 4 月	389	208	113	187	12,805	53,758	1,036	217,760	2,240	41,491	27,569
R 5 年 5 月	648	219	247	303	15,832	119,273	3,363	248,144	272	41,369	27,531
R 5 年 6 月	404	156	178	391	14,289	47,001	1,012	218,013	-	41,870	27,577
R 5 年 7 月	578	209	295	382	14,512	76,690	2,168	230,655	-	41,424	27,703
R 5 年 8 月	430	210	131	386	16,318	54,202	1,083	267,874	-	41,308	27,742
R 5 年 9 月	485	212	142	490	20,001	109,219	1,886	235,546	532	41,264	27,753
R 5 年 10 月	509	200	233	437	13,913	69,917	1,326	270,752	3,791	41,139	27,730
R 5 年 11 月	441	175	191	339	10,780	69,516	2,518	273,901	3,846	41,023	27,685
R 5 年 12 月	586	180	339	286	12,680	87,634	1,710	268,054	4,407	41,185	27,940
R 6 年 1 月	447	171	154	214	11,242	90,776	2,863	237,344	4,038	41,170	27,861
R 6 年 2 月	353	157	142	273	14,686	48,292	1,018	254,987	4,078	40,999	27,878
R 6 年 3 月	467	190	204	404	23,571	51,689	1,213	274,001	4,690	41,806	27,920
R 6 年 4 月	565	186	219	185	17,715	81,334	1,756	220,976	3,622	42,158	27,849
R 6 年 5 月	410	171	84	380	19,173	64,846	1,341	242,757	3,891	41,789	28,103
R 6 年 6 月	536	196	280	365	15,989	64,018	1,340	215,923	3,190	42,046	28,112
R 6 年 7 月	463	185	188	403	15,647	55,402	1,048	246,347	3,297	41,650	28,187
R 6 年 8 月	408	197	146	298	11,543	81,040	2,280	278,599	3,085	41,680	28,249
R 6 年 9 月	402	196	138	442	16,983	81,997	2,474	259,352	3,096	41,282	28,142
R 6 年 10 月	471	215	169	466	12,228	67,960	1,691	266,945	3,841	41,107	28,114
R 6 年 11 月	437	242	103	278	14,032	59,874	1,417	285,347	6,791	41,112	28,209
R 6 年 12 月	432	183	186	329	15,374	58,719	1,545	280,465	9,357	41,463	28,269
R 7 年 1 月	432	147	206	201	6,231	63,335	1,542	259,007	9,507	41,154	28,303
R 7 年 2 月	583	166	316	180	10,538	58,344	1,396	269,334	9,117	41,167	28,323
R 7 年 3 月	966	291	568	352	21,684	120,302	3,381	285,214	9,219	41,809	28,340
表	5-1			5-2		5-3		7-3		8-3	
資 料	国 土 交 通 省			西 日 本 建 設 業 保 証 (株) 宮 崎 支 店		国 土 交 通 省		宮崎交通、県総合交通課		日 本 銀 行	

注 7 銀行勘定には信用金庫、信用組合等の数値は含まれない。

年 月	企 業 倒 産 状 況		通 関 額		百 貨 店 ・ ス ー パ ー 商 品 別 販 売 額				コンビニエンスストア販売額	延べ宿泊者数	物 価 指 数	
	件 数	負 債 額	輸 出	輸 入	合 計	衣 料 品	飲 食 料 品	そ の 他			国 内 企 業 物 価	消 費 者 物 価
	件	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	万人泊	R2年=100	R2年=100
H 30 年	8,235	14,855	814,788	827,033	196,044	39,159	116,418	40,466	119,780	53,800	101.0	99.5
R 1 年	8,383	14,232	769,317	785,995	193,962	37,541	116,225	40,196	121,841	59,592	101.2	100.0
R 2 年	7,773	12,200	683,991	680,108	195,050	27,626	131,166	36,257	116,423	33,165	100.0	100.0
R 3 年	6,030	11,507	830,914	848,750	199,071	27,822	134,758	36,491	117,601	31,777	104.6	99.8
R 4 年	6,428	23,314	981,736	1,185,032	206,603	31,242	136,783	38,578	121,996	45,046	114.9	102.3
R 5 年	8,690	24,026	1,008,738	1,101,956	216,049	34,092	141,335	40,623	127,321	61,747	119.9	105.6
R 6 年	10,006	23,436	1,070,908	1,124,260	224,065	35,809	145,446	42,810	128,887	65,028	122.6	108.5
R 5 年 4 月	610	2,039	82,890	87,253	17,095	2,783	11,109	3,203	10,395	4,715	120.4	105.1
R 5 年 5 月	706	2,787	72,917	86,739	17,436	2,749	11,451	3,236	10,633	5,135	119.6	105.1
R 5 年 6 月	770	1,509	87,409	87,043	17,461	2,776	11,389	3,296	10,506	4,738	119.6	105.2
R 5 年 7 月	758	1,621	87,242	87,855	18,741	2,932	12,230	3,579	11,403	5,444	119.7	105.7
R 5 年 8 月	760	1,084	79,944	89,345	17,859	2,336	12,102	3,420	11,391	6,435	120.0	105.9
R 5 年 9 月	720	6,919	91,987	91,382	17,085	2,525	11,298	3,262	10,617	5,218	119.8	106.2
R 5 年 10 月	793	3,080	91,451	98,133	17,999	3,071	11,619	3,309	10,815	5,611	119.6	107.1
R 5 年 11 月	807	949	88,180	96,063	18,363	3,135	11,762	3,467	10,334	5,448	119.9	106.9
R 5 年 12 月	810	1,032	96,429	95,840	22,846	3,638	14,877	4,330	11,475	5,251	120.2	106.8
R 6 年 1 月	701	791	73,328	90,993	18,264	3,044	11,794	3,426	10,086	4,565	120.3	106.9
R 6 年 2 月	712	1,396	82,492	86,322	17,021	2,538	11,340	3,143	9,768	4,785	120.5	120.5
R 6 年 3 月	906	1,423	94,693	90,869	18,886	3,201	11,988	3,697	10,602	5,511	120.9	107.2
R 6 年 4 月	783	1,134	89,801	94,514	17,612	2,991	11,267	3,354	10,423	5,190	121.5	107.7
R 6 年 5 月	1,009	1,368	82,769	94,999	18,212	3,093	11,645	3,474	10,773	5,390	122.4	108.1
R 6 年 6 月	820	1,099	92,091	89,896	18,675	3,181	11,901	3,592	10,670	5,036	122.7	108.2
R 6 年 7 月	953	7,812	96,127	102,470	18,990	3,044	12,236	3,710	11,482	5,666	123.4	108.6
R 6 年 8 月	723	1,014	84,335	91,426	18,664	2,392	12,687	3,585	11,466	6,498	123.1	109.1
R 6 年 9 月	807	1,328	90,379	93,374	17,394	2,525	11,486	3,383	10,682	5,371	123.5	108.9
R 6 年 10 月	909	2,529	94,270	98,952	17,895	2,875	11,695	3,325	11,030	5,844	124.0	109.5
R 6 年 11 月	841	1,602	91,523	92,668	18,976	3,223	12,150	3,604	10,534	5,712	124.4	110.0
R 6 年 12 月	842	1,940	99,102	97,777	23,480	3,703	15,261	4,515	11,372	5,461	125.0	110.7
R 7 年 1 月	840	1,214	78,652	106,018	19,159	3,082	12,454	3,624	10,496	4,888	125.3	111.2
R 7 年 2 月	764	1,713	91,901	86,046	17,306	2,378	11,731	3,197	9,802	4,793	125.6	110.8
R 7 年 3 月	853	986	98,526	92,932	19,350	2,971	12,606	3,773	11,041	5,551	126.1	111.1
表	—		—		—				—	—	10-1	10-2
資 料	東京商工リサーチ		財 務 省		経済産業省					観 光 庁	日 本 銀 行	総 務 省

年 月	企 業 倒 産 状 況		通 関 額		百 貨 店 ・ ス ー パ ー 商 品 別 販 売 額				コンビニエンスストア販売額	主要ホテル・旅館宿泊客数	物 価 指 数	
	件 数	負 債 額	輸 出	輸 入	合 計	衣 料 品	飲 食 料 品	そ の 他			国 内 企 業 物 価	消 費 者 物 価
	件	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	人泊		R2年=100
H 28 年	31	4,216	70,338	47,109	71,990	16,021	37,476	18,492	84,399	1,151,238	—	98.7
H 29 年	28	3,087	70,267	53,100	71,416	15,262	36,492	19,663	86,419	1,161,555	—	99.4
H 30 年	32	10,109	77,625	50,191	68,412	14,083	34,187	20,142	88,560	1,225,081	—	99.9
R 1 年	26	1,463	74,718	56,165	68,454	13,538	34,449	20,467	90,326	1,257,773	—	100.1
R 2 年	33	3,454	66,164	34,679	69,413	10,986	37,348	21,080	88,301	768,705	—	100.0
R 3 年	27	3,667	66,319	51,478	68,495	10,518	37,722	20,254	89,226	802,856	—	99.5
R 4 年	23	4,154	66,096	79,670	72,097	10,931	39,955	21,211	94,492	1,105,710	—	101.9
R 5 年	32	2,886	69,495	60,834	73,768	11,227	41,053	21,489	98,233	1,180,299	—	105.3
R 6 年	49	7,197	74,225	62,065	74,518	10,685	41,637	22,196	98,233	1,254,308	—	108.9
R 5 年 4 月	2	62	4,729	6,222	5,762	969	3,115	1,679	7,977	86,997	—	104.6
R 5 年 5 月	2	180	6,549	3,551	6,137	986	3,411	1,741	8,298	99,479	—	104.7
R 5 年 6 月	4	958	5,927	4,267	5,657	944	3,076	1,638	7,918	85,253	—	104.7
R 5 年 7 月	3	187	5,616	5,108	6,674	995	3,673	2,006	8,677	98,568	—	105.3
R 5 年 8 月	6	523	5,679	5,303	6,192	748	3,556	1,888	8,588	113,204	—	105.9
R 5 年 9 月	4	106	6,723	5,578	5,503	725	3,144	1,634	8,062	92,919	—	106.2
R 5 年 10 月	2	54	6,431	3,171	6,023	1,064	3,301	1,659	8,304	102,785	—	107.2
R 5 年 11 月	1	487	6,670	6,149	6,353	1,042	3,608	1,704	7,930	106,809	—	107.0
R 5 年 12 月	1	14	5,906	4,033	8,147	1,153	4,516	2,478	8,746	99,004	—	107.0
R 6 年 1 月	4	457	6,522	7,383	6,043	926	3,283	1,834	8,122	90,513	—	107.2
R 6 年 2 月	4	1,158	5,842	3,424	5,436	690	3,175	1,572	7,640	103,809	—	106.8
R 6 年 3 月	5	181	6,480	7,331	5,958	883	3,280	1,796	8,276	115,392	—	107.3
R 6 年 4 月	3	136	6,171	3,661	5,649	911	3,068	1,669	7,886	89,507	—	107.9
R 6 年 5 月	5	302	6,334	3,829	5,929	883	3,346	1,700	8,308	99,825	—	108.4
R 6 年 6 月	7	2,437	5,730	3,957	5,832	957	3,133	1,741	8,061	84,821	—	108.5
R 6 年 7 月	2	116	6,678	6,623	6,594	918	3,654	2,022	8,864	106,935	—	109.1
R 6 年 8 月	4	1,512	5,987	4,091	6,424	711	3,671	2,042	8,902	119,371	—	109.7
R 6 年 9 月	2	71	5,974	5,413	5,709	737	3,231	1,741	8,223	104,251	—	109.2
R 6 年 10 月	8	430	5,800	6,924	5,961	894	3,381	1,686	8,432	109,730	—	110.3
R 6 年 11 月	1	21	6,529	4,815	6,571	1,018	3,743	1,809	8,160	113,908	—	111.0
R 6 年 12 月	4	376	6,178	4,605	8,413	1,157	4,672	2,584	9,025	116,246	—	111.8
R 7 年 1 月	5	398	6,043	7,823	6,219	889	3,440	1,890	8,319	89,204	—	112.3
R 7 年 2 月	6	533	6,278	3,940	5,546	659	3,298	1,590	7,740	116,522	—	111.7
R 7 年 3 月	3	1,246	6,908	6,037	6,137	842	3,471	1,824	8,522	129,653	—	112.0
表	8-6		9-1		9-2				—	—	—	10-3
資 料	東京商工リサーチ		財 務 省		経済産業省					県観光推進課		総 務 省

- 注 8 通関額の月は速報値。
 9 延べ宿泊者数（全国）の最新月は速報値。
 10 本県の消費者物価指数（総合指数）及び家計消費額は、宮崎市の値。
 11 国内企業物価指数の「r」は「訂正值」、「p」は「速報値」。
 12 全国の百貨店・スーパー商品別販売額は、令和5年1月分確報（3月18日公表）にて「年間補正」（過去1年間のデータの修正）が行われた。

— 全 国 —

年 月	家 計	有 効 求 人 率 倍	新 規 求 職 申 込 件 数 千 件	新 規 求 人 数 千 人	賃 金 指 数				常 用 雇 用 指 数 R2年=100	総 実 労 働 時 間 指 数 R2年=100	所 定 外 労 働 時 間 指 数 (製造業) R2年=100	完 失 業 率 %
	消費額 (一世帯当)				現 金 給 与 総 額		き ま っ て 支 給 す る 給 与					
					名 目	実 質	名 目	実 質				
H 30 年	287,315	1.61	4,895	11,721	101.6	102.1	100.9	101.4	98.6	105.2	134.7	2.4
R 1 年	293,379	1.60	4,752	11,505	101.2	101.2	100.7	100.7	99.8	102.9	124.7	2.4
R 2 年	277,926	1.18	4,619	9,010	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2.8
R 3 年	279,024	1.13	4,640	9,378	100.3	100.6	100.5	100.8	100.5	100.7	114.7	2.8
R 4 年	290,865	1.28	4,592	10,398	102.3	99.6	101.9	99.2	101.3	100.8	119.6	2.6
R 5 年	293,997	1.31	4,552	10,404	103.5	97.1	103.0	96.6	103.1	100.9	113.3	2.6
R 6 年	300,243	1.25	4,455	10,033	109.2	99.3	107.5	97.7	104.3	101.4	109.1	2.5
R 5 年 4 月	303,076	1.32	501	841	89.4	84.3	104.0	98.1	102.7	104.2	115.7	2.6
R 5 年 5 月	286,443	1.32	405	834	89.5	84.4	103.0	97.2	103.0	98.9	105.2	2.5
R 5 年 6 月	275,545	1.31	367	874	145.1	136.8	103.7	97.7	103.5	105.4	111.2	2.5
R 5 年 7 月	281,736	1.30	342	833	119.4	111.9	103.5	97.0	103.7	102.6	113.4	2.6
R 5 年 8 月	293,161	1.30	350	847	88.5	82.7	102.6	95.9	103.6	97.6	106.0	2.6
R 5 年 9 月	282,969	1.29	358	858	87.2	81.3	103.0	96.0	103.7	101.0	113.4	2.6
R 5 年 10 月	301,974	1.29	378	909	87.7	80.9	103.7	95.7	103.9	102.4	117.2	2.6
R 5 年 11 月	286,922	1.27	326	824	91.1	84.3	103.6	95.8	104.2	102.4	118.7	2.6
R 5 年 12 月	329,518	1.27	296	821	179.8	166.5	103.7	96.0	104.3	100.7	115.7	2.5
R 6 年 1 月	289,467	1.27	408	911	90.3	83.5	104.7	96.8	103.2	95.3	100.7	2.5
R 6 年 2 月	279,868	1.26	392	893	88.3	81.7	105.3	97.4	103.1	99.6	109.0	2.6
R 6 年 3 月	318,713	1.28	383	831	94.9	87.5	106.4	98.1	102.7	100.9	111.2	2.6
R 6 年 4 月	313,300	1.26	519	822	92.9	85.2	108.0	99.1	103.9	104.7	109.0	2.6
R 6 年 5 月	290,328	1.24	411	829	93.4	85.3	107.4	98.1	104.3	101.3	101.5	2.6
R 6 年 6 月	280,888	1.23	337	792	156.7	143.0	108.2	98.7	104.6	103.7	106.7	2.5
R 6 年 7 月	290,931	1.24	358	843	126.6	115.0	108.2	98.3	104.9	104.7	111.2	2.6
R 6 年 8 月	297,487	1.23	317	792	93.0	83.9	107.5	97.0	104.8	97.9	104.5	2.5
R 6 年 9 月	287,963	1.24	349	807	91.6	83.0	107.8	97.6	104.7	99.7	110.4	2.4
R 6 年 10 月	305,819	1.25	377	919	91.9	82.6	108.6	97.7	104.9	103.6	115.7	2.5
R 6 年 11 月	295,518	1.25	313	802	96.9	86.7	108.7	97.2	105.1	103.8	116.4	2.5
R 6 年 12 月	352,633	1.25	290	791	193.9	172.4	108.8	96.7	105.2	101.2	112.7	2.5
R 7 年 1 月	305,521	1.26	397	907	91.9	81.2	107.0	94.5	105.0	95.1	103.7	2.5
R 7 年 2 月	290,511	1.24	361	840	90.7	80.5	106.8	94.8	104.8	96.8	111.9	2.4
R 7 年 3 月	339,232	1.26	378	807	97.1	85.9	107.9	95.4	104.4	98.2	112.7	2.5
表	10－6		－		－							－
資 料	総 務 省		厚	生	労	働	省				総 務 省	

— 本 県 —

年 月	家 計	有 効 求 人 率	新 規 求 職 申 込 件 数	新 規 求 人 数	賃 金 指 数				常 用 雇 用 指 数	総 実 労 働 時 間 指 数	所 定 外 労 働 時 間 指 数 (製 造 業)	完 失 業 率
	消費額 (一世帯当)				現 金 給 与 総 額		き ま っ て 支 給 す る 給 与					
					名 目	実 質	名 目	実 質				
	円	倍	件	人	基 準 年 : R2 年	基 準 年 : R2 年	基 準 年 : R2 年	基 準 年 : R2 年	基 準 年 : R2 年	基 準 年 : R2 年	基 準 年 : R2 年	%
H 28 年	276,311	1.22	63,453	112,443	101.4	103.5	100.4	102.4	93.9	105.7	123.1	2.3
H 29 年	266,851	1.40	60,854	122,279	102.3	103.4	101.9	103.0	94.4	104.1	135.6	2.0
H 30 年	250,452	1.50	58,042	123,251	102.4	102.9	101.8	102.3	99.3	103.4	133.5	1.2
R 1 年	263,264	1.45	56,254	116,951	100.6	100.6	101.3	101.3	100.7	100.8	113.7	1.4
R 2 年	261,710	1.18	52,651	101,310	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.9
R 3 年	253,236	1.32	53,054	114,301	103.0	103.5	102.2	102.7	97.4	100.5	122.9	2.1
R 4 年	271,613	1.43	52,711	122,035	104.0	101.9	103.2	101.1	99.5	100.3	119.4	2.3
R 5 年	257,997	1.41	52,925	121,549	102.6	97.1	102.0	96.5	101.4	98.2	108.6	2.7
R 6 年	269,564	1.30	51,647	112,628								2.0
R 5 年 4 月	238,514	1.45	6,001	10,366	90.3	85.9	103.6	98.6	100.7	101.7	116.4	－
R 5 年 5 月	243,071	1.44	4,906	9,381	88.7	84.5	101.3	96.5	100.6	97.6	102.5	－
R 5 年 6 月	231,615	1.43	4,253	10,702	138.6	132.0	102.4	97.5	101.9	102.2	98.4	r 2.9
R 5 年 7 月	274,149	1.42	4,021	10,135	112.3	106.3	102.2	96.8	102.3	99.6	109.0	－
R 5 年 8 月	237,490	1.40	4,040	9,165	93.2	87.7	102.4	96.3	102.4	94.5	104.9	－
R 5 年 9 月	244,376	1.34	4,288	9,865	87.6	82.2	101.8	95.5	101.7	98.5	105.7	r 2.9
R 5 年 10 月	254,684	1.34	4,382	10,687	87.1	80.8	101.8	94.4	102.6	99.0	106.6	－
R 5 年 11 月	239,164	1.36	3,680	9,487	92.4	85.9	102.8	95.5	102.6	99.0	112.3	－
R 5 年 12 月	280,596	1.35	3,155	8,988	176.7	164.2	103.6	96.3	102.6	98.3	110.7	r 1.8
R 6 年 1 月	299,588	1.33	4,899	10,495	92.5	85.9	104.6	97.1	102.5	92.7	98.4	－
R 6 年 2 月	234,908	1.31	4,626	10,041	90.6	84.4	104.9	97.8	102.4	97.2	101.6	－
R 6 年 3 月	311,766	1.31	4,635	9,582	94.6	87.7	105.4	97.7	101.5	98.4	97.5	r 2.2
R 6 年 4 月	264,620	1.30	6,239	9,387	94.8	87.5	108.5	100.1	102.9	102.6	113.1	－
R 6 年 5 月	238,645	1.29	4,780	9,090	100.8	92.5	109.0	100.0	103.2	98.1	92.6	－
R 6 年 6 月	252,446	1.28	3,924	8,844	147.6	135.4	107.6	98.7	103.8	100.1	95.9	r 2.0
R 6 年 7 月	239,937	1.30	4,009	9,666	113.3	103.3	104.7	95.4	104.0	98.7	99.2	－
R 6 年 8 月	274,166	1.30	3,426	8,341	96.7	87.6	105.2	95.3	104.0	90.6	91.0	－
R 6 年 9 月	282,094	1.31	4,215	9,677	90.5	82.3	105.5	96.0	102.7	95.7	100.8	r 2.9
R 6 年 10 月	269,849	1.31	4,319	10,509	90.6	81.5	106.0	95.4	102.1	99.7	95.1	－
R 6 年 11 月	248,993	1.30	3,622	8,346	106.7	95.4	105.6	94.4	103.6	97.6	104.9	－
R 7 年 12 月	317,759	1.29	2,953	8,650	189.8	168.4	107.2	95.1	104.0	96.2	99.2	r 1.8
R 7 年 1 月	251,686	1.29	4,666	10,336	91.3	80.6	106.3	93.8	103.6	91.5	87.7	－
R 7 年 2 月	225,924	1.29	4,126	9,208	91.5	81.2	106.3	94.3	102.9	92.9	92.6	－
R 7 年 3 月	285,769	1.29	4,704	9,121	98.1	86.8	107.3	95.0	101.9	95.5	97.5	2.2
表	10-7		11-1		11月2日							－
資 料	県 統 計 調 査 課		厚 生 労 働 省 宮 崎 労 働 局		県 統 計 調 査 課							

注 13 有効求人倍率は、パートタイムを含む。年計は原数値で、令和5年12月以前の数値が令和6年1月分公表時〔令和6年3月1日〕に新季節指数により改定された。

14 賃金指数・雇用指数・総実労働時間指数は、事業所規模5人以上で、所定外労働時間指数（製造業）は、事業所規模30人以上。

15 本県の常用雇用指数は令和6年1月分確報時に速及を行ったが、同年8月に令和5年度分を再速及をした。

16 本県の完全失業率は、労働力調査では都道府県別で標本設計を行っておらず（北海道及び沖縄県を除く）、標本も小規模の為、全国結果に比べ標本誤差が大きいので、結果の利用に当たっては注意を要する。

また、掲載している数値は四半期平均（例：3月に記載している値は1～3月平均）値。

1－3表 九州・沖縄各県主要指標

	銀行勘定 ①		有効求人率 ②	一人平均 月間 給与額 ③	全着工建築物 工事費 予定額 ④	新設住宅 着工戸数 ⑤	企業 倒産 ⑥
	預金残高	貸出金残高					
年月	R7. 3月末 億円	R7. 3月末 億円	R7. 3月末 倍	R7. 3月末 円	R7. 3月末 千万円	R7. 3月末 戸	R7. 3月末 件
福岡	296,525	232,800	1.20	277,670	13,217	4,578	47
佐賀	32,290	15,355	1.25	253,799	2,229	391	3
長崎	58,912	30,264	1.14	267,325	2,234	840	2
熊本	76,978	53,599	1.21	271,436	4,517	1,622	7
大分	46,957	27,790	1.31	255,005	2,179	592	5
宮崎	41,809	28,340	1.29	252,350	3,381	966	3
鹿児島	58,114	42,062	1.11	255,465	2,135	660	9
沖縄	62,889	45,677	0.95	253,574	3,262	1,155	5

注 1 ②は季節調整値（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

2 ③は事業所規模30人以上

資料 ①日本銀行、②厚生労働省、③各県統計主管課、④及び⑤国土交通省、⑥東京商工リサーチ

•

11-2表 一本県— 雇用労働指標

令和2年＝100

年 月	総 実 労 働 時 間 指 数			所定外労働時間指数			常 用 雇 用 指 数			名目賃金指数 (現金給与総額)				実質賃金指数 (現金給与総額)			
	調査産業計	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	調査産業計	製造業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	調査産業計	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	調査産業計	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業
R 3 年 10 月	103.7	110.6	105.4	104.3	101.4	125.0	96.3	95.6	217.6	89.1	85.3	91.6	87.9	89.3	85.5	91.8	88.1
R 3 年 11 月	102.9	107.6	106.0	101.0	103.8	129.6	96.0	95.5	215.8	93.4	90.6	101.9	88.1	93.5	90.7	102.0	88.2
R 3 年 12 月	102.9	105.0	106.6	95.9	107.4	139.7	95.6	95.0	215.8	173.3	162.0	180.8	256.8	173.5	162.2	181.0	257.1
R 4 年 1 月	97.7	101.4	97.4	91.1	111.9	130.3	98.1	100.8	209.5	89.4	80.1	94.5	89.0	89.2	79.9	94.3	88.8
R 4 年 2 月	95.9	103.4	100.7	86.0	106.0	128.4	97.9	100.3	209.2	88.1	83.8	95.0	90.6	87.8	83.5	94.7	90.3
R 4 年 3 月	103.1	105.2	105.0	103.3	119.0	132.1	98.3	100.8	207.5	92.8	83.9	99.6	89.6	92.2	83.3	98.9	89.0
R 4 年 4 月	103.1	103.5	103.9	99.6	120.2	122.9	99.6	101.5	213.3	92.9	103.8	102.5	91.5	91.9	102.7	101.4	90.5
R 4 年 5 月	97.6	88.9	94.7	90.0	111.9	109.2	99.8	101.5	213.8	89.3	77.1	93.3	88.4	87.9	75.9	91.8	87.0
R 4 年 6 月	105.0	96.8	107.6	103.8	108.3	113.8	100.2	99.7	213.7	149.1	111.3	149.5	232.9	146.8	109.5	147.1	229.2
R 4 年 7 月	101.7	102.0	103.2	96.8	110.7	113.8	100.7	100.8	208.7	108.1	107.0	129.2	105.5	106.1	105.0	126.8	103.5
R 4 年 8 月	99.0	100.9	96.7	94.4	104.8	111.9	100.0	95.5	207.3	93.9	98.8	104.5	89.2	91.8	96.6	102.2	87.2
R 4 年 9 月	99.4	102.8	101.2	111.6	116.7	107.3	99.8	98.4	206.6	87.7	77.6	95.4	103.7	85.1	75.3	92.5	100.6
R 4 年 10 月	100.4	104.5	100.6	95.2	117.9	113.8	99.9	96.9	206.4	88.7	81.5	97.7	95.2	85.4	78.4	94.0	91.6
R 4 年 11 月	100.9	103.9	102.4	94.8	109.5	110.1	99.7	96.3	205.4	91.0	86.8	99.2	89.5	87.5	83.5	95.4	86.1
R 4 年 12 月	100.2	102.7	102.6	90.9	110.7	116.5	99.8	96.4	205.1	176.6	145.3	201.4	260.6	169.5	139.4	193.3	250.1
R 5 年 1 月	93.5	92.6	92.4	93.4	108.3	120.2	100.1	101.6	138.6	87.1	79.7	91.0	98.7	83.3	76.3	87.1	94.4
R 5 年 2 月	96.1	98.6	100.3	94.2	106.0	114.7	100.0	101.5	138.0	86.5	79.0	89.9	97.4	83.6	76.3	86.9	94.1
R 5 年 3 月	98.7	102.6	101.2	110.2	109.5	116.5	100.4	100.7	133.8	90.2	84.4	96.5	99.7	86.6	81.1	92.7	95.8
R 5 年 4 月	101.7	102.6	104.2	106.7	120.2	122.9	100.7	101.9	142.3	90.3	83.4	94.8	103.3	85.9	79.4	90.2	98.3
R 5 年 5 月	97.6	92.4	94.0	100.7	101.8	91.1	95.0	86.8	96.6	104.4	99.6	121.2	99.7	95.7	94.0	111.9	111.0
R 5 年 6 月	102.2	103.3	102.7	108.8	106.0	99.1	101.9	99.1	195.9	138.6	100.5	146.3	253.0	132.0	95.7	139.3	241.0
R 5 年 7 月	99.6	101.0	100.7	99.9	115.5	112.8	102.3	99.9	138.0	112.3	105.9	123.3	95.6	106.3	100.3	116.8	90.5
R 5 年 8 月	94.5	93.1	93.7	119.6	103.6	107.3	102.4	99.9	139.9	93.2	95.3	99.2	107.5	87.7	89.7	93.3	101.1
R 5 年 9 月	98.5	106.4	102.0	101.7	111.9	111.0	101.7	99.6	138.0	87.6	81.9	91.1	107.4	82.2	76.8	85.5	100.8
R 5 年 10 月	99.0	105.6	101.4	105.2	111.9	111.9	102.6	100.0	137.3	87.1	81.3	91.2	95.1	80.8	75.4	84.6	88.2
R 5 年 11 月	99.0	103.3	102.1	104.2	109.5	121.1	102.6	102.1	139.9	92.4	88.1	94.8	94.2	85.9	81.9	88.1	87.5
R 5 年 12 月	98.3	101.7	102.4	101.1	113.1	119.3	102.6	101.3	137.8	176.7	137.8	200.0	258.3	164.2	128.1	185.9	240.1
R 6 年 1 月	92.7	89.0	91.3	97.5	101.2	108.3	102.5	101.7	191.0	92.5	88.4	92.0	88.5	85.9	82.1	85.4	82.2
R 6 年 2 月	97.2	100.7	100.4	95.9	110.7	111.9	102.4	101.1	190.2	90.6	81.7	93.7	89.0	84.4	76.1	87.3	82.9
R 6 年 3 月	98.4	99.3	100.6	96.6	113.1	109.2	101.5	99.5	189.9	94.6	80.0	99.0	89.0	87.7	74.1	91.8	82.5
R 6 年 4 月	102.6	103.1	106.2	105.4	113.1	122.9	102.9	101.8	194.4	94.8	84.2	96.7	89.1	87.5	77.7	89.2	82.2
R 6 年 5 月	98.1	96.0	98.3	105.0	102.4	102.8	103.2	101.5	194.0	100.8	89.2	95.0	89.1	92.5	81.8	87.2	81.7
R 6 年 6 月	100.1	99.2	102.7	98.7	107.1	100.0	103.8	102.6	194.0	147.6	121.6	167.4	266.9	135.4	111.6	153.6	244.9
R 6 年 7 月	98.7	99.1	104.2	105.0	98.8	99.1	104.0	99.7	195.8	113.3	102.7	124.6	92.9	103.3	93.6	113.6	84.7
R 6 年 8 月	90.6	87.5	91.0	108.3	85.7	90.8	104.0	98.3	195.5	96.7	117.7	103.7	98.3	87.6	106.6	93.9	89.0
R 6 年 9 月	95.7	99.6	101.9	99.9	100.0	108.3	102.7	97.8	197.3	90.5	85.3	94.9	101.1	82.3	77.6	86.4	92.0
R 6 年 10 月	99.7	98.6	102.8	108.1	96.4	93.6	102.1	92.1	188.4	90.6	84.6	93.2	92.5	81.5	76.1	83.9	83.3
R 6 年 11 月	97.6	104.1	105.4	98.3	96.4	110.1	103.6	97.3	187.8	106.7	101.2	110.3	94.3	95.4	90.4	98.6	84.3
R 6 年 12 月	96.2	100.3	102.6	96.0	90.5	101.8	104.0	97.3	191.9	189.8	178.0	207.7	293.7	168.4	157.9	184.3	260.6
R 7 年 1 月	91.5	99.9	92.2	99.3	86.9	88.1	103.6	93.6	188.4	91.3	83.3	89.0	81.7	80.6	73.5	78.6	72.1
R 7 年 2 月	92.9	96.9	100.2	94.2	83.3	93.6	102.9	93.4	190.8	91.5	85.6	91.7	82.3	81.2	76.0	81.4	73.0
R 7 年 3 月	95.5	97.0	101.6	104.0	89.3	99.1	101.9	91.7	189.6	98.1	110.9	97.1	82.5	86.8	98.1	85.9	73.0

注 1 事業所規模5人以上。
2 常用雇用指数は令和6年1月確報時に遡及を行い、同年8月に令和5年度分を再遡及した。
3 「p」は速報値、「r」は確報及び遡及による改訂値。

資料 県統計調査課

年	総実労働時間指数			常用雇用指数			名目賃金指数（現金給与総額）			実質賃金指数（現金給与総額）						
	調査産業計	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	調査産業計	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	調査産業計	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業				
H 17 年平均	101.7	109.4	99.8	107.4	98.9	154.4	108.6	126.2	101.3	107.9	100.0	108.0	104.5	111.4	103.2	111.5
H 18 年平均	102.1	107.9	102.2	106.0	102.3	153.5	117.7	131.9	101.6	101.0	105.8	105.1	105.1	104.4	109.4	108.7
H 19 年平均	102.3	100.4	102.1	109.6	105.5	146.7	125.0	140.6	105.2	108.5	107.2	119.3	108.9	112.3	111.0	123.5
H 20 年平均	101.1	104.6	99.3	100.9	106.0	132.4	128.5	130.9	101.3	116.9	105.3	122.7	103.2	119.0	107.2	124.9
H 21 年平均	99.8	104.3	97.7	97.0	99.7	119.1	108.4	110.2	96.4	108.3	102.0	114.0	99.6	111.9	105.4	117.8
H 22 年平均	99.7	99.1	102.9	107.8	98.5	111.0	106.0	123.4	95.0	96.1	102.6	117.5	99.3	100.4	107.2	122.8
H 23 年平均	99.4	103.5	100.5	115.7	98.8	107.7	104.6	118.8	92.8	109.2	99.3	125.1	97.2	114.3	104.0	131.0
H 24 年平均	98.5	105.6	100.8	111.7	100.9	109.8	111.1	102.3	94.5	111.1	100.7	114.0	98.7	116.1	105.2	119.1
H 25 年平均	98.5	101.3	102.4	100.5	102.0	109.8	111.3	116.1	95.4	101.1	100.8	103.6	99.5	105.4	105.1	108.0
H 26 年平均	99.0	104.9	103.9	98.2	102.5	103.8	111.8	113.4	99.4	111.6	103.8	107.9	100.5	112.8	105.0	109.1
H 27 年平均	107.6	104.3	104.4	102.6	94.3	85.2	94.1	173.4	102.1	72.2	93.8	110.7	104.5	73.9	96.0	113.3
H 28 年平均	105.7	98.0	107.7	105.4	93.9	85.9	89.0	187.0	101.4	66.9	99.1	108.7	103.5	68.3	101.1	110.9
H 29 年平均	104.1	105.0	107.6	102.1	94.5	85.1	92.0	182.6	102.3	79.0	97.0	104.5	103.4	79.9	98.1	105.7
H 30 年平均	103.4	103.9	106.9	102.2	99.4	94.6	103.0	167.7	102.4	83.7	97.7	105.5	102.9	84.1	98.2	106.0
R 1 年平均	100.8	106.5	103.3	99.1	100.8	99.7	103.1	160.2	100.6	103.7	98.6	108.5	100.6	103.7	98.6	108.5
R 2 年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.2	99.5	103.0	73.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R 3 年平均	100.5	102.7	102.4	102.2	97.6	89.5	100.2	134.0	103.0	100.2	104.2	110.5	103.5	100.7	104.7	111.1
R 4 年平均	100.3	101.3	101.3	96.5	99.7	87.1	102.6	141.1	104.0	94.8	113.5	118.8	101.9	92.9	111.2	116.4
R 5 年平均	98.2	100.3	99.8	103.8	101.6	89.3	102.5	120.7	102.6	91.4	109.2	125.9	97.1	86.5	103.3	119.1
R 6 年平均	97.3	98.0	100.6	101.2	103.1	88.3	99.2	192.5	109.0	101.2	114.9	123.7	99.3	92.1	104.6	112.5

資料 原統計調査課

注 事業所規模5人以上

常用雇用指数は令和6年1月確報時に、過去に遡って改訂した

(1)月 別

年 月		現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
		男	女	男	女	男	女
R 4 年	1 月	230, 025	284, 470	174, 295	226, 611	280, 748	171, 195
R 4 年	2 月	226, 723	281, 743	171, 434	225, 225	279, 278	170, 908
R 4 年	3 月	238, 832	295, 098	182, 729	228, 242	281, 002	175, 635
R 4 年	4 月	238, 920	296, 369	180, 305	229, 189	280, 431	176, 907
R 4 年	5 月	229, 743	281, 488	177, 268	226, 694	276, 624	176, 060
R 4 年	6 月	383, 470	479, 635	286, 734	229, 974	280, 910	178, 736
R 4 年	7 月	278, 118	347, 306	208, 891	221, 579	267, 915	175, 217
R 4 年	8 月	241, 466	295, 989	186, 739	226, 235	274, 973	177, 314
R 4 年	9 月	225, 699	276, 666	175, 419	224, 505	275, 171	174, 523
R 4 年	10 月	228, 157	279, 965	175, 675	226, 662	277, 975	174, 682
R 4 年	11 月	234, 120	286, 609	179, 883	225, 146	273, 992	174, 673
R 4 年	12 月	454, 263	574, 131	336, 862	226, 359	276, 233	177, 512
R 5 年	1 月	224, 008	274, 484	176, 733	221, 747	271, 424	175, 220
R 5 年	2 月	222, 474	271, 010	175, 261	220, 543	268, 769	173, 632
R 5 年	3 月	232, 047	286, 817	180, 516	220, 577	271, 564	172, 606
R 5 年	4 月	232, 380	286, 507	179, 431	227, 271	279, 581	176, 100
R 5 年	5 月	228, 225	282, 980	175, 863	222, 308	274, 063	172, 814
R 5 年	6 月	356, 629	439, 642	277, 044	224, 696	274, 830	176, 632
R 5 年	7 月	288, 938	364, 069	214, 178	224, 168	271, 897	176, 674
R 5 年	8 月	239, 897	294, 903	185, 588	224, 728	274, 258	175, 826
R 5 年	9 月	225, 251	274, 515	177, 507	223, 427	272, 364	176, 000
R 5 年	10 月	224, 205	273, 663	176, 303	223, 328	272, 758	175, 453
R 5 年	11 月	237, 613	290, 756	186, 053	225, 627	274, 521	178, 189
R 5 年	12 月	454, 664	574, 396	340, 115	227, 227	277, 833	178, 812
R 6 年	1 月	237, 891	292, 074	187, 330	229, 429	279, 215	182, 971
R 6 年	2 月	233, 124	286, 439	182, 913	230, 107	281, 425	182, 913
R 6 年	3 月	243, 314	298, 227	192, 938	231, 206	281, 686	184, 897
R 6 年	4 月	243, 806	301, 535	190, 891	238, 067	294, 436	186, 399
R 6 年	5 月	259, 349	323, 849	197, 726	239, 045	290, 839	189, 561
R 6 年	6 月	379, 840	464, 768	299, 144	236, 165	285, 869	188, 938
R 6 年	7 月	291, 516	369, 702	222, 662	229, 715	283, 771	182, 111
R 6 年	8 月	248, 777	312, 615	192, 486	230, 754	280, 420	186, 959
R 6 年	9 月	232, 792	287, 007	184, 804	231, 463	285, 473	183, 657
R 6 年	10 月	233, 081	286, 477	187, 397	232, 586	285, 691	187, 151
R 6 年	11 月	274, 434	350, 899	207, 104	231, 721	283, 748	185, 909
R 6 年	12 月	488, 327	600, 189	389, 942	235, 177	285, 971	190, 502
R 7 年	1 月	235, 006	292, 700	185, 554	233, 212	290, 115	184, 439
R 7 年	2 月	235, 271	293, 354	185, 135	233, 260	290, 652	183, 721
R 7 年	3 月	252, 350	313, 897	199, 506	235, 364	292, 812	186, 040

単位＝円

(2)年 別		現金給与総額				きまって支給する給与		特別に支払われた給与		単位＝円	
年		男		女		男	女	男	女	男	女
H 3 年 平均	262,019	326,696	180,411	203,927	253,451	141,438	58,092	73,245	38,973		
H 4 年 平均	277,713	340,675	190,762	215,670	262,247	151,347	62,043	78,428	39,415		
H 5 年 平均	285,486	361,530	192,011	222,325	280,011	151,417	63,161	81,519	40,594		
H 6 年 平均	293,298	374,334	194,634	230,129	292,178	154,583	63,169	82,156	40,051		
H 7 年 平均	298,602	389,609	198,104	232,540	300,415	157,587	66,062	89,194	40,517		
H 8 年 平均	304,120	386,926	207,272	236,458	298,886	163,443	67,662	88,040	43,829		
H 9 年 平均	297,930	391,201	196,498	232,953	299,945	160,099	64,977	91,256	36,399		
H 10 年 平均	302,448	389,329	202,191	237,773	303,232	162,236	64,675	86,097	39,955		
H 11 年 平均	292,881	378,864	195,243	234,343	299,551	160,295	58,538	79,313	34,948		
H 12 年 平均	294,186	367,656	202,002	239,932	298,256	166,751	54,254	69,400	35,251		
H 13 年 平均	291,583	368,579	199,395	239,718	300,324	167,154	51,865	68,255	32,241		
H 14 年 平均	287,725	355,438	203,001	237,012	291,496	168,840	50,713	63,942	34,161		
H 15 年 平均	278,402	343,042	197,801	234,651	288,103	168,000	43,751	54,939	29,801		
H 16 年 平均	272,301	336,291	194,754	230,542	284,528	165,118	41,759	51,763	29,636		
H 17 年 平均	268,428	335,424	194,020	224,256	279,666	162,717	44,172	55,758	31,303		
H 18 年 平均	269,553	343,095	191,093	223,990	282,774	161,274	45,563	60,321	29,819		
H 19 年 平均	278,126	356,384	191,565	231,687	294,842	161,830	46,439	61,542	29,735		
H 20 年 平均	271,257	348,490	189,777	228,384	292,189	161,070	42,873	56,301	28,707		
H 21 年 平均	253,455	320,853	185,474	216,270	273,022	159,028	37,185	47,831	26,446		
H 22 年 平均	250,739	315,267	184,031	214,568	268,512	158,802	36,171	46,755	25,229		
H 23 年 平均	245,762	312,919	181,153	210,905	266,198	157,709	34,857	46,721	23,444		
H 24 年 平均	246,801	314,872	177,405	211,604	266,008	156,141	35,197	48,864	21,264		
H 25 年 平均	245,955	306,435	178,334	210,546	260,190	155,040	35,409	46,245	23,294		
H 26 年 平均	253,499	318,529	179,302	214,277	266,102	155,146	39,222	52,427	24,156		
H 27 年 平均	262,774	327,963	197,023	221,031	273,975	167,630	41,743	53,988	29,393		
H 28 年 平均	260,918	324,946	200,803	220,270	272,726	171,019	40,648	52,220	29,784		
H 29 年 平均	263,458	333,563	198,319	223,575	281,202	170,030	39,883	52,361	28,289		
H 30 年 平均	263,301	328,176	199,164	223,326	274,319	172,443	40,275	53,857	26,721		
R 1 年 平均	259,006	...	...	222,281	...	...	36,725	...	...		
R 2 年 平均	257,076	...	...	219,412	...	...	37,664	...	...		
R 3 年 平均	264,859	...	...	224,209	...	...	40,650	...	...		
R 4 年 平均	267,624	...	...	226,362	...	...	41,262	...	...		
R 5 年 平均	264,172	...	...	223,818	...	...	40,354	...	...		
R 6 年 平均	280,858	...	...	232,960	...	...	47,898	...	...		

(3)産業別

【令和7年3月】		現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与		単位＝円	
	業 別	給 与			支給する給与			給 与	
		男	女		男	女		男	女
調査産業計		313,897	199,506	235,364	292,812	186,040	16,986	21,085	13,466
建設業		401,747	262,561	296,824	307,949	189,112	91,893	93,798	73,449
製造業		295,858	194,921	245,772	284,632	186,832	9,979	11,226	8,089
電気・ガス・熱供給・水道業		389,509	231,521	363,418	389,509	231,521	0	0	0
情報通信業		424,715	299,114	381,152	421,177	294,893	3,754	3,538	4,221
運輸業、郵便業		296,745	217,499	276,338	291,361	216,435	4,517	5,384	1,064
卸売業、小売業		308,265	148,409	208,340	278,699	144,823	15,912	29,566	3,586
金融業、保険業		421,723	302,411	347,494	414,504	290,884	9,554	7,219	11,527
不動産業、物品賃貸業		306,268	264,719	279,674	302,999	250,534	8,123	3,269	14,185
学術研究、専門・技術サービス業		332,324	282,391	314,297	332,324	282,391	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		166,299	88,138	113,086	164,264	87,295	1,242	2,035	843
生活関連サービス業、娯楽業		227,750	156,986	182,802	227,718	156,962	27	32	24
教育、学習支援業		400,199	324,329	293,575	391,159	236,914	58,625	9,040	87,415
医療、福祉		343,169	228,162	248,823	338,647	221,524	6,145	4,522	6,638
複合サービス事業		376,020	208,068	282,534	373,474	204,569	3,059	2,546	3,499
サービス業（他に分類されないもの）		219,044	159,885	176,351	207,269	148,979	11,314	11,775	10,906

注 「事業所規模5人以上」

資料

宮崎県統計調査課

年	労働市場				市				場				雇用保険			
	労働		市		場		労働		市		場		雇用		保険	
	求職者数	有効求職者数	新規求職者数	求職者数	有効求職者数	新規求職者数	求職者数	有効求職者数	新規求職者数	求職者数	有効求職者数	新規求職者数	求職者数	有効求職者数	新規求職者数	求職者数
H 19年度計	79,328	24,671	72,551	15,933	26,995	2,654	0.65	19,777	5,689	22,041	4,699	7,846	20,882	90,404	10,364,797	
H 20年度計	80,907	25,414	59,775	12,859	25,473	2,212	0.51	20,050	5,902	19,793	4,102	7,429	22,557	92,822	10,620,530	
H 21年度計	86,762	29,862	58,137	11,715	28,433	2,157	0.39	22,352	6,838	20,357	4,022	9,029	22,138	115,063	14,405,255	
H 22年度計	89,997	28,926	70,027	14,047	31,536	2,375	0.49	24,618	7,348	23,831	4,731	10,078	18,609	88,318	10,515,228	
H 23年度計	84,394	27,808	79,115	16,753	32,122	2,513	0.60	23,901	7,399	27,607	5,751	10,133	17,905	82,523	9,663,332	
H 24年度計	79,186	26,652	87,386	18,873	32,466	2,692	0.71	22,664	7,315	32,400	6,953	10,679	17,655	78,340	8,897,776	
H 25年度計	73,859	24,747	92,500	20,039	32,527	2,768	0.81	21,995	7,194	33,219	7,212	10,727	15,792	71,093	8,090,201	
H 26年度計	69,420	23,234	99,967	22,187	31,060	2,690	0.95	21,326	7,104	35,276	7,783	10,444	14,568	64,714	7,367,152	
H 27年度計	66,036	21,828	104,067	23,257	29,730	2,638	1.07	20,573	6,957	37,628	8,351	10,047	13,923	58,877	6,721,073	
H 28年度計	62,982	20,637	115,889	26,220	28,223	2,426	1.27	19,958	6,791	41,685	9,387	9,837	12,727	53,741	6,096,043	
H 29年度計	59,656	19,687	123,073	28,271	26,799	2,426	1.44	19,179	6,639	42,390	9,694	9,148	12,136	50,094	5,320,880	
H 30年度計	57,610	19,108	120,678	28,438	25,943	2,239	1.49	19,343	6,766	50,453	9,374	8,927	11,645	49,707	5,277,018	
R 1年度計	55,270	18,895	112,128	26,551	22,963	1,866	1.41	19,041	6,954	38,532	8,949	8,184	11,643	49,360	5,407,762	
R 2年度計	52,272	20,123	103,504	23,696	20,109	1,506	1.18	18,391	7,691	35,897	7,988	7,424	12,554	54,291	6,141,742	
R 3年度計	53,257	19,936	116,964	27,099	20,551	1,631	1.36	19,077	7,755	42,353	9,602	7,992	12,164	52,907	6,007,923	
R 4年度計	52,742	20,226	123,174	29,140	19,519	1,586	1.44	19,242	8,084	42,639	9,943	7,581	12,278	51,779	6,052,240	
R 5年度計	52,886	20,723	118,894	28,410	19,683	1,676	1.37	19,498	8,382	40,230	9,432	7,646	12,494	52,609	6,195,537	

資料提供 宮崎労働局職業安定部

- 注
- 1 月間有効求職者数、月間有効求職者数は月平均
 - 2 有効求人倍率（パートタイム含む）は原数値
 - 3 雇用保険の受給者実人員には短時間労働者も含まれる

平成27年=100

年 月	生産指数 (付加価値額に付)				生産者出荷指数				生産者製品在庫指数			
	季節調整済指数		原 指 数		季節調整済指数		原 指 数		季節調整済指数		原 指 数	
	前月比		前年比		前月比		前年比		前月比		前年比	
R 3 年 6 月	91.7	0.5	89.6	9.7	91.0	0.7	89.5	14.2	107.4	0.5	106.2	-10.2
R 3 年 7 月	94.1	2.6	93.2	13.1	91.1	0.1	92.7	8.9	107.6	0.2	106.1	-6.0
R 3 年 8 月	91.6	-2.7	85.5	13.2	90.0	-1.2	84.4	5.9	108.3	0.7	107.4	-1.5
R 3 年 9 月	91.9	0.3	94.6	7.3	85.6	-4.9	87.4	-2.2	112.4	3.8	111.8	1.5
R 3 年 10 月	89.2	-2.9	95.1	-2.1	88.6	3.5	91.9	-6.1	111.0	-1.2	112.4	1.3
R 3 年 11 月	92.1	3.3	96.5	3.7	90.5	2.1	97.0	0.6	112.6	1.4	113.1	3.6
R 3 年 12 月	92.3	0.2	97.8	2.8	90.7	0.2	101.0	0.7	111.2	-1.2	111.0	2.0
R 4 年 1 月	92.2	-0.1	86.0	4.8	90.5	-0.2	83.6	-1.1	112.4	1.1	112.4	6.5
R 4 年 2 月	90.9	-1.4	86.4	1.6	91.8	1.4	87.4	1.7	113.2	0.7	113.6	7.4
R 4 年 3 月	91.1	0.2	99.2	-1.5	91.3	-0.5	98.8	-2.5	113.2	0.0	113.1	6.9
R 4 年 4 月	86.8	-4.7	87.0	-9.0	88.9	-2.6	87.8	-4.8	110.7	-2.2	111.6	3.1
R 4 年 5 月	86.3	-0.6	79.7	-5.2	85.2	-4.2	76.9	-5.2	112.8	1.9	114.7	6.2
R 4 年 6 月	84.5	-2.1	81.5	-9.0	88.2	3.5	86.5	-3.4	114.3	1.3	114.4	7.7
R 4 年 7 月	85.3	0.9	83.6	-10.3	86.5	-1.9	87.5	-5.6	111.8	-2.2	110.1	3.8
R 4 年 8 月	90.5	6.1	85.3	-0.2	88.1	1.8	84.3	-0.1	111.7	-0.1	110.4	2.8
R 4 年 9 月	84.5	-6.6	86.2	-8.9	84.8	-3.7	85.3	-2.4	110.7	-0.9	109.1	-2.4
R 4 年 10 月	86.4	2.2	92.6	-2.6	84.5	-0.4	85.8	-6.6	110.6	-0.1	111.4	-0.9
R 4 年 11 月	85.9	-0.6	91.0	-5.7	83.8	-0.8	89.7	-7.5	112.1	1.4	113.2	0.1
R 4 年 12 月	83.2	-3.1	87.0	-11.0	82.3	-1.8	89.5	-11.4	111.7	-0.4	111.4	0.4
R 5 年 1 月	81.9	-1.6	76.1	-11.5	80.8	-1.8	74.0	-11.5	114.7	2.7	114.4	1.8
R 5 年 2 月	82.1	0.2	78.1	-9.6	82.1	1.6	78.9	-9.7	114.5	-0.2	114.2	0.5
R 5 年 3 月	82.9	1.0	90.3	-9.0	81.6	-0.6	88.1	-10.8	116.7	1.9	116.9	3.4
R 5 年 4 月	86.6	4.5	86.9	-0.1	82.2	0.7	81.1	-7.6	119.0	2.0	122.0	9.3
R 5 年 5 月	84.1	-2.9	78.7	-1.3	83.6	1.7	77.2	0.4	119.4	0.3	121.9	6.3
R 5 年 6 月	82.8	-1.5	79.3	-2.7	83.3	-0.4	82.5	-4.6	119.5	0.1	119.1	4.1
R 5 年 7 月	82.1	-0.8	80.4	-3.8	79.1	-5.0	79.9	-8.7	120.8	1.1	119.6	8.6
R 5 年 8 月	81.1	-1.2	76.1	-10.8	81.1	2.5	77.1	-8.5	120.4	-0.3	119.4	8.2
R 5 年 9 月	82.6	1.8	85.2	-1.2	81.1	0.0	81.5	-4.5	121.3	0.7	119.9	9.9
R 5 年 10 月	80.7	-2.3	87.8	-5.2	81.2	0.1	83.5	-2.7	120.2	-0.9	120.7	8.3
R 5 年 11 月	80.8	0.1	85.7	-5.8	81.2	0.0	87.0	-3.0	118.9	-1.1	119.0	5.1
R 5 年 12 月	80.9	0.1	83.6	-3.9	80.7	-0.6	86.6	-3.2	119.0	0.1	117.2	5.2
R 6 年 1 月	79.1	-2.2	73.7	-3.2	77.6	-3.8	71.2	-3.8	117.9	-0.9	117.5	2.7
R 6 年 2 月	81.6	3.2	80.3	2.8	78.7	1.4	77.1	-2.3	121.0	2.6	121.9	6.7
R 6 年 3 月	76.1	-6.7	80.7	-10.6	78.0	-0.9	81.1	-7.9	120.1	-0.7	121.5	3.9
R 6 年 4 月	81.1	6.6	83.7	-3.7	80.3	2.9	80.7	-0.5	117.9	-1.8	121.7	-0.2
R 6 年 5 月	78.9	-2.7	74.4	-5.5	80.5	0.2	75.2	-2.6	115.6	-2.0	118.0	-3.2
R 6 年 6 月	84.3	6.8	78.8	-0.6	79.1	-1.7	76.5	-7.3	113.6	-1.7	113.2	-5.0
R 6 年 7 月	78.3	-7.1	78.2	-2.7	79.7	0.8	82.6	3.4	111.4	-1.9	110.3	-7.8
R 6 年 8 月	75.4	-3.7	69.6	-8.5	74.1	-7.0	69.6	-9.7	109.9	-1.3	109.0	-8.7
R 6 年 9 月	81.7	8.4	83.8	-1.6	80.5	8.6	80.0	-1.8	111.0	1.0	109.8	-8.4
R 6 年 10 月	78.9	-3.4	86.8	-1.1	80.0	-0.6	83.3	-0.2	107.7	-3.0	108.2	-10.4
R 6 年 11 月	78.9	0.0	83.6	-2.5	77.5	-3.1	83.0	-4.6	109.0	1.2	109.1	-8.3
R 6 年 12 月	78.0	-1.1	81.3	-2.8	77.1	-0.5	83.8	-3.2	108.5	-0.5	106.8	-8.9
R 7 年 1 月	78.8	1.0	73.4	-0.4	75.3	-2.3	69.8	-2.0	111.5	2.8	111.2	-5.4
R 7 年 2 月	r 77.8	-1.3	73.6	-8.3	r 77.2	2.5	72.7	-5.7	r 108.2	-3.0	109.0	-10.6
R 7 年 3 月	81.1	4.2	86.0	6.6	77.4	0.3	80.5	-0.7	109.9	1.6	111.1	-8.6

注 1) 各比率は、伸び率(%)です。 2) 最新月は速報値で、rは訂正値です。

資料 県統計調査課

3) 令和6年1月から令和7年2月までの数値について、年間補正等による遡及改定を行いました。

平成27年＝100

年 月	生産指数			(付加価値額ウェイト)			生産者出荷指数			生産者製品在庫指数		
	季節調整済指数	原 指 数	前年比	季節調整済指数	原 指 数	前年比	季節調整済指数	原 指 数	前年比	季節調整済指数	原 指 数	前年比
R 1 年 3 期	98.7	2.0	3.5	98.2	98.2	3.1	97.6	98.3	1.9	115.7	114.1	14.9
R 1 年 4 期	94.4	-4.4	-3.8	98.8	98.8	-6.4	91.4	97.3	-6.0	118.2	116.8	14.1
R 2 年 1 期	92.2	-2.3	-4.1	91.5	91.5	0.9	92.2	89.7	-1.8	116.0	116.7	8.5
R 2 年 2 期	84.7	-8.1	-12.5	82.4	82.4	-10.0	83.0	79.7	-12.1	119.3	118.3	7.5
R 2 年 3 期	83.3	-1.7	-16.5	82.0	82.0	2.5	85.1	84.7	-13.8	111.7	110.1	-3.5
R 2 年 4 期	89.8	7.8	-3.7	95.1	95.1	7.1	91.1	98.2	0.9	110.2	108.8	-6.8
R 3 年 1 期	90.8	1.1	-2.4	89.3	89.3	2.1	93.0	90.6	1.0	106.2	105.8	-9.3
R 3 年 2 期	92.1	1.4	9.0	89.8	89.8	-1.8	91.3	87.6	9.9	107.4	106.2	-10.2
R 3 年 3 期	92.5	0.4	11.1	91.1	91.1	-2.6	88.9	88.2	4.1	112.4	111.8	1.5
R 3 年 4 期	91.2	-1.4	1.5	96.5	96.5	1.1	89.9	96.6	-1.6	111.2	111.0	2.0
R 4 年 1 期	91.4	0.2	1.3	90.5	90.5	1.4	91.2	89.9	-0.8	113.2	113.1	6.9
R 4 年 2 期	85.9	-6.0	-7.9	82.7	82.7	-4.2	87.4	83.7	-4.5	114.3	114.4	7.7
R 4 年 3 期	86.8	1.0	-6.7	85.0	85.0	-1.0	86.5	85.7	-2.8	110.7	109.1	-2.4
R 4 年 4 期	85.2	-1.8	-6.5	90.2	90.2	-3.5	83.5	88.3	-8.6	111.7	111.4	0.4
R 5 年 1 期	82.3	-3.4	-9.9	81.5	81.5	-2.4	81.5	80.3	-10.7	116.7	116.9	3.4
R 5 年 2 期	84.5	2.7	-1.3	81.6	81.6	1.8	83.0	80.3	-4.1	119.5	119.1	4.1
R 5 年 3 期	81.9	-3.1	-5.2	80.6	80.6	-3.1	80.4	79.5	-7.2	121.3	119.9	9.9
R 5 年 4 期	80.8	-1.3	-5.0	85.7	85.7	0.7	81.0	85.7	-2.9	119.0	117.2	5.2
R 6 年 1 期	78.9	-2.4	-4.0	78.2	78.2	-3.6	78.1	76.5	-4.7	120.1	121.5	3.9
R 6 年 2 期	81.4	3.2	-3.2	79.0	79.0	2.4	80.0	77.5	-3.5	113.6	113.2	-5.0
R 6 年 3 期	78.5	-3.6	-4.2	77.2	77.2	-2.4	78.1	77.4	-2.6	111.0	109.8	-8.4
R 6 年 4 期	78.6	0.1	-2.1	83.9	83.9	0.1	78.2	83.4	-2.7	108.5	106.8	-8.9
R 7 年 1 期	79.2	0.8	-0.6	77.7	77.7	-2.0	76.6	74.3	-2.9	109.9	111.1	-8.6

注

1) 各比率は、伸び率(%)です。

2) 最新月は速報値で、rは訂正値です。

3) 令和6年1月から令和7年2月までの数値について、年間補正等による遡及改定を行いました。

資料 県統計調査課

平成27年=100

年 月	生産指数 (付加価値額に付)				生産者出荷指数				生産者製品在庫指数			
	季節調整済指数		原 指 数		季節調整済指数		原 指 数		季節調整済指数		原 指 数	
	前月比		前年比		前月比		前年比		前月比		前年比	
H 20 年 平均	—		101.6		—		101.6		—		91.2	
H 21 年 平均	—		89.7	-11.7	—		89.7	-11.7	—		79.8	-12.5
H 22 年 平均	—		100.3	11.8	—		100.2	11.7	—		88.7	11.2
H 23 年 平均	—		97.7	-2.6	—		97.6	-2.6	—		96.7	9.0
H 24 年 平均	—		98.5	0.8	—		98.4	0.8	—		93.8	-3.0
H 25 年 平均	—		96.9	-1.6	—		97.1	-1.3	—		89.5	-4.6
H 26 年 平均	—		100.5	3.7	—		96.7	-0.4	—		96.5	7.8
H 27 年 平均	—		100.0	-0.5	—		100.0	3.4	—		94.4	-2.2
H 28 年 平均	—		98.6	-1.4	—		99.9	-0.1	—		88.6	-6.1
H 29 年 平均	—		96.2	-2.4	—		97.7	-2.2	—		95.4	7.7
H 30 年 平均	—		96.7	0.5	—		97.3	-0.4	—		102.4	7.3
R 1 年 平均	—		96.6	-0.1	—		94.4	-3.0	—		116.8	14.1
R 2 年 平均	—		87.7	-9.2	—		88.1	-6.7	—		108.8	-6.8
R 3 年 平均	—		91.7	4.6	—		90.7	3.0	—		111.0	2.0
R 4 年 平均	—		87.1	-5.0	—		86.9	-4.2	—		111.4	0.4
R 5 年 平均	—		82.4	-5.4	—		81.5	-6.2	—		117.2	5.2
R 6 年 平均	—		79.6	-3.4	—		78.7	-3.4	—		106.8	-8.9
H 20 年度平均	—		95.4		—		95.3		—		89.6	
H 21 年度平均	—		94.5	-0.9	—		94.5	-0.8	—		82.5	-7.9
H 22 年度平均	—		99.8	5.6	—		99.8	5.6	—		91.2	10.5
H 23 年度平均	—		98.5	-1.3	—		98.5	-1.3	—		101.6	11.4
H 24 年度平均	—		97.1	-1.4	—		97.0	-1.5	—		93.2	-8.3
H 25 年度平均	—		98.3	1.2	—		97.7	0.7	—		91.8	-1.5
H 26 年度平均	—		100.9	2.6	—		96.8	-0.9	—		106.0	15.5
H 27 年度平均	—		99.1	-1.8	—		100.1	3.4	—		100.5	-5.2
H 28 年度平均	—		98.1	-1.0	—		99.8	-0.3	—		92.0	-8.5
H 29 年度平均	—		95.8	-2.3	—		96.9	-2.9	—		98.9	7.5
H 30 年度平均	—		97.0	1.3	—		96.6	-0.3	—		107.6	8.8
R 1 年度平均	—		95.7	-1.3	—		94.0	-2.7	—		116.7	8.5
R 2 年度平均	—		87.2	-8.9	—		88.3	-6.1	—		105.8	-9.3
R 3 年度平均	—		92.0	5.5	—		90.6	2.6	—		113.1	6.9
R 4 年度平均	—		84.9	-7.7	—		84.5	-6.7	—		116.9	3.4
R 5 年度平均	—		81.5	-4.0	—		80.5	-4.7	—		121.5	3.9
R 6 年度平均	—		79.4	-2.6	—		78.1	-3.0	—		111.1	-8.6

注 1 最新月は速報値で、rは訂正值です。

資料 県統計調査課

•

平成 27 年 (2015 年) = 100

原指数		業 種 別										その他工業 (印刷・プラスチック・ゴム・その他)		
年	月	鉱工業 (製造工業)	鉄鋼・金属 製品工業	汎用・生産 用・業務用 機械工業	電子部品 ・デバイス 工業	電気・情報 通信機械 工業	輸送機械 工業	窯業・土石 製品工業	化学工業	パルプ・紙・ 紙加工品	繊維 工業	食料品 工業	木材・ 木製品工業	
R 3 年	5 月	84.1	45.6	135.8	60.0	47.6	139.0	80.6	80.3	95.3	77.0	91.1	99.7	80.5
R 3 年	6 月	89.6	52.2	169.9	58.5	55.3	174.6	94.4	66.4	75.3	78.6	99.5	106.9	90.4
R 3 年	7 月	93.2	70.6	170.1	53.0	54.6	170.0	91.5	112.5	95.0	76.4	89.6	104.4	95.5
R 3 年	8 月	85.5	59.4	152.3	61.2	47.8	137.3	81.8	110.6	93.0	82.4	77.9	94.4	76.9
R 3 年	9 月	94.6	43.7	173.4	67.8	53.9	133.0	93.4	119.8	95.0	75.1	96.5	107.8	85.3
R 3 年	10 月	95.1	64.7	164.7	64.5	54.7	135.3	97.7	106.6	102.2	71.8	104.3	108.7	85.4
R 3 年	11 月	96.5	63.4	154.9	66.5	63.3	173.4	100.1	106.4	97.5	67.4	101.9	111.6	92.7
R 3 年	12 月	97.8	51.2	191.0	63.0	61.2	176.8	101.1	112.9	101.1	70.3	102.8	103.2	87.6
R 4 年	1 月	86.0	43.5	174.8	50.2	80.9	165.9	87.0	113.0	60.4	66.2	79.9	106.4	78.8
R 4 年	2 月	86.4	44.2	161.4	54.0	57.8	144.7	94.2	84.5	90.4	73.0	90.4	97.4	88.2
R 4 年	3 月	99.2	52.5	220.0	56.4	67.3	160.1	84.4	116.7	70.1	70.5	103.2	115.2	97.7
R 4 年	4 月	87.0	55.8	166.7	53.3	58.6	149.2	81.1	101.1	80.6	48.1	87.5	106.9	93.8
R 4 年	5 月	79.7	50.5	149.6	52.6	48.7	116.4	75.3	87.9	97.9	45.8	86.2	90.8	78.2
R 4 年	6 月	81.5	58.9	178.0	51.2	65.5	153.0	87.1	53.7	82.7	49.6	91.7	111.2	78.0
R 4 年	7 月	83.6	23.9	190.0	53.0	48.2	163.7	76.2	89.6	90.9	56.8	79.1	104.0	87.1
R 4 年	8 月	85.3	17.5	184.7	54.9	42.1	152.4	81.4	112.5	96.0	59.7	85.3	92.8	74.5
R 4 年	9 月	86.2	30.4	179.7	52.6	53.5	166.6	76.3	91.0	85.5	54.0	94.5	90.6	84.8
R 4 年	10 月	92.6	65.8	178.5	55.6	45.6	166.7	86.9	113.5	92.6	54.6	100.7	101.6	82.2
R 4 年	11 月	91.0	59.6	180.1	50.4	44.9	172.9	90.9	92.0	90.4	50.6	108.0	96.8	84.6
R 4 年	12 月	87.0	64.5	175.0	39.1	53.8	168.1	95.6	86.5	93.6	56.6	103.8	93.2	76.6
R 5 年	1 月	76.1	58.9	165.0	37.7	39.1	139.2	75.9	88.4	64.3	63.7	76.1	80.5	75.4
R 5 年	2 月	78.1	22.9	169.0	39.4	46.2	131.4	80.9	69.7	83.7	67.5	86.0	93.0	81.8
R 5 年	3 月	90.3	43.0	225.8	40.5	49.6	174.8	85.0	73.3	99.6	68.0	100.5	95.5	93.9
R 5 年	4 月	86.9	39.3	185.9	39.0	61.7	172.2	77.0	98.9	91.2	63.6	88.5	101.9	90.2
R 5 年	5 月	78.7	36.2	162.7	35.3	37.7	145.0	80.6	69.2	92.2	71.1	90.5	96.3	75.5
R 5 年	6 月	79.3	38.9	172.7	30.3	40.7	188.4	80.5	54.0	79.6	63.8	94.6	94.6	81.5
R 5 年	7 月	80.4	23.5	178.2	36.4	49.9	177.4	78.1	87.3	93.4	66.4	79.8	85.4	83.5
R 5 年	8 月	76.1	34.8	168.8	31.2	36.6	160.9	66.8	71.9	85.6	72.7	86.0	77.5	70.9
R 5 年	9 月	85.2	10.0	165.0	34.9	29.6	189.3	85.5	88.1	88.9	73.5	101.1	86.7	84.1
R 5 年	10 月	87.8	36.1	149.4	37.6	35.4	210.1	85.5	101.8	90.1	48.1	104.7	92.6	87.1
R 5 年	11 月	85.7	8.4	150.0	37.3	34.5	213.0	94.3	99.8	91.3	44.8	105.2	88.1	80.1
R 5 年	12 月	83.6	32.5	137.9	28.1	38.0	193.6	84.6	90.5	97.9	76.0	103.1	87.7	72.9
R 6 年	1 月	73.7	7.1	134.3	23.9	30.2	146.0	78.1	105.1	63.1	77.2	79.5	83.9	68.2
R 6 年	2 月	80.3	35.6	140.3	36.1	32.4	155.8	83.5	78.9	87.1	75.9	92.3	101.9	77.4
R 6 年	3 月	80.7	8.8	164.9	34.0	35.9	175.5	83.5	73.8	95.0	73.5	95.0	89.0	77.4
R 6 年	4 月	83.7	36.5	140.4	37.3	71.1	149.6	81.4	80.4	94.7	75.6	101.2	87.4	79.7
R 6 年	5 月	74.4	8.5	147.2	32.2	18.3	156.7	80.2	46.8	94.9	74.9	95.1	87.1	72.7
R 6 年	6 月	78.8	32.1	151.6	33.0	63.6	174.0	71.4	67.8	75.3	68.1	93.7	83.9	78.1
R 6 年	7 月	78.2	11.8	153.1	33.3	37.6	202.9	87.1	77.5	94.8	70.7	82.7	80.7	79.6
R 6 年	8 月	69.6	13.6	126.6	30.3	27.5	177.3	65.3	73.2	53.6	69.5	79.6	75.8	65.9
R 6 年	9 月	83.8	29.3	174.4	34.8	42.6	183.0	76.6	80.8	92.5	70.5	98.9	84.1	78.5
R 6 年	10 月	86.8	8.1	162.8	38.5	35.6	192.5	78.9	86.7	89.6	67.4	105.6	95.6	85.7
R 6 年	11 月	83.6	32.3	161.9	32.8	34.7	176.9	81.6	78.8	89.3	63.4	103.7	90.8	80.6
R 6 年	12 月	81.3	8.0	151.4	34.4	37.8	173.0	85.1	88.3	97.4	66.9	102.1	80.8	67.3
R 7 年	1 月	73.4	27.4	156.6	28.7	28.9	163.3	75.1	87.3	48.4	70.1	76.4	77.2	74.4
R 7 年	2 月	73.6	11.1	146.5	27.5	r	173.2	81.3	r	82.0	64.5	84.3	81.5	74.2
R 7 年	3 月	86.0	28.1	185.5	37.0	46.8	173.8	77.1	87.4	97.7	70.9	98.6	85.5	82.3

注 最新月は速報値で、r は訂正値です。 令和 6 年 1 月から令和 7 年 2 月までの数値について、年間補正等による値改定を行いました。

資料 県統計調査課

季節調整指数

平成 27年(2015年) =100

季節調整係数	年 月	鉱工業 (製造工業)	業 種						別					
			鉄鋼・金属 製品工業	汎用・生産 用・業務用 機械工業	電子部品 ・デバイス 工業	電気・情報 通信機械 工業	輸送機械 工業	窯業・土石 製品工業	化 学 工業	パルプ・紙・ 紙加工品	織 工	食料品 工業	木材・ 木製品工業	その他工業 (印刷・ラ スチック・ゴ ム、その他)
R 3 年 6 月		91.7	50.5	154.8	58.6	57.5	163.6	103.5	90.4	90.5	78.5	97.2	106.4	89.4
R 3 年 7 月		94.1	60.8	167.5	53.4	55.5	157.7	102.4	104.1	95.1	71.2	101.1	99.3	88.6
R 3 年 8 月		91.6	57.9	158.4	60.8	49.3	156.4	95.2	105.8	96.9	79.3	91.7	102.3	86.5
R 3 年 9 月		91.9	68.5	161.0	61.7	48.1	124.7	98.1	112.6	89.9	78.1	94.0	106.2	82.2
R 3 年 10 月		89.2	52.8	161.5	59.0	48.4	131.6	91.6	97.4	91.9	85.5	93.6	103.3	82.0
R 3 年 11 月		92.1	52.0	160.6	64.0	55.4	161.1	87.9	106.1	90.0	76.9	93.0	104.7	87.4
R 3 年 12 月		92.3	46.8	188.1	65.8	55.4	173.1	86.7	105.3	91.5	73.7	91.6	103.8	88.6
R 4 年 1 月		92.2	43.4	193.0	57.3	82.9	185.2	87.5	100.3	86.6	66.5	93.5	112.2	87.8
R 4 年 2 月		90.9	62.0	178.0	59.6	62.2	150.7	87.1	91.2	92.9	72.7	95.5	103.6	88.6
R 4 年 3 月		91.1	52.6	181.6	54.9	61.5	151.7	80.5	106.9	71.2	62.7	96.8	104.5	88.3
R 4 年 4 月		86.8	64.3	181.1	54.9	61.1	154.6	84.8	96.3	81.2	46.0	84.8	105.6	91.5
R 4 年 5 月		86.3	52.1	165.3	54.3	56.3	134.2	85.3	109.9	90.0	45.3	89.3	94.2	86.4
R 4 年 6 月		84.5	54.6	167.1	52.1	66.8	147.6	91.0	77.5	93.8	52.4	90.1	109.4	77.8
R 4 年 7 月		85.3	22.6	181.8	52.3	50.7	154.2	83.8	88.7	88.2	54.7	90.6	99.7	82.8
R 4 年 8 月		90.5	19.5	187.6	52.7	46.4	166.7	91.4	102.2	92.4	55.1	97.5	99.8	83.2
R 4 年 9 月		84.5	44.4	172.3	48.1	49.1	156.7	81.4	88.0	82.8	55.9	92.0	94.8	81.6
R 4 年 10 月		86.4	48.3	180.3	50.5	43.6	160.0	82.0	102.5	84.4	61.6	91.5	97.7	79.6
R 4 年 11 月		85.9	48.6	180.0	47.1	42.0	158.3	81.2	92.1	84.2	56.1	97.0	92.5	79.9
R 4 年 12 月		83.2	55.1	174.6	41.9	48.8	163.8	83.6	84.6	85.4	57.8	93.4	95.6	78.2
R 5 年 1 月		81.9	53.9	184.1	43.6	43.5	155.0	78.8	80.6	91.6	61.0	89.5	88.6	82.4
R 5 年 2 月		82.1	34.7	183.2	41.9	46.9	139.3	75.1	77.4	87.9	62.4	90.6	95.5	83.0
R 5 年 3 月		82.9	42.4	183.5	39.3	44.7	166.1	83.5	71.4	94.3	60.3	92.2	88.4	83.8
R 5 年 4 月		86.6	42.1	199.2	39.0	57.7	176.5	81.1	92.6	89.8	64.4	89.2	96.4	87.5
R 5 年 5 月		84.1	37.6	175.7	36.5	43.7	171.1	89.1	83.5	86.2	70.4	93.2	97.1	82.2
R 5 年 6 月		82.8	35.0	164.4	31.8	41.5	180.3	82.0	82.8	89.1	66.3	93.3	90.7	81.3
R 5 年 7 月		82.1	25.6	167.9	35.8	50.3	170.1	82.9	85.2	88.7	64.1	92.4	83.6	80.0
R 5 年 8 月		81.1	37.6	167.4	30.9	40.8	175.2	76.3	67.7	84.5	66.4	95.7	85.0	79.7
R 5 年 9 月		82.6	18.5	160.3	31.8	27.0	181.5	86.7	83.8	86.6	75.2	97.6	88.2	82.2
R 5 年 10 月		80.7	26.3	149.8	33.2	35.6	192.9	80.1	85.3	84.5	57.0	93.7	88.3	83.7
R 5 年 11 月		80.8	7.5	152.5	33.8	33.7	191.9	82.9	93.2	86.6	51.5	94.3	85.5	77.3
R 5 年 12 月		80.9	25.1	144.0	31.0	34.1	188.3	76.2	86.2	88.5	79.1	93.8	89.7	76.7
R 6 年 1 月		79.1	8.0	144.8	27.5	36.3	164.9	80.5	90.6	88.7	72.5	93.1	89.5	75.2
R 6 年 2 月		81.6	46.3	147.9	36.7	34.3	167.5	79.6	84.9	88.0	68.1	94.4	100.6	75.5
R 6 年 3 月		76.1	9.0	142.0	33.2	33.5	175.0	83.4	76.0	88.6	68.5	90.8	85.4	71.1
R 6 年 4 月		81.1	30.6	145.5	35.9	57.3	154.2	82.8	76.8	91.4	73.3	98.1	84.2	75.2
R 6 年 5 月		78.9	11.7	155.7	32.7	22.9	181.6	81.8	57.3	87.3	71.7	96.6	84.4	79.0
R 6 年 6 月		84.3	22.7	149.6	34.1	52.1	172.8	76.9	102.6	85.1	72.8	95.2	83.0	78.6
R 6 年 7 月		78.3	17.6	141.3	32.4	37.2	184.5	86.5	74.8	89.1	67.5	93.1	80.7	75.4
R 6 年 8 月		75.4	17.3	128.5	31.3	32.9	188.1	77.8	74.8	56.9	66.5	91.4	85.3	75.0
R 6 年 9 月		81.7	42.7	172.3	32.9	39.2	174.6	77.1	76.9	90.3	72.7	94.8	87.1	75.5
R 6 年 10 月		78.9	6.4	158.6	33.7	37.9	170.5	74.4	72.1	84.9	75.2	93.2	88.2	79.3
R 6 年 11 月		78.9	24.0	162.0	30.8	35.8	160.4	73.7	72.8	85.5	73.9	93.2	86.9	77.9
R 6 年 12 月		78.0	6.4	156.9	38.5	36.0	163.4	75.7	80.0	87.6	69.7	92.1	82.0	71.3
R 7 年 1 月		78.8	31.0	168.8	33.0	34.7	184.5	77.4	75.3	89.4	65.8	89.4	82.4	82.1
R 7 年 2 月	r	77.8	r	161.0	r	r	r	r	75.6	r	60.3	r	83.7	r
R 7 年 3 月		81.1	28.7	159.7	36.1	43.7	173.3	77.0	90.0	91.1	66.1	94.2	82.0	75.6

注 最新月は速報値で、rは訂正値です。

令和6年1月から令和7年2月までの数値について、年間補正等による遡及改定を行いました。

資料 県統計調査課

平成 27年(2015年) = 100

原指数 年 別	業 種 別										種 別			
	鉱工業 (製造工業)	鉄鋼・金属 製品工業	汎用・生産 用・業務用 機械工業	電子部品 ・デバイス 工業	電気・情報 通信機械 工業	輸送機械 工業	窯業・土石 製品工業	化学工業	パルプ・紙・紙 加工品	繊維 工業	食料品 工業	木材・ 木製品工業	その他工業 (印刷・プラ スチック・ゴ ム・その他)	
H 20 年	101.6	94.1	99.2	80.6	—	218.9	163.2	101.7	92.0	98.2	103.9	104.2	—	—
H 21 年	89.7	83.5	83.0	66.0	—	141.4	143.7	84.1	89.8	77.9	107.4	102.1	—	—
H 22 年	100.3	81.6	88.7	103.5	—	177.4	145.6	96.7	92.5	90.7	99.8	101.8	—	—
H 23 年	97.7	89.5	96.3	81.1	—	140.3	128.0	101.1	93.4	92.9	96.3	106.5	—	—
H 24 年	98.5	93.7	90.7	72.8	—	176.2	127.5	98.2	91.0	94.2	104.1	97.6	—	—
H 25 年	96.9	91.5	90.2	75.9	81.9	118.9	137.4	92.7	94.3	94.1	101.1	106.0	105.6	105.6
H 26 年	100.5	104.1	105.6	85.3	81.5	104.4	130.0	99.8	95.6	94.0	103.6	103.9	107.9	107.9
H 27 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H 28 年	98.6	69.6	115.2	95.2	104.7	108.8	90.7	96.4	98.4	97.2	101.7	106.6	95.5	95.5
H 29 年	96.2	66.5	111.8	75.2	94.0	106.7	99.6	100.1	97.5	95.6	103.5	103.4	97.4	97.4
H 30 年	96.7	64.3	118.6	74.0	85.0	119.7	100.8	98.6	96.3	100.4	103.2	101.5	98.2	98.2
R 1 年	96.6	63.1	139.6	66.7	70.8	141.5	94.1	100.9	96.9	94.8	101.5	112.1	97.4	97.4
R 2 年	87.7	59.3	146.3	64.1	62.1	127.8	92.1	89.0	79.0	71.3	97.2	100.1	79.9	79.9
R 3 年	91.7	52.7	155.1	60.9	58.0	153.2	92.5	104.7	91.0	75.6	95.0	105.2	87.7	87.7
R 4 年	87.1	47.3	178.2	51.9	55.6	156.6	84.7	95.2	85.9	57.1	92.5	100.6	83.7	83.7
R 5 年	82.4	32.0	169.2	35.6	41.6	174.6	81.2	82.7	88.2	64.9	93.0	90.0	81.4	81.4
R 6 年	79.6	19.3	150.7	33.4	38.9	171.9	79.4	78.2	85.6	71.1	94.1	86.8	75.9	75.9

注

令和6年1月から令和7年2月までの数値について、年間補正等による遡及改定を行いました。

資料 県統計調査課

平成 27年(2015年)＝100

季節調整済指数		業 種 別														
年 四半期	鉱工業 (製造工業)	業 種														
		鉄鋼・金属 製品工業	汎用・生産 用・業務用 機械工業	電子部品 ・デバイス 工業	電気・情報 通信機械 工業	輸送機械 工業	窯業・土石 製品工業	化 工	学 業	パルプ・紙・紙 加工品	織 工	維 業	食料品 工 業	木材・ 木製品工業	その他工業 (印刷・プラ スチック・ゴ ム・その他)	
H 30 年 I 期	95.4	67.0	119.0	69.2	88.0	110.2	105.9	97.5	95.6	95.9	103.2	99.9	100.0	103.2	99.9	100.0
H 30 年 II 期	96.8	69.6	119.8	74.1	98.2	112.5	101.4	90.1	96.0	97.9	105.3	103.3	99.2	105.3	103.3	99.2
H 30 年 III 期	96.2	56.3	117.2	75.9	82.6	118.0	98.8	101.8	96.4	99.4	101.9	99.8	97.2	101.9	99.8	97.2
H 30 年 IV 期	98.1	62.5	118.2	76.0	71.6	137.6	97.0	103.9	97.0	108.2	102.6	103.1	96.9	102.6	103.1	96.9
H 31 年 I 期	97.2	60.1	126.6	68.2	66.2	131.7	97.3	103.4	94.3	101.3	104.8	108.6	98.7	104.8	108.6	98.7
R 1 年 II 期	96.8	65.6	133.3	64.8	67.8	143.6	96.3	105.7	92.0	98.5	100.0	111.1	98.3	100.0	111.1	98.3
R 1 年 III 期	98.7	64.1	152.0	73.3	73.7	152.7	91.4	97.5	103.8	95.3	100.4	113.7	98.0	100.4	113.7	98.0
R 1 年 IV 期	94.4	62.5	148.0	61.2	73.8	139.4	92.9	95.3	97.9	85.9	102.2	115.3	93.9	102.2	115.3	93.9
R 2 年 I 期	92.2	58.8	145.4	70.4	66.3	140.0	89.4	92.5	83.8	83.5	101.4	104.0	85.7	101.4	104.0	85.7
R 2 年 II 期	84.7	61.6	160.6	68.0	47.2	94.3	93.2	98.7	63.9	77.9	90.4	97.4	64.3	90.4	97.4	64.3
R 2 年 III 期	83.3	54.3	136.7	57.9	57.0	125.8	96.4	65.2	76.9	73.6	96.9	99.1	80.0	96.9	99.1	80.0
R 2 年 IV 期	89.8	58.5	141.8	61.1	75.3	147.4	90.3	101.2	88.8	46.0	99.5	98.9	87.6	99.5	98.9	87.6
R 3 年 I 期	90.8	50.5	137.4	61.5	67.0	149.0	88.6	105.0	86.1	72.7	96.3	106.7	88.6	96.3	106.7	88.6
R 3 年 II 期	92.1	49.1	148.5	60.7	62.6	162.6	95.6	102.3	90.8	75.8	95.4	107.4	90.5	95.4	107.4	90.5
R 3 年 III 期	92.5	62.4	162.3	58.6	51.0	146.3	98.6	107.5	94.0	76.2	95.6	102.6	85.8	95.6	102.6	85.8
R 3 年 IV 期	91.2	50.5	170.1	62.9	53.1	155.3	88.7	102.9	91.1	78.7	92.7	103.9	86.0	92.7	103.9	86.0
R 4 年 I 期	91.4	52.7	184.2	57.3	68.9	162.5	85.0	99.5	83.6	67.3	95.3	106.8	88.2	95.3	106.8	88.2
R 4 年 II 期	85.9	57.0	171.2	53.8	61.4	145.5	87.0	94.6	88.3	47.9	88.1	103.1	85.2	88.1	103.1	85.2
R 4 年 III 期	86.8	28.8	180.6	51.0	48.7	159.2	85.5	93.0	87.8	55.2	93.4	98.1	82.5	93.4	98.1	82.5
R 4 年 IV 期	85.2	50.7	178.3	46.5	44.8	160.7	82.3	93.1	84.7	58.5	94.0	95.3	79.2	94.0	95.3	79.2
R 5 年 I 期	82.3	43.7	183.6	41.6	45.0	153.5	79.1	76.5	91.3	61.2	90.8	90.8	83.1	90.8	90.8	83.1
R 5 年 II 期	84.5	38.2	179.8	35.8	47.6	176.0	84.1	86.3	88.4	67.0	91.9	94.7	83.7	91.9	94.7	83.7
R 5 年 III 期	81.9	27.2	165.2	32.8	39.4	175.6	82.0	78.9	86.6	68.6	95.2	85.6	80.6	95.2	85.6	80.6
R 5 年 IV 期	80.8	19.6	148.8	32.7	34.5	191.0	79.7	88.2	86.5	62.5	93.9	87.8	79.2	93.9	87.8	79.2
R 6 年 I 期	78.9	21.1	144.9	32.5	34.7	169.1	81.2	83.8	88.4	69.7	92.8	91.8	73.9	92.8	91.8	73.9
R 6 年 II 期	81.4	21.7	150.3	34.2	44.1	169.5	80.5	78.9	87.9	72.6	96.6	83.9	77.6	96.6	83.9	77.6
R 6 年 III 期	78.5	25.9	147.4	32.2	36.4	182.4	80.5	75.5	78.8	68.9	93.1	84.4	75.3	93.1	84.4	75.3
R 6 年 IV 期	78.6	12.3	159.2	34.3	36.6	164.8	74.6	75.0	86.0	72.9	92.8	85.7	76.2	92.8	85.7	76.2
R 7 年 I 期	79.2	24.8	163.2	32.7	42.6	183.8	78.4	80.3	81.6	64.1	91.1	82.7	77.6	91.1	82.7	77.6

資料 県統計調査課

注 令和6年1月から令和7年2月までの数値について、年間補正等による遡及改定を行いました。

年 月	業態別		商品別				従業者数	売場面積 千㎡
	合 計	百貨店	スーパー	衣料品	飲食料品	その他		
R 4 年 1 月	5,678	x	x	858	3,069	1,751	2,432	198
R 4 年 2 月	5,045	x	x	611	2,967	1,467	2,367	198
R 4 年 3 月	5,712	x	x	908	3,124	1,681	2,409	193
R 4 年 4 月	5,495	x	x	890	2,942	1,664	2,350	193
R 4 年 5 月	5,940	x	x	946	3,293	1,701	2,374	193
R 4 年 6 月	5,594	x	x	953	3,009	1,632	2,371	193
R 4 年 7 月	6,475	x	x	941	3,590	1,943	2,426	193
R 4 年 8 月	6,017	x	x	720	3,425	1,871	2,403	193
R 4 年 9 月	5,308	x	x	682	3,032	1,594	2,287	193
R 4 年 10 月	6,292	x	x	1,148	3,424	1,720	2,322	193
R 4 年 11 月	6,197	x	x	1,033	3,500	1,664	2,332	193
R 4 年 12 月	8,346	x	x	1,241	4,581	2,523	2,425	193
R 5 年 1 月	6,038	x	x	938	3,290	1,809	2,337	193
R 5 年 2 月	5,307	x	x	708	3,092	1,507	2,246	193
R 5 年 3 月	5,974	x	x	956	3,272	1,746	2,306	193
R 5 年 4 月	5,762	x	x	969	3,115	1,679	2,253	193
R 5 年 5 月	6,137	x	x	986	3,411	1,741	2,280	193
R 5 年 6 月	5,657	x	x	944	3,076	1,638	2,264	193
R 5 年 7 月	6,674	x	x	995	3,673	2,006	2,311	193
R 5 年 8 月	6,192	x	x	748	3,556	1,888	2,317	194
R 5 年 9 月	5,503	x	x	725	3,144	1,634	2,214	194
R 5 年 10 月	6,023	x	x	1,064	3,301	1,659	2,245	194
R 5 年 11 月	6,353	x	x	1,042	3,608	1,704	2,233	194
R 5 年 12 月	8,147	x	x	1,153	4,516	2,478	2,341	193
R 6 年 1 月	6,043	x	x	926	3,283	1,834	2,250	194
R 6 年 2 月	5,436	x	x	690	3,175	1,572	2,190	194
R 6 年 3 月	5,958	x	x	883	3,280	1,796	2,224	194
R 6 年 4 月	5,649	x	x	911	3,068	1,669	2,177	193
R 6 年 5 月	5,929	x	x	883	3,346	1,700	2,210	193
R 6 年 6 月	5,832	x	x	957	3,133	1,741	2,210	193
R 6 年 7 月	6,594	x	x	918	3,654	2,022	2,227	192
R 6 年 8 月	6,424	x	x	711	3,671	2,042	2,203	195
R 6 年 9 月	5,709	x	x	737	3,231	1,741	2,144	195
R 6 年 10 月	5,961	x	x	894	3,381	1,686	2,171	195
R 6 年 11 月	6,571	x	x	1,018	3,743	1,809	2,150	195
R 6 年 12 月	8,413	x	x	1,157	4,672	2,584	2,238	195
R 7 年 1 月	6,219	x	x	889	3,440	1,890	2,156	195
R 7 年 2 月	5,546	x	x	659	3,298	1,590	2,061	195
R 7 年 3 月	6,137	x	x	842	3,471	1,824	2,122	194

注 1 各月の従業者数、売場面積は月末現在、調査対象は35店舗(令和2年11月分以降)
2 商品別(衣料品・飲食料品・その他)の計は、四捨五入の関係で合計に合致しないことがある
3 販売額については、リンク係数を使用せず、調査結果をそのまま表示している

資料 経済産業省

年 月	合 計	業態別		商品別			従業者数	売場面積 千㎡
		百貨店	スーパー	衣料品	飲食料品	その他		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	人	
H 10 年 計	121,229	41,468	79,761	54,342	32,307	34,579	3,578	218
H 11 年 計	122,671	39,650	83,021	52,752	33,227	36,692	3,664	233
H 12 年 計	117,519	38,848	78,671	50,114	31,578	35,827	3,792	229
H 13 年 計	110,902	35,997	74,905	46,382	29,979	34,541	3,757	225
H 14 年 計	90,993	37,445	53,548	37,169	24,013	29,812	2,890	167
H 15 年 計	94,516	35,479	59,037	36,266	29,479	28,770	3,435	193
H 16 年 計	92,216	34,534	57,683	35,548	28,947	27,721	3,379	212
H 17 年 計	93,738	32,470	61,268	35,388	28,821	29,529	3,645	225
H 18 年 計	94,743	32,224	62,518	35,015	29,917	29,810	4,077	231
H 19 年 計	93,523	32,399	61,124	34,136	29,623	29,763	3,381	227
H 20 年 計	89,268	30,036	59,233	31,842	28,933	28,493	3,281	227
H 21 年 計	85,972	27,184	58,788	28,294	29,429	28,250	3,447	239
H 22 年 計	90,594	25,874	64,720	26,661	34,079	29,854	3,808	244
H 23 年 計	89,145	x	x	23,822	36,606	28,717	3,593	228
H 24 年 計	88,398	x	x	23,551	36,943	27,904	3,597	228
H 25 年 計	87,718	x	x	22,462	37,162	28,094	3,632	228
H 26 年 計	86,814	x	x	21,356	36,780	28,679	3,648	235
H 27 年 計	80,537	x	x	19,719	37,610	23,208	3,282	200
H 28 年 計	71,990	x	x	16,021	37,476	18,492	3,225	193
H 29 年 計	71,416	x	x	15,262	36,492	19,663	3,000	197
H 30 年 計	68,412	x	x	14,083	34,187	20,142	2,781	191
R 1 年 計	68,454	x	x	13,538	34,449	20,467	2,680	184
R 2 年 計	69,413	x	x	10,986	37,348	21,080	2,661	198
R 3 年 計	68,495	x	x	10,518	37,722	20,254	2,528	198
R 4 年 計	72,097	x	x	10,931	39,955	21,211	2,425	193
R 5 年 計	73,767	x	x	11,228	41,054	21,489	2,341	193
R 6 年 計	74,519	x	x	10,685	41,637	22,196	2,238	195

注 1 各年の従業者数、売場面積は年（月）末現在。調査先は令和2年11月末現在35店舗

2 商品別（衣料品・飲食料品・その他）の計は、合計には合致しないことがある

3 販売額については、リンク係数を使用せず、調査結果をそのまま表示している

資料

経済産業省

年	月	総 数		製 造 業	農 林 水 産 業	建 設 業		卸 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	運 輸 通 信 業		サ ー ビ ス 業 他	
		件数	金額 百万円	件数	金額 百万円	件数	金額 百万円	件数	金額 百万円	件数	金額 百万円	件数	金額 百万円
R 4 年	1 月	1	80	-	-	-	-	1	80	-	-	-	-
R 4 年	2 月	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R 4 年	3 月	1	184	-	-	-	-	1	184	-	-	-	-
R 4 年	4 月	2	39	-	-	1	13	1	26	-	-	-	-
R 4 年	5 月	1	364	-	-	-	-	1	364	-	-	-	-
R 4 年	6 月	3	1,245	-	2	875	-	1	370	-	-	-	-
R 4 年	7 月	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R 4 年	8 月	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R 4 年	9 月	2	545	-	-	1	500	1	45	-	-	-	-
R 4 年	10 月	5	314	-	-	1	162	2	62	-	75	1	15
R 4 年	11 月	5	917	-	2	190	70	1	30	-	-	1	627
R 4 年	12 月	2	454	1	-	-	-	-	-	-	-	1	290
R 5 年	1 月	2	89	-	1	76	-	-	-	-	-	-	-
R 5 年	2 月	3	157	-	1	123	15	-	-	-	-	1	19
R 5 年	3 月	2	69	-	-	1	29	-	-	-	-	1	40
R 5 年	4 月	2	62	-	-	-	-	1	52	-	-	1	10
R 5 年	5 月	2	180	-	-	-	-	1	49	-	-	1	131
R 5 年	6 月	4	958	1	-	-	-	1	118	-	-	2	170
R 5 年	7 月	3	187	-	-	1	10	-	-	1	145	1	32
R 5 年	8 月	6	523	1	100	2	148	2	116	-	-	-	-
R 5 年	9 月	4	106	-	-	-	-	1	35	-	44	2	27
R 5 年	10 月	2	54	-	-	-	-	1	11	-	-	1	43
R 5 年	11 月	1	487	-	-	-	-	1	487	-	-	-	-
R 5 年	12 月	1	14	-	-	1	14	-	-	-	-	-	-
R 6 年	1 月	4	457	1	-	1	36	-	-	-	-	2	255
R 6 年	2 月	4	1,158	-	96	1	64	-	-	-	-	2	998
R 6 年	3 月	5	181	-	81	2	45	-	-	-	-	2	55
R 6 年	4 月	3	136	2	-	1	29	-	-	-	-	-	-
R 6 年	5 月	5	302	-	-	1	24	2	205	-	-	2	73
R 6 年	6 月	7	2,437	-	51	3	409	-	-	-	-	3	1,977
R 6 年	7 月	2	116	1	-	-	-	1	21	-	-	-	-
R 6 年	8 月	4	1,512	1	-	-	-	1	40	-	-	2	1,392
R 6 年	9 月	2	71	-	-	-	-	2	71	-	-	-	-
R 6 年	10 月	8	430	3	-	4	155	-	-	-	-	1	24
R 6 年	11 月	1	21	-	-	-	-	1	21	-	-	-	-
R 6 年	12 月	4	376	1	90	-	-	1	20	-	-	1	162
R 7 年	1 月	5	398	-	-	2	202	3	196	-	-	-	-
R 7 年	2 月	6	533	-	-	2	90	1	147	-	-	3	296
R 7 年	3 月	3	1,246	-	-	-	-	1	30	-	-	2	1,216

年	総 数		製 造 業		農 林 水 産 業		建 設 業		卸 小 売 業		サ ー ビ ス 業		運 輸 通 信 業		そ の 他	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
H 13 年 計	143	372,682	16	2,489	1	120	62	8,643	41	7,635	21	353,635	2	160	-	-
H 14 年 計	122	14,136	8	423	2	220	55	6,929	46	5,710	11	854	-	-	-	-
H 15 年 計	108	46,131	11	4,342	2	13,330	43	6,767	37	7,698	13	13,769	1	25	1	200
H 16 年 計	99	16,059	10	2,168	1	100	50	7,925	24	4,984	8	575	6	307	-	-
H 17 年 計	88	24,704	10	1,836	1	70	37	7,304	25	11,893	11	2,716	3	396	1	489
H 18 年 計	76	54,499	5	1,032	4	2,151	24	3,284	28	3,931	13	8,960	2	35,141	-	-
H 19 年 計	104	34,365	8	2,157	-	-	55	12,328	23	3,918	16	15,884	2	78	-	-
H 20 年 計	107	80,448	11	5,057	4	5,269	55	38,911	21	6,572	15	24,257	-	-	1	382
H 21 年 計	77	13,279	4	585	1	200	39	5,167	16	2,395	10	2,590	4	578	3	1,764
H 22 年 計	65	15,238	7	1,304	-	-	23	3,348	20	1,657	12	4,798	1	76	2	4,055
H 23 年 計	57	17,507	4	2,534	2	1,507	23	5,882	16	6,276	6	775	3	175	2	318
H 24 年 計	68	19,698	10	2,922	5	3,380	22	1,438	17	7,704	11	1,519	1	81	3	3,036
H 25 年 計	38	6,665	3	1,336	2	295	10	613	14	2,693	6	688	1	10	2	1,030
H 26 年 計	42	6,685	3	1,117	3	640	10	478	15	2,369	8	1,673	2	130	1	278
H 27 年 計	39	3,564	5	398	-	-	12	599	11	456	9	1,248	1	63	1	800
H 28 年 計	31	4,216	1	40	1	221	5	443	11	2,322	11	947	1	30	1	213
H 29 年 計	28	3,087	-	-	2	378	8	523	8	1,040	9	1,136	-	-	1	10
H 30 年 計	32	10,109	7	688	1	10	3	171	6	345	14	8,811	1	84	-	-
R 1 年 計	26	1,463	2	85	1	80	2	121	8	518	6	242	2	138	5	279
R 2 年 計	33	3,454	5	830	4	166	5	138	11	1,585	7	725	1	10	-	-
R 3 年 計	27	3,367	3	421	-	-	5	152	9	1,499	6	804	3	326	-	-
R 4 年 計	23	4,154	1	164	4	1,065	4	745	9	1,161	3	944	1	75	-	-
R 5 年 計	32	2,886	2	829	3	299	6	216	8	868	10	472	2	189	1	13
R 6 年 計	49	7,197	9	803	4	318	13	762	8	378	15	4,936	-	-	-	-

注 負債額 1 千万円以上の法人及び個人企業です。

資料提供 東京商工リサーチ

表1 宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数(令和7年4月)

令和2年=100

区 分	宮崎市	前月比		全 国	前月比		東京都 区 部	前月比	
		(%)	前年 同月比 (%)		(%)	前年 同月比 (%)		(%)	前年 同月比 (%)
総合	112.2	0.2	4.0	111.5	0.4	3.6	110.7	0.5	3.4
生鮮食品を除く総合	111.9	0.7	4.1	110.9	0.7	3.5	110.0	0.8	3.4
帰属家賃を除く総合	113.2	0.2	4.4	113.5	0.4	4.1	112.9	0.5	4.0
帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	112.9	0.8	4.6	112.9	0.8	4.1	112.1	0.9	4.0
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	111.1	0.6	3.7	109.7	0.5	3.0	109.3	0.7	3.1
食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合	106.9	0.4	2.3	105.2	0.3	1.6	105.5	0.7	2.0
食料	122.6	-0.7	6.6	124.0	-0.2	6.5	122.9	-0.4	6.0
生鮮食品を除く食料	123.2	1.3	7.3	123.6	0.9	7.0	121.9	0.7	6.4
生鮮食品(※1)	119.1	-11.2	2.1	126.2	-5.8	3.9	128.1	-6.1	3.9
穀類	150.6	1.2	33.5	146.6	1.5	27.4	145.2	0.1	23.8
魚介類	123.5	-1.7	2.7	131.0	-0.6	4.6	132.6	-0.8	3.9
生鮮魚介	120.8	-3.8	1.5	129.8	-1.5	4.8	131.7	-1.8	4.1
肉類	105.0	0.7	1.7	119.3	0.0	5.0	117.9	-0.3	4.6
乳卵類	128.1	0.8	5.5	124.6	1.0	3.4	123.8	0.5	1.9
野菜・海藻	114.1	-9.8	-0.8	122.8	-5.1	3.8	123.5	-5.5	3.8
生鮮野菜	111.1	-15.0	-4.3	123.4	-7.8	2.5	125.3	-7.8	2.6
果物	130.2	-11.6	13.7	125.4	-6.2	5.2	126.7	-6.4	6.0
生鮮果物	131.3	-12.4	14.1	127.8	-6.7	5.5	129.8	-7.1	6.3
油脂・調味料	119.1	-0.3	0.6	119.4	0.2	0.3	121.0	0.0	0.4
菓子類	126.9	0.7	6.3	130.5	1.0	7.7	128.3	0.5	6.7
調理食品	128.9	0.7	6.3	122.9	0.9	5.3	121.3	1.1	3.4
飲料	117.7	1.1	6.6	122.4	0.7	6.7	118.9	0.5	6.9
酒類	115.6	5.1	5.1	113.1	4.2	3.8	115.2	4.9	5.4
外食	120.5	2.0	4.6	115.6	0.6	4.1	114.7	0.7	5.7
住居	111.0	-0.1	1.9	103.9	0.2	1.0	103.6	0.5	1.5
帰属家賃を除く住居	124.2	-0.2	4.7	112.8	0.6	2.9	107.4	0.5	2.2
家賃	102.9	0.0	0.0	100.7	0.1	0.3	102.2	0.6	1.3
帰属家賃を除く家賃	100.1	0.0	-0.1	100.8	0.2	0.5	102.5	0.7	1.7
設備修繕・維持	151.7	-0.4	8.7	122.3	0.8	4.6	114.8	0.2	2.9
光熱・水道	115.5	6.0	12.1	117.9	3.0	8.4	117.7	3.3	7.6
電気代	112.5	4.3	15.9	118.6	4.5	13.5	122.1	4.3	13.1
ガス代	114.9	1.7	1.8	120.2	3.1	4.4	125.0	4.3	4.8
他の光熱	145.2	1.5	10.7	155.7	1.1	9.5	139.6	1.1	4.7
上下水道料	117.8	13.7	13.7	105.5	0.2	1.5	100.0	0.0	0.0
家具・家事用品	120.0	2.9	5.1	121.8	1.4	4.1	122.3	1.5	4.3
家庭用耐久財	122.5	10.2	13.8	124.5	3.6	6.4	127.2	3.8	6.8
室内装備品	124.7	0.0	7.5	119.8	0.0	2.1	129.8	0.3	3.0
寝具類	114.1	0.0	4.4	110.1	0.0	1.3	116.1	0.9	3.6
家事雑貨	113.8	-2.0	0.6	122.9	0.0	3.8	119.7	0.1	3.8
家事用消耗品	123.1	0.7	0.3	125.0	0.5	3.1	122.7	0.4	2.6
家事サービス	112.1	0.0	0.0	105.9	0.8	1.3	106.5	0.0	1.2

(※1) 生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

資料：総務省統計局「消費者物価指数」

注) 原数値を掲載

表1 宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数(令和7年4月)

令和2年=100

区 分	宮崎市	前月比		全 国	前月比		東京都 区 部	前月比	
		(%)	前年 同月比 (%)		(%)	前年 同月比 (%)		(%)	前年 同月比 (%)
被服及び履物	115.7	2.0	4.0	111.6	1.3	2.7	112.1	0.3	2.3
衣料	119.8	0.1	3.5	112.0	0.1	3.2	112.1	-0.3	2.5
和服	94.4	0.0	8.1	105.7	-0.1	2.8	108.8	0.0	1.1
洋服	120.1	0.1	3.4	112.1	0.1	3.2	112.3	-0.3	2.5
シャツ・セーター・下着類	115.9	8.4	7.1	111.7	4.0	1.9	112.0	1.9	-0.4
シャツ・セーター類	121.9	13.3	7.6	111.1	6.0	2.0	109.1	2.7	-1.5
下着類	105.5	0.0	6.2	113.1	0.1	1.8	119.0	0.3	2.1
履物類	108.3	-3.0	-0.1	109.3	0.3	2.1	110.3	-0.6	6.2
他の被服	110.0	0.0	3.5	108.2	0.1	1.8	112.1	-0.7	1.9
被服関連サービス	110.3	1.4	1.4	118.2	1.0	4.8	115.6	1.1	5.9
保健医療	106.5	0.0	3.1	104.2	-0.1	2.2	104.3	-0.1	2.6
医薬品・健康保持用摂取品	108.8	0.0	2.8	110.0	0.2	3.2	110.2	0.3	4.0
保健医療用品・器具	122.1	0.1	7.1	111.0	-0.1	2.7	113.8	-0.3	3.7
保健医療サービス	99.2	-0.1	1.5	98.9	-0.2	1.5	99.0	-0.2	1.5
交通・通信	100.6	0.3	2.7	99.9	0.4	2.7	96.6	0.2	2.2
交通	107.4	-0.5	1.2	105.3	-0.4	0.7	104.6	-0.9	-0.2
自動車等関係費	111.2	0.2	3.3	112.3	0.4	3.6	110.6	0.4	4.0
通信	72.5	0.9	1.1	72.8	0.9	1.1	73.9	0.8	1.2
教育	87.8	-14.3	-14.1	95.7	-5.7	-5.6	95.5	1.4	1.6
授業料等	80.9	-19.7	-19.4	88.6	-9.4	-9.5	85.9	0.8	0.3
教科書・学習参考教材	108.8	0.9	0.9	109.4	1.1	1.1	109.0	1.0	1.0
補習教育	113.8	4.1	4.1	112.8	2.1	2.8	117.8	2.5	3.9
教養娯楽	115.0	1.4	3.7	115.9	1.4	2.7	118.4	1.7	2.8
教養娯楽用耐久財	110.1	0.4	1.0	107.7	0.5	0.7	108.2	0.5	0.6
教養娯楽用品	117.3	4.3	7.9	115.3	2.1	4.7	117.8	2.4	5.1
書籍・他の印刷物	117.0	0.5	2.0	115.5	0.5	3.4	116.0	0.6	4.3
教養娯楽サービス	114.1	0.4	2.6	117.5	1.4	2.1	120.4	1.8	2.2
諸雑費	108.0	0.7	1.8	105.8	0.2	1.3	106.9	0.3	1.4
理美容サービス	109.2	0.0	0.3	106.7	0.4	1.9	106.8	0.3	2.0
理美容用品	101.8	-0.1	0.7	103.3	0.8	1.4	104.1	0.5	1.5
身の回り用品	122.7	0.2	6.3	117.9	0.2	2.3	121.3	0.9	1.6
たばこ	114.7	0.0	0.3	114.7	0.0	0.3	114.7	0.0	0.3
他の諸雑費	108.4	1.5	2.4	102.4	-0.1	0.8	102.6	0.0	1.1
<<別掲>>									
エネルギー(※2)	122.4	2.4	8.7	125.6	3.1	9.3	124.9	3.9	9.4
教育関係費(※3)	95.3	-9.7	-9.2	97.0	-4.7	-4.2	93.5	1.3	1.7
教養娯楽関係費(※4)	114.6	1.2	3.6	115.0	1.2	2.5	116.6	1.3	2.4
情報通信関係費(※5)	73.4	0.0	1.2	74.2	0.2	1.4	76.0	0.3	1.5

(※2)「電気代」、「都市ガス代」、「プロパンガス代」、「灯油」及び「ガソリン」の5品目の指数をそれぞれのウェイトで加重平均して求めたもの。

(※3) 教育関係費に区分される品目又は学習机、ボールペンなど類の指数をそれぞれのウェイトで加重平均して求めたもの。

(※4) 教養娯楽関係費に区分される品目又はバス代、航空運賃などの類の指数をそれぞれのウェイトで加重平均して求めたもの。

(※5) 情報通信関係費に区分される品目の指数をそれぞれのウェイトで加重平均して求めたもの。

表3 宮崎市の10大費目別指数（時系列）

		総 合	食 料	住 居	光 熱・ 水 道	家 具・ 家事用品	被服及び 履 物	保 健 医 療	交 通・ 通 信	教 育	教 養 娛 楽	諸雑費
平成31年（R元年）		100.1	98.5	100.2	101.2	96.8	99.7	100.0	100.7	104.2	100.8	103.8
令和2年 平均		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3		99.5	99.2	101.3	101.7	100.2	100.2	99.4	95.5	100.4	101.4	102.1
4		101.9	103.7	102.9	111.2	105.2	102.6	99.5	94.5	101.0	102.2	103.4
5		105.3	111.7	106.2	101.9	110.9	107.9	102.3	96.4	101.6	105.7	104.7
6		108.9	117.4	109.1	107.2	115.1	111.4	104.4	98.0	102.2	110.2	106.3
令和6年	4月	107.9	115.0	109.0	103.0	114.1	111.3	103.2	97.9	102.2	110.9	106.1
	5	108.4	115.8	109.4	106.9	116.2	111.3	103.4	97.5	102.5	110.4	106.2
	6	108.5	115.5	109.4	110.2	115.9	111.3	104.0	97.8	102.5	108.3	106.5
	7	109.1	116.3	109.2	113.8	116.2	110.5	104.7	98.2	102.5	109.3	106.6
	8	109.7	117.8	109.2	113.7	117.4	110.3	104.9	98.3	102.5	110.7	106.5
	9	109.2	118.7	109.2	105.6	116.7	112.6	104.8	98.0	102.5	109.1	106.6
	10	110.3	120.8	110.1	105.8	116.5	113.1	105.3	98.1	102.5	112.5	106.9
	11	111.0	121.9	110.8	108.8	116.3	113.6	105.7	98.3	102.5	112.2	106.9
	12	111.8	123.4	110.8	113.7	114.5	113.9	105.8	98.6	102.5	112.3	107.1
令和7年	1	112.3	124.3	110.8	113.7	115.9	113.9	106.0	99.8	102.5	112.3	107.0
	2	111.7	122.9	111.1	108.8	115.1	113.8	106.1	100.1	102.5	112.8	107.3
	3	112.0	123.4	111.1	108.9	116.7	113.4	106.5	100.3	102.5	113.4	107.3
	4	112.2	122.6	111.0	115.5	120.0	115.7	106.5	100.6	87.8	115.0	108.0
前年比(%)												
平成31年（R元年）		0.3	0.3	-0.4	1.9	2.1	-1.3	0.7	-0.1	-1.0	1.3	-0.3
令和2年 平均		-0.1	1.5	-0.2	-1.1	3.3	0.3	0.0	-0.7	-4.1	-0.8	-3.6
3		-0.5	-0.8	1.3	1.7	0.2	0.2	-0.6	-4.5	0.4	1.4	2.1
4		2.4	4.5	1.6	9.4	5.0	2.4	0.2	-1.1	0.7	0.8	1.3
5		3.3	7.7	3.2	-8.4	5.4	5.1	2.7	2.1	0.6	3.4	1.3
6		3.4	5.1	2.8	5.2	3.8	3.2	2.1	1.7	0.6	4.3	1.5
前月比(%)												
令和6年	4月	0.6	0.2	1.5	0.1	1.5	1.3	-0.5	0.2	0.7	0.9	0.5
	5	0.5	0.6	0.4	3.8	1.8	0.0	0.2	-0.4	0.2	-0.4	0.1
	6	0.1	-0.2	0.0	3.1	-0.3	0.0	0.6	0.3	0.0	-1.9	0.3
	7	0.5	0.6	-0.2	3.3	0.3	-0.8	0.6	0.4	0.0	1.0	0.0
	8	0.5	1.3	0.1	-0.1	1.0	-0.2	0.2	0.0	0.0	1.2	0.0
	9	-0.4	0.8	0.0	-7.1	-0.5	2.1	0.0	-0.3	0.0	-1.4	0.0
	10	1.0	1.7	0.8	0.1	-0.2	0.5	0.4	0.1	0.0	3.1	0.3
	11	0.6	0.9	0.6	2.9	-0.1	0.4	0.4	0.2	0.0	-0.2	0.0
	12	0.7	1.3	0.0	4.5	-1.5	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1
令和7年	1	0.5	0.7	0.0	0.0	1.2	0.0	0.2	1.2	0.0	0.0	-0.1
	2	-0.5	-1.1	0.2	-4.3	-0.7	-0.1	0.1	0.3	0.0	0.4	0.3
	3	0.3	0.4	0.0	0.1	1.3	-0.3	0.4	0.2	0.0	0.5	0.0
	4	0.2	-0.7	-0.1	6.0	2.9	2.0	0.0	0.3	-14.3	1.4	0.7
前年同月比(%)												
令和6年	4月	3.1	4.5	3.8	-0.6	1.8	2.3	1.1	2.8	0.5	5.3	1.5
	5	3.5	4.8	2.5	7.9	4.1	2.7	1.3	2.1	0.8	4.6	1.6
	6	3.6	3.9	2.5	11.9	4.4	2.7	1.5	2.6	0.8	4.2	1.7
	7	3.6	4.1	2.2	16.3	4.0	1.8	2.2	1.7	0.8	3.4	1.7
	8	3.6	4.0	2.2	17.1	6.1	3.9	2.1	0.7	0.8	3.1	1.4
	9	2.8	3.7	2.1	9.6	5.8	3.4	2.2	0.6	0.8	2.1	1.2
	10	2.9	4.7	2.9	2.8	3.0	2.3	1.6	0.2	0.8	4.4	1.8
	11	3.7	6.3	3.5	5.9	3.1	2.8	1.9	0.3	0.8	4.7	1.8
	12	4.4	7.9	3.4	10.8	0.1	4.5	2.1	0.5	0.8	4.1	1.9
令和7年	1	4.8	8.3	3.4	10.8	1.9	4.6	2.2	1.6	0.7	4.2	1.9
	2	4.6	7.6	3.6	9.4	3.5	3.7	2.1	2.2	1.0	3.7	2.0
	3	4.4	7.5	3.5	5.9	3.7	3.2	2.6	2.6	1.0	3.2	1.7
	4	4.0	6.6	1.9	12.1	5.1	4.0	3.1	2.7	-14.1	3.7	1.8

注1) 原数値を掲載

注2) 前年比及び基準年（令和2年）の前年同月比は、各基準年の公表値による。

表3 宮崎市の10大費目別指数（時系列）

令和2年=100

持家の帰属家賃を除く総合	持家の帰属家賃を除く住居	生鮮食品	生鮮食品を除く総合	持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	エネルギー	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合
100.0	97.5	95.3	100.4	100.2	103.8	100.1	100.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
99.5	104.6	98.5	99.6	99.6	105.1	99.1	99.1
102.1	107.5	106.4	101.7	101.9	118.3	100.3	99.3
105.7	114.0	111.7	105.1	105.5	110.4	104.6	102.2
109.6	119.4	123.6	108.3	108.9	115.8	107.7	104.7
108.4	118.6	116.7	107.5	108.0	112.6	107.1	104.5
109.0	119.6	119.1	108.0	108.5	115.2	107.4	104.7
109.0	119.5	116.6	108.2	108.7	117.8	107.3	104.6
109.7	119.0	119.6	108.7	109.2	121.6	107.6	104.8
110.4	119.3	127.6	108.9	109.6	121.3	107.9	105.1
109.9	119.2	129.3	108.4	109.0	114.2	107.9	104.9
111.1	121.8	130.9	109.5	110.2	114.4	109.1	105.6
111.9	123.8	131.9	110.1	110.9	117.3	109.5	105.8
112.7	123.8	145.5	110.4	111.2	121.6	109.5	105.9
113.3	123.8	148.6	110.8	111.7	123.2	109.8	106.1
112.7	124.5	138.8	110.6	111.5	119.2	109.9	106.3
113.0	124.5	134.2	111.1	112.0	119.5	110.4	106.5
113.2	124.2	119.1	111.9	112.9	122.4	111.1	106.9
0.4	0.8	-2.2	0.4	0.6	1.5	0.3	0.1
0.0	2.5	4.9	-0.4	-0.2	-3.7	-0.1	-0.3
-0.5	4.6	-1.5	-0.4	-0.4	5.1	-0.9	-0.9
2.6	2.7	8.1	2.2	2.3	12.6	1.2	0.3
3.6	6.1	5.0	3.3	3.5	-6.6	4.3	2.9
3.6	4.7	10.6	3.1	3.3	4.8	3.0	2.4
0.5	2.0	2.1	0.5	0.4	0.6	0.5	0.7
0.5	0.8	2.1	0.4	0.4	2.3	0.2	0.2
0.1	0.0	-2.1	0.2	0.2	2.3	0.0	-0.1
0.6	-0.5	2.5	0.5	0.5	3.2	0.2	0.2
0.6	0.2	6.7	0.3	0.3	-0.3	0.3	0.3
-0.4	0.0	1.4	-0.5	-0.5	-5.8	0.0	-0.2
1.1	2.2	1.2	1.0	1.1	0.2	1.1	0.7
0.7	1.7	0.8	0.6	0.7	2.5	0.4	0.2
0.8	-0.1	10.3	0.2	0.2	3.6	-0.1	0.0
0.5	0.0	2.1	0.4	0.4	1.4	0.3	0.2
-0.6	0.6	-6.6	-0.2	-0.2	-3.3	0.1	0.1
0.3	0.0	-3.3	0.4	0.5	0.3	0.5	0.2
0.2	-0.2	-11.2	0.7	0.8	2.4	0.6	0.4
3.1	4.4	8.7	2.9	2.9	1.5	3.0	2.7
3.8	4.8	12.3	3.2	3.4	7.6	2.8	2.4
3.9	4.7	10.2	3.3	3.6	10.4	2.7	2.6
3.9	3.9	14.1	3.2	3.4	13.9	2.3	2.1
3.8	4.0	13.5	3.1	3.4	12.9	2.3	2.2
3.1	3.7	8.8	2.6	2.8	6.7	2.2	2.0
3.1	5.4	6.5	2.7	2.9	2.3	2.7	2.0
4.0	7.0	13.6	3.3	3.5	4.3	3.2	2.3
4.8	6.9	26.0	3.5	3.7	8.2	3.0	2.2
5.2	6.8	26.3	3.8	4.1	9.7	3.3	2.5
5.0	7.4	22.1	3.9	4.2	9.4	3.4	2.6
4.7	7.1	17.4	3.8	4.1	6.7	3.6	2.6
4.4	4.7	2.1	4.1	4.6	8.7	3.7	2.3

資料:総務省統計局「消費者物価指数」

10-8表 一宮崎市 主要品目平均小売価格

品 目	銘 柄	単位	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
			円	円	円	円	円	円	円
食料									
うるち米	国内産、精米、単一原料米（産地、品種及び産年が同一のもの）、袋入り（5kg入り）、「コシヒカリ」	1袋・5kg	2,814	3,413	3,705	3,529	3,583	4,221	4,164
食パン	普通品	1kg	468	478	478	478	507	507	492
そうめん	手延べそうめん、袋入り（300g入り）、「揖保乃糸 上級品」	1袋・300g	358	358	358	358	358	358	414
カップ麺	中華タイプ、78g入り、「カップヌードル」	1個・78g	196	171	197	187	174	169	182
小麦粉	薄力粉、袋入り（1kg入り）、「日清フラワー チャック付」	1袋・1kg	287	298	298	298	298	298	301
あじ	まあじ、丸（長さ約15cm以上）	100g	141	133	139	126	114	137	129
いわし	うるめいわし、丸（長さ12cm以上）	100g	116	112	94	78	65	93	—
さば	「まさば」又は「ごまさば」、切り身、塩さばを除く	100g	170	178	160	136	138	139	159
いか	調理済	100g	270	302	272	250	247	263	243
塩さけ	ぎんざけ、切り身	100g	342	337	339	330	349	330	328
煮干し	かたくちいわし、並	100g	214	214	214	213	213	214	214
揚げかまぼこ	さつま揚げ、並	100g	143	138	144	141	143	140	141
魚介缶詰	まぐろ缶詰、油漬、きはだまぐろ、フレーク、内容量70g入り、3缶パック又は4缶パック	1缶・70g	158	158	164	164	164	164	164
牛肉	国産品、ロース	100g	599	599	599	599	599	599	599
豚肉	国産品、バラ（黒豚を除く）	100g	279	278	278	262	263	262	262
鶏肉	ブロイラー、もも肉	100g	138	138	138	138	138	138	138
ハム	ロースハム、JAS格付けなし、普通品	100g	240	233	240	240	240	207	221
牛乳	牛乳、店頭売り、紙容器入り（1,000mL入り）	1本・1,000mL	287	278	281	290	287	284	284
バター	箱入り（200g入り）、食塩不使用は除く	1箱・200g	529	538	506	538	538	538	538
鶏卵	白色卵、パック詰（10個入り）、サイズ混合、〔卵重〕「MS52～LL76g未満」、〔MS52～L70g未満〕、「MS58～L70g未満」	1パック・10個	252	252	263	263	263	263	265
キャベツ		1kg	223	304	446	415	538	493	446
ほうれんそう		1kg	2,219	2,021	1,271	1,338	1,282	1,024	836
はくさい	山東菜を除く	1kg	387	413	291	274	371	372	402
ねぎ	白ねぎ	1kg	1,231	1,249	1,140	1,452	1,369	1,180	1,162
さつまいも		1kg	612	645	599	593	637	618	602
じゃがいも		1kg	535	388	410	472	596	691	662
だいこん		1kg	368	341	314	285	302	261	334
にんじん		1kg	585	579	502	570	557	524	541
たまねぎ	赤たまねぎを除く	1kg	352	257	257	308	342	359	365
きゅうり		1kg	811	886	1,040	1,003	913	905	850
なす		1kg	973	874	998	986	956	970	1,042
トマト	ミニトマト（プチトマト）を除く	1kg	974	1,115	1,186	1,272	863	641	668
干しりのり	焼きのり、袋入り（全形10枚入り）、普通品	1袋・10枚	446	487	514	514	514	492	492
豆腐	木綿豆腐、並	1kg	213	213	213	220	220	220	220
こんにゃく	板こんにゃく	1kg	313	259	259	259	259	259	259
だいこん漬	たくあん漬、1本又は切り売り（薄切り及び刻みは除く）、並	1kg	1,358	1,403	1,370	1,295	1,399	1,207	1,221
こんぶつくだ煮	並	1kg	2,030	2,030	2,090	2,090	2,124	2,058	2,058
りんご	「ふじ」又は「つがる」、1個200～400g	1kg	841	733	858	840	942	941	958
みかん	温州みかん（ハウスみかんを除く）、1個70g～130g	1kg	593	638	742	878	1,063	1,175	1,298
バナナ	フィリピン産（高地栽培などを除く）	1kg	377	401	424	371	387	341	407
食用油	キャノーラ（なたね）油、ポリ容器入り（900g入り）	1本・900g	469	469	433	416	454	454	454
マーガリン	ファットスブレッド、ポリ容器入り（300～320g入り）、「雪印 ネオソフト」又は「明治コーンソフト」	1kg	912	912	881	953	983	1,002	1,002
しょう油	本醸造、こいくちしょうゆ、生しょうゆ、JAS規格品・特級、ペットボトル入り（450mL入り）、「キッコーマン いつでも新鮮しぼりたて生しょうゆ」	1本・450mL	307	307	307	307	307	307	307
みそ	米みそ、カップ入り（750g入り）、並	1個・750g	403	422	441	441	441	441	441
砂糖	上白、袋入り（1kg入り）	1袋・1kg	256	259	259	252	259	245	253
風味調味料	かつお風味、箱入り（120～150g入り）、「ほんだし」	100g	282	277	286	277	277	277	277
ビスケット	箱入り（3枚パック×7袋入り）、「森永マリー」	100g	184	184	169	175	184	184	162
せんべい	うるち米製せんべい、しょう油味、個装タイプ袋入り、普通品	100g	153	177	181	173	181	167	181
緑茶	煎茶（抹茶入りを含む）、袋入り（100～300g入り）	100g	683	678	693	638	683	682	728
カレーライス	持ち帰りは除く	1皿	832	832	832	832	832	832	832
住居									
民営家賃	民営借家の家賃	1㎡月・3.3㎡	3,687	3,687	3,683	3,682	3,682	3,657	3,653
修繕材料	板材、集成材、パイン、〔サイズ〕14～18mm×300mm×900～910mm	1枚	2,109	2,080	2,080	2,080	2,080	2,480	2,480
畳替え代	表替え〔畳表〕緯：いぐさ、経：綿糸2本又は麻糸・綿糸2本、中級品、〔へり〕光輝べり、化繊、材料費及び表替え工賃を含む	1枚	12,100	13,200	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200
大工手間代	家屋修理手間代、常用1人分	1日	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500

10-8表 一宮崎市 主要品目平均小売価格

品 目	銘 柄	単位	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
			円	円	円	円	円	円	円
光熱・水道 都市ガス代 プロパンガス	一般家庭用	100kcal・100L	8,653	8,725	8,975	9,258	9,210	8,913	8,954
	一般家庭用、二部料金制、基本料金と従量料金の合計額	1か月・100kcal	9,239	9,239	9,239	9,239	9,239	9,239	9,239
灯油 水道料	白灯油、詰め替え売り、店頭売り	18L	2,226	2,238	2,238	2,238	2,322	2,364	2,376
	計量制、専用栓、一般用	120円・100kcal	2,959	2,959	2,959	2,959	2,959	2,959	2,959
家具・家事用品 電気冷蔵庫	冷凍冷蔵庫、〔定格内容積〕451～500L、「5ドア」又は「6ドア」、I・OT機能付き	1台	281,853	283,580	247,520	240,707	216,800	282,727	335,860
	電気洗濯機 全自動洗濯乾燥機、〔洗濯方式〕ドラム式、〔洗濯・脱水容量〕12kg、〔乾燥容量〕6～7kg、エコ機能付き、温水洗浄機能付き、液体洗剤・柔軟剤自動投入機能付き	1台	122,073	114,227	111,293	111,467	104,620	97,827	103,563
鍋 台所用洗剤	片手なべ、〔サイズ〕18cm、〔満水容量〕1.8～2.5L、蓋付、普通品	1個	1,960	2,013	2,013	2,013	2,013	2,013	2,013
	合成洗剤、液体、詰め替え用、ポリ容器入り（370mL入り）、「キュキュット」	1本・370mL	257	257	257	251	251	251	251
被服及び履物 男子用パンツ	ボクサーブリーフ、〔素材〕綿100%又は綿50%以上・化学繊維混用、〔サイズ〕ウエスト84～94cm・LA(L)、2枚入り、無地、普通品、特殊加工は除く	1袋	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078
	ネクタイ 婦人用ストッキング	1本 1足	4,756 660	4,756 660	4,756 660	4,756 660	4,756 660	4,756 660	4,756 660
男子靴 婦人靴	短靴、黒、〔甲〕牛革、〔底〕「合成ゴム」又は「ウレタン」、〔底の製法〕張り付け、〔サイズ〕25～26cm、中級品	1足	10,835	10,835	10,835	10,835	10,835	10,835	10,835
	パンプス、〔甲〕牛革、〔底〕合成ゴム、〔底の製法〕張り付け、〔サイズ〕23～24cm、中級品	1足	6,490	6,490	6,490	6,490	6,490	6,490	6,490
子供靴 クリーニング代	スニーカー、〔甲〕合成繊維・合成皮革、〔タイプ〕「ひも」、「マジックテープ」又は「ひも・マジックテープ」、〔サイズ〕19.0～22.5cm、中級品、「瞬足」、	1足	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950
	「スーパースター」又は「レーザービーム」 背広服上下、ドライクリーニング、持ち込み、料金前払い、配達なし	1着	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
保健医療 感冒薬	第2類医薬品、総合かぜ薬、散剤、箱入り（44包入り）、「パブロンゴールドA<微粒>」	1箱・44包	1,572	1,511	1,536	1,475	1,475	1,475	1,475
	ビタミン剤 第3類医薬品、ビタミン含有保健剤、錠剤、プラスチックボトル入り（90錠入り）、「キュービーコーワゴールドαープラス」	1箱・90錠	2,489	2,489	2,508	2,508	2,508	2,508	2,508
交通通信 タクシー代 ガソリン	4km走行時、〔車種〕小型車、中型車又は普通車	1回	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
	レギュラーガソリン、セルフサービス式を除く	1L	180	180	181	181	187	188	189
教育 高等学校授業料 補習教育（中学	私立高等学校、全日制、普通科、授業料	1か年	430,682	430,682	430,682	430,682	430,682	430,682	430,682
	学習塾、中学2年生コース（新中学2年生コースを含む）、通塾によるグループ指導、週1日～4日、学習科目（科目選択制を含む）5科目（英語、数学、国語、理科、社会）、授業料	1か月	19,023	19,023	19,023	19,023	19,023	19,023	19,023

10-8表 一宮崎市 主要品目平均小売価格

品 目	銘 柄	単位	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
			円	円	円	円	円	円	円
教養娯楽									
ノートブック	事務・学用など、普通ノート、6号(179mm×252mm)、罫入り、中身枚数30枚	1冊	178	168	168	168	168	168	168
新聞代	地方、ブロック紙、日刊、一般新聞、「朝刊」又は「統合版」、月ぎめ	1か月	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
ケーブルテレビ受信料	自主放送を行う事業者の受信料、セツトトップボックス1台、基本チャンネル、50チャンネル以上、一戸建住宅	1か月	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180
諸雑費									
理髪料	総合調髪(カット、シェービング、シャンプー、セット)、男性(高校生以下を除く)	1回	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275
パーマ料代	パーマメント(シャンプー、カット、ブロー又はセット込み)、ショート、女性(高校生以下を除く)	1回	6,338	6,338	6,338	6,338	7,100	7,100	7,100
手洗い用石けん	泡ハンドソープ、詰め替え用、袋又はボトル入り(380～495mL入り)、「キレイキレイ薬用泡ハンドソープ」又は「ビオレ泡ハンドソープ」	1,000mL	749	749	724	687	687	749	754
整髪料	ヘアワックス、80g入り、「ギャツビームービングラバー スパイキーエッジ」、「ギャツビームービングラバー ワイルドシェイク」、「ウーノハイブリッドハード f」	1個・80g	780	699	706	706	688	688	688
傘	男性用、洋傘、長傘、合成樹脂製の手元(ハンドル)、ポリエステル100%、[親骨の長さ]「65cm」又は「70cm」、ジャンプ式、普通品	1本	1,759	1,793	1,793	1,793	1,793	1,793	1,793

注 1) 銘柄改正が行われた場合、銘柄改正後の銘柄を記載しています。 資料：総務省統計局（小売物価統計調査 動向編）
2) yは市町村銘柄です。

.

年 月	実 収 入			実 収 入 以 外 の 収 入	貯 蓄 純 増	黒 字	実 収 支 外 純 増			繰 越 純 増	実支出	消 費 支 出	食 料		住 居	光 熱 ・ 水 道	
	経 常 収 入		特 別 収 入				預貯金 純 増	保 険 純 増	その他の 実収支外 純 増				計	食 料			住 居
	勤め先 収 入	事業・内職 収入・他の 経常収入															
R 4 年 3 月	389,173	13,499	4,757	320,431	72,127	84,438	53,185	18,942	37,171	109,298	-24,859	322,991	257,515	69,248	9,289	24,912	
R 4 年 4 月	397,195	106,964	9,105	381,895	127,714	139,597	128,061	-347	15,510	143,224	-3,624	373,667	301,916	69,366	21,675	20,260	
R 4 年 5 月	412,732	10,637	4,664	394,304	32,968	56,198	8,298	24,670	46,202	79,170	-22,972	371,835	258,837	76,414	8,507	19,408	
R 4 年 6 月	653,199	113,281	5,544	384,801	333,460	365,477	314,781	18,680	39,832	373,293	-7,814	406,546	259,896	65,901	10,147	19,519	
R 4 年 7 月	540,687	13,261	3,731	370,241	166,371	186,952	146,353	20,018	35,297	201,668	-14,716	370,727	273,772	68,427	13,144	21,444	
R 4 年 8 月	442,793	92,472	4,692	434,430	102,341	137,986	88,034	14,308	57,101	159,443	-21,457	401,970	301,917	71,839	24,558	20,538	
R 4 年 9 月	446,150	11,240	11,725	427,740	63,292	44,699	42,570	20,722	13,549	76,841	-32,141	424,416	328,106	68,375	15,084	21,661	
R 4 年 10 月	468,511	76,577	9,955	432,703	108,389	134,130	86,946	21,443	34,717	143,106	-8,977	420,913	322,465	76,514	14,569	22,943	
R 4 年 11 月	458,315	10,968	4,811	406,617	43,486	76,428	19,782	23,704	46,694	90,180	-13,752	397,666	311,718	73,165	24,163	24,551	
R 4 年 12 月	924,406	48,528	20,284	496,909	423,127	471,876	400,973	22,154	60,857	483,984	-12,108	521,343	369,607	84,410	22,914	24,531	
R 5 年 1 月	416,119	10,117	10,474	409,113	24,163	43,433	3,883	20,281	59,519	83,683	-40,249	393,276	315,080	82,960	25,250	31,588	
R 5 年 2 月	390,986	105,814	13,697	366,494	129,198	150,509	109,061	20,138	38,235	167,434	-16,924	359,988	290,601	74,363	16,343	24,068	
R 5 年 3 月	370,745	12,120	16,350	542,811	-76,929	-78,525	-81,691	4,762	-6,689	-83,618	5,092	477,740	413,731	79,921	19,280	25,919	
R 5 年 4 月	358,611	88,214	11,536	368,191	88,680	133,219	67,604	21,076	63,807	152,487	-19,269	325,141	261,695	74,810	16,109	17,751	
R 5 年 5 月	359,865	11,603	3,284	365,921	6,828	14,145	-12,150	18,979	46,662	53,491	-39,345	360,608	271,581	75,792	18,371	16,104	
R 5 年 6 月	530,206	134,436	8,474	345,794	268,041	325,837	248,735	19,306	29,933	297,974	27,863	347,278	238,740	71,353	15,644	14,097	
R 5 年 7 月	493,933	1,604	11,363	414,890	92,005	108,707	71,727	20,278	40,353	132,358	-23,651	398,193	297,571	80,280	10,352	15,113	
R 5 年 8 月	506,420	64,677	1,600	356,933	169,147	195,026	149,358	19,789	52,732	221,879	-26,853	377,672	275,055	79,940	9,498	16,838	
R 5 年 9 月	474,087	13,355	3,619	348,126	102,528	138,754	86,584	15,943	26,974	129,501	9,252	352,307	257,095	79,354	29,320	16,017	
R 5 年 10 月	451,951	56,011	4,599	349,281	126,645	149,721	113,477	13,168	22,485	149,130	592	362,841	269,384	77,999	15,533	17,899	
R 5 年 11 月	424,060	15,608	5,738	319,516	113,465	120,835	100,168	13,298	31,351	144,817	-23,981	324,571	246,939	73,808	12,670	14,091	
R 5 年 12 月	842,312	55,411	16,965	448,739	465,033	453,604	452,790	12,243	-5,480	459,553	-5,948	461,084	307,552	88,440	14,328	16,227	
R 6 年 1 月	411,711	11,278	14,131	435,953	15,698	71,607	36,257	-20,559	85,989	101,687	-30,080	365,512	287,960	76,874	18,920	18,295	
R 6 年 2 月	345,085	105,189	6,016	355,077	96,413	124,154	84,248	12,165	30,755	127,168	-3,014	332,136	260,161	71,924	16,282	21,704	
R 6 年 3 月	345,547	7,374	5,014	530,374	-72,620	-87,892	-82,402	9,782	4,747	-67,873	-20,019	445,827	385,165	73,609	11,098	15,454	
R 6 年 4 月	353,964	78,168	15,837	395,113	69,812	68,911	61,397	8,415	4,481	74,293	-5,382	379,058	306,438	73,573	19,342	17,803	
R 6 年 5 月	348,188	7,965	4,060	391,373	-18,491	-9,433	-32,134	13,643	38,138	19,647	-29,079	369,647	272,911	78,197	19,059	14,591	
R 6 年 6 月	799,035	66,856	5,141	365,971	446,667	492,598	416,084	30,583	27,098	473,765	18,832	378,434	266,558	80,360	16,504	15,640	
R 6 年 7 月	410,039	6,800	728	337,438	95,053	97,496	79,345	15,708	39,933	134,986	-37,490	320,071	258,961	81,035	17,749	17,426	
R 6 年 8 月	411,777	39,339	17,144	390,747	95,278	99,330	78,100	17,179	34,552	129,831	-30,500	368,930	300,000	95,081	17,601	20,648	
R 6 年 9 月	404,409	3,696	4,895	456,044	-7,970	10,126	-24,544	16,575	50,373	42,404	-32,278	402,875	327,557	85,807	24,914	20,507	
R 6 年 10 月	447,477	66,188	5,090	404,342	131,121	133,634	117,846	13,276	30,435	161,557	-27,923	385,122	309,015	90,700	17,763	18,507	
R 6 年 11 月	362,815	3,469	653	513,719	-140,557	66,568	-151,056	10,500	241,280	100,724	-34,155	300,369	245,116	83,631	16,294	13,465	
R 6 年 12 月	833,376	138,286	7,211	424,995	477,534	514,739	450,573	26,961	22,539	500,073	14,666	464,133	313,729	98,177	16,336	19,183	
R 7 年 1 月	360,132	10,195	4,730	310,379	58,078	46,530	47,120	10,958	27,972	86,050	-39,520	328,527	260,699	79,754	20,273	20,102	
R 7 年 2 月	397,163	95,671	696	331,282	155,401	193,545	141,234	14,167	27,415	182,816	10,729	299,985	232,545	75,493	17,589	26,211	
R 7 年 3 月	383,976	834	44,223	362,088	24,677	67,645	4,378	20,299	3,358	28,035	39,610	361,387	303,830	86,081	17,228	23,632	

注 貯蓄純増＝預貯金純増＋保険純増

黒字＝実収入－実支出＝実収支外純増＋繰越純増

年 月		単位 円								実 支 出 以 外 の 支 出
		家具・ 家事 用品	被服及 び履物	保 健 医 療	交 通 ・ 通 信	教 育			非消費 支 出	
						教 育	教 養 娛 楽	その他の 消費支出		
R 4 年 3 月	13,276	15,377	12,248	29,282	9,956	19,799	54,128	65,475	429,728	
R 4 年 4 月	11,681	9,420	10,474	37,411	27,555	25,081	68,993	71,751	525,117	
R 4 年 5 月	9,132	7,180	9,609	42,176	7,727	24,538	54,145	112,998	473,474	
R 4 年 6 月	20,476	6,984	12,326	46,272	6,524	22,495	49,252	146,650	758,093	
R 4 年 7 月	13,898	9,908	14,309	39,242	7,152	24,744	61,504	96,956	571,909	
R 4 年 8 月	13,002	5,728	13,578	47,092	13,769	28,275	63,538	100,054	593,873	
R 4 年 9 月	11,731	7,453	7,739	78,438	12,597	32,259	72,768	96,311	504,580	
R 4 年 10 月	10,170	11,550	10,504	46,249	13,012	22,239	94,715	98,448	575,809	
R 4 年 11 月	8,152	12,398	7,977	55,130	11,601	26,657	67,924	85,949	496,796	
R 4 年 12 月	11,431	17,408	13,502	33,342	12,967	28,237	120,864	151,735	980,893	
R 5 年 1 月	10,413	18,187	9,380	34,613	11,900	26,314	64,475	78,196	492,795	
R 5 年 2 月	12,169	14,779	8,955	38,256	15,362	21,708	64,600	69,387	533,928	
R 5 年 3 月	10,324	13,249	11,275	145,245	11,785	25,360	71,374	64,009	459,194	
R 5 年 4 月	7,305	7,518	10,235	28,613	6,441	17,491	75,421	63,446	520,680	
R 5 年 5 月	17,330	7,550	9,943	61,567	3,299	19,747	41,879	89,027	419,412	
R 5 年 6 月	11,144	10,486	14,428	39,047	4,430	20,059	38,052	108,538	643,768	
R 5 年 7 月	14,726	12,512	10,224	73,706	5,288	22,040	53,330	100,622	547,248	
R 5 年 8 月	15,744	5,894	10,922	39,301	5,968	20,700	70,250	102,617	578,812	
R 5 年 9 月	9,950	4,576	9,915	29,167	7,107	24,671	47,018	95,212	477,628	
R 5 年 10 月	8,247	7,887	11,190	36,820	12,813	19,579	61,417	93,457	498,410	
R 5 年 11 月	11,914	9,537	9,770	35,067	9,298	21,679	49,105	77,632	464,332	
R 5 年 12 月	26,310	16,225	12,356	43,432	7,114	19,961	63,159	153,532	908,291	
R 6 年 1 月	8,531	9,901	14,330	36,899	6,287	18,418	79,503	77,552	537,641	
R 6 年 2 月	5,442	7,389	15,841	44,944	5,128	19,041	52,467	71,975	482,244	
R 6 年 3 月	11,039	10,679	12,926	137,268	4,225	39,654	69,214	60,661	462,501	
R 6 年 4 月	17,215	6,548	18,632	36,832	18,854	26,582	71,056	72,620	469,405	
R 6 年 5 月	10,251	7,826	11,536	41,114	6,736	28,492	55,110	96,736	411,019	
R 6 年 6 月	11,436	9,895	12,358	34,547	8,024	25,854	51,941	111,876	839,737	
R 6 年 7 月	12,431	12,162	14,737	27,534	10,458	21,475	43,952	61,111	472,424	
R 6 年 8 月	8,397	11,019	12,467	47,063	10,519	27,960	49,245	68,930	520,577	
R 6 年 9 月	8,105	7,980	12,887	49,974	11,042	22,475	83,865	75,318	498,448	
R 6 年 10 月	14,498	8,420	12,253	50,762	20,116	22,791	53,205	76,107	565,899	
R 6 年 11 月	9,672	11,866	13,770	24,745	9,877	22,063	39,733	55,253	614,442	
R 6 年 12 月	12,463	14,161	11,757	38,519	9,562	37,277	56,295	150,404	925,068	
R 7 年 1 月	14,043	6,654	13,656	24,245	12,532	21,744	47,696	67,828	396,429	
R 7 年 2 月	7,353	3,760	10,258	30,563	6,402	19,829	35,087	67,440	514,098	
R 7 年 3 月	10,637	13,995	13,182	34,878	26,813	25,279	52,104	57,557	390,123	

年平均	実 収 入				黒 字	貯 蓄 純 増	実 収 支 外 純 増				繰 越 純 増	実支出	消 費 支 出	食 料	住 居
	経 常 収 入		特 別 収 入	実 収 入 以 外 の 収 入			預貯金 純 増	保 険 純 増	その他の 実収支外 純 増	計					
	勤め先 収 入	事業・内職 収入・他の 経常収入													
H 5 年	442,906	22,757	8,331	281,961	104,861	76,163	47,221	28,942	28,182	104,345	515	369,133	301,614	71,518	12,684
H 6 年	436,423	20,210	7,470	300,204	115,560	75,747	39,429	36,318	41,810	117,557	-1,997	348,543	287,827	68,324	20,458
H 7 年	464,292	12,060	7,013	310,326	116,727	93,262	58,438	34,824	26,807	120,069	-3,341	366,637	296,088	66,449	19,470
H 8 年	515,512	19,149	6,702	304,657	156,593	128,760	91,797	36,964	1,139	129,900	9,606	384,770	306,892	65,439	19,925
H 9 年	551,313	15,041	7,632	386,822	143,484	109,552	86,869	22,682	37,678	147,229	-3,747	430,503	337,244	67,322	21,205
H 10 年	527,522	33,565	10,295	353,879	160,363	122,960	80,071	42,889	35,944	158,904	1,459	411,019	326,900	65,125	21,705
H 11 年	534,378	24,779	11,156	361,214	158,223	124,042	87,366	36,675	39,158	163,199	-4,976	412,089	324,045	66,336	28,078
H 12 年	531,789	17,503	5,925	367,161	161,797	112,466	70,408	42,058	51,004	163,470	-1,673	393,421	315,330	61,569	23,025
H 13 年	538,896	17,875	7,334	355,153	171,485	138,723	102,344	36,380	36,342	175,066	-3,580	392,619	310,045	66,467	26,225
H 14 年	513,753	15,409	7,297	371,315	137,804	112,986	79,293	33,693	26,808	139,794	-1,990	398,655	318,497	64,862	31,283
H 15 年	473,129	25,084	42,166	346,501	151,066	122,389	92,117	30,273	32,188	154,578	-3,510	389,312	302,377	63,624	29,092
H 16 年	496,758	15,370	9,338	360,516	139,356	99,704	64,481	35,223	45,762	145,466	-6,109	382,110	304,050	65,308	19,363
H 17 年	513,679	16,247	6,146	390,799	123,650	80,528	46,930	33,598	46,378	126,906	-3,256	412,422	330,910	64,779	25,000
H 18 年	407,274	20,588	5,852	331,098	85,651	53,373	31,089	22,284	35,980	89,353	-3,701	348,063	279,162	62,500	20,247
H 19 年	452,160	18,564	6,344	350,542	102,563	76,834	50,928	25,906	25,758	102,592	-31	374,507	297,169	61,062	24,463
H 20 年	414,670	24,822	5,065	400,682	41,489	28,978	25,282	16,207	32,075	73,564	-1,593	372,585	300,788	63,464	20,321
H 21 年	371,050	9,760	6,627	310,123	54,586	28,978	3,562	25,416	28,728	57,706	-3,119	332,852	270,961	61,970	24,200
H 22 年	402,839	31,133	10,386	367,177	68,780	45,037	24,077	20,960	26,519	71,556	-2,775	375,579	301,201	60,782	28,148
H 23 年	437,949	14,171	4,721	352,932	87,051	56,849	34,323	22,526	34,143	90,992	-3,939	369,790	287,889	62,438	16,337
H 24 年	372,975	18,791	5,312	349,575	63,213	26,167	5,820	20,347	38,116	64,283	-1,069	333,864	263,378	60,862	20,593
H 25 年	420,224	26,690	7,477	348,525	73,693	52,326	29,222	23,105	26,944	79,271	-5,577	380,698	293,817	61,344	34,349
H 26 年	377,173	20,917	4,759	335,930	51,345	28,245	7,622	20,624	24,912	53,158	-1,810	351,503	276,273	62,425	14,460
H 27 年	419,004	23,958	6,108	337,746	100,246	63,318	44,803	18,515	39,510	102,828	-2,584	348,823	267,725	67,499	15,246
H 28 年	446,733	18,325	7,078	415,071	54,641	31,474	9,318	22,156	24,417	55,891	-1,251	417,495	322,961	67,804	19,345
H 29 年	436,246	24,646	11,548	392,688	82,492	52,215	28,883	23,331	33,244	85,458	-2,968	389,948	302,928	70,652	16,274
H 30 年	415,462	28,947	6,797	368,806	88,242	80,530	57,629	22,901	12,449	92,979	-4,736	362,963	282,542	67,897	18,756
R 1 年	433,607	32,717	9,902	382,768	106,855	96,140	81,819	14,321	14,994	111,134	-4,280	369,372	283,694	68,082	15,327
R 2 年	495,477	39,999	30,376	388,529	177,021	146,289	125,152	21,137	36,437	182,726	-5,705	388,831	287,120	74,302	17,542
R 3 年	529,599	30,717	8,327	367,523	198,939	169,972	148,607	21,366	49,198	219,171	-20,231	369,703	264,686	71,601	11,762
R 4 年	487,829	50,873	11,995	396,643	161,331	137,723	122,094	15,629	38,950	176,673	-15,342	389,367	292,913	71,641	15,141
R 5 年	468,275	47,414	8,975	386,318	146,272	125,734	109,129	16,605	33,322	159,056	-12,785	378,391	287,085	78,252	16,892
R 6 年	456,119	44,550	7,160	416,762	131,820	98,995	86,143	12,852	50,860	149,855	-18,035	376,009	294,464	82,414	17,655

注 貯蓄純増＝預貯金純増＋保険純増

黒字＝実収入－実支出＝実収支外純増＋繰越純増

単位 円										
年平均										
	光熱 水道	家具・ 家事用 品	被服及 び履物	保健 医療	交 通 ・ 通 信	教 育	教 養 娯 楽	その他の 消費支出	非消費 支 出	実 支 出 以 外 の 支 出
H 5 年	14,870	13,642	18,778	10,979	34,699	16,392	27,931	80,123	67,518	386,307
H 6 年	15,662	10,442	16,560	10,436	37,920	12,978	24,706	70,341	60,716	417,762
H 7 年	16,067	10,517	17,373	11,489	43,490	14,762	26,574	69,897	70,549	430,395
H 8 年	16,275	12,086	16,171	9,715	41,744	16,781	25,432	83,325	77,878	461,393
H 9 年	17,893	13,212	17,089	11,329	33,625	16,325	29,417	109,828	93,259	536,053
H 10 年	17,802	11,197	17,696	13,099	40,494	11,795	28,907	99,082	84,118	512,784
H 11 年	19,117	11,222	17,057	9,819	36,726	12,832	33,331	89,528	88,044	524,413
H 12 年	17,413	10,573	17,645	10,386	39,082	15,136	31,367	89,134	78,090	530,631
H 13 年	18,566	11,094	15,743	10,555	36,869	15,221	31,822	77,482	82,574	530,218
H 14 年	17,786	11,582	13,650	11,254	42,637	12,304	27,753	85,385	80,158	511,109
H 15 年	18,371	8,837	13,438	11,533	40,988	13,449	30,578	72,466	86,934	501,078
H 16 年	17,987	9,011	13,635	12,109	33,347	18,218	28,965	86,108	78,060	505,981
H 17 年	19,796	10,316	14,564	10,772	41,068	15,147	34,858	94,610	81,512	517,706
H 18 年	18,173	9,637	12,150	10,105	45,318	11,799	26,605	62,629	68,901	420,451
H 19 年	17,704	8,199	14,451	11,756	44,019	12,523	28,266	74,726	77,337	453,136
H 20 年	18,613	8,234	10,512	9,403	55,494	13,161	28,626	72,959	71,797	474,247
H 21 年	18,528	7,128	10,672	8,686	40,098	13,750	25,528	60,400	61,891	367,828
H 22 年	16,678	11,068	11,169	12,197	50,035	11,872	26,257	72,995	74,378	438,732
H 23 年	18,542	9,106	12,639	9,646	45,218	17,815	29,921	66,227	81,901	443,922
H 24 年	17,265	11,688	11,442	8,455	42,540	13,461	23,354	53,718	70,486	413,858
H 25 年	17,217	11,895	11,168	11,190	54,912	11,096	22,655	57,990	86,881	427,795
H 26 年	18,320	9,995	11,062	10,584	51,085	11,147	24,600	62,595	75,230	389,085
H 27 年	17,740	9,476	10,538	10,792	36,303	12,701	25,641	61,789	81,098	440,576
H 28 年	16,710	10,820	12,453	11,829	60,734	18,248	30,027	74,991	94,533	470,962
H 29 年	17,735	9,519	11,572	11,562	54,763	13,707	24,633	72,511	87,020	478,148
H 30 年	18,506	8,778	10,371	9,185	48,326	12,210	24,620	63,892	80,422	461,784
R 1 年	17,105	12,752	10,058	12,145	60,945	7,840	22,922	56,518	85,678	493,902
R 2 年	17,985	11,009	9,476	10,687	52,100	16,394	27,003	50,621	101,710	571,254
R 3 年	17,858	10,596	9,116	9,680	48,972	11,121	24,823	49,158	105,017	586,694
R 4 年	22,284	12,180	9,658	11,115	49,035	11,357	23,966	66,537	96,454	573,316
R 5 年	18,809	12,965	10,700	10,716	50,403	8,400	21,609	58,340	91,306	545,375
R 6 年	17,769	10,790	9,821	13,624	47,517	10,069	26,007	58,799	81,545	566,617

注 資料 総務省統計局「家計調査報告」

年 月	二人以上の世帯		世帯										二人以上の世帯のうち勤労者世帯				
	世帯 人員	消費支出	食料	住居	光熱・ 水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・ 通信	教 育	教養娯楽	その他の 消費支出	諸雑費	可処分所得	消費支出	平均消費 性向	
R 4年 1月	2.87	244,130	64,562	14,721	22,843	14,877	5,806	15,128	29,975	4,336	14,940	56,941	17,054	371,196	306,480	240,035	78.3
R 4年 2月	2.88	250,784	63,005	9,913	24,996	6,953	5,850	11,017	68,395	5,054	16,349	39,251	18,912	527,318	460,914	289,171	62.7
R 4年 3月	2.89	298,835	69,689	12,796	24,615	12,438	11,684	12,175	63,559	12,613	19,337	59,929	29,551	407,429	341,953	257,515	75.3
R 4年 4月	2.85	288,845	65,878	20,721	19,907	15,919	8,120	11,626	31,958	16,451	25,619	72,646	30,634	513,264	441,513	301,916	68.4
R 4年 5月	2.83	248,604	71,820	17,417	19,201	8,970	6,143	11,995	34,035	4,401	21,325	53,298	22,913	428,032	315,035	258,837	82.2
R 4年 6月	2.74	233,289	66,117	9,070	18,230	16,023	6,490	15,147	33,475	3,577	19,807	45,353	24,225	772,024	625,373	259,896	41.6
R 4年 7月	2.74	258,529	68,717	15,620	20,640	11,364	7,551	20,647	33,511	8,844	20,904	50,731	24,807	567,679	460,723	273,772	59.4
R 4年 8月	2.78	275,563	73,385	20,319	20,430	11,704	6,437	16,157	35,531	8,925	24,536	58,141	23,658	539,956	439,902	301,917	68.6
R 4年 9月	2.92	265,670	68,096	12,362	20,633	9,585	5,059	11,302	50,630	6,615	25,293	56,094	19,218	469,115	372,805	328,106	88.0
R 4年 10月	2.95	286,879	74,099	13,936	22,747	11,870	9,223	19,916	34,039	8,052	22,077	70,920	35,575	555,043	456,595	322,465	70.6
R 4年 11月	2.95	280,170	70,772	21,431	22,742	7,317	9,041	14,771	37,329	6,267	25,341	65,160	28,075	474,094	388,146	311,718	80.3
R 4年 12月	2.95	328,062	85,805	16,884	23,875	11,069	12,447	17,636	30,428	7,691	27,869	94,358	46,212	993,218	841,483	369,607	43.9
R 5年 1月	2.96	306,282	71,303	24,215	30,902	8,715	10,960	11,259	29,479	6,218	21,112	92,120	54,575	436,709	358,513	315,080	87.9
R 5年 2月	2.84	240,674	67,451	10,281	25,587	9,232	9,258	12,007	31,827	7,546	18,512	48,974	18,145	510,497	441,111	290,601	65.9
R 5年 3月	2.75	305,352	71,990	14,075	23,056	8,203	8,965	11,333	81,475	6,016	20,881	59,358	21,146	399,215	335,206	413,731	123.4
R 5年 4月	2.72	238,514	72,442	17,299	17,126	8,128	7,814	13,311	22,472	3,972	17,142	58,808	18,730	458,360	394,914	261,695	66.3
R 5年 5月	2.60	243,071	72,367	16,787	16,462	14,017	7,876	10,642	41,848	1,548	25,518	36,005	20,439	374,753	285,726	271,581	95.0
R 5年 6月	2.74	231,615	68,679	14,237	15,279	13,243	7,964	12,182	42,049	2,822	17,404	37,755	17,237	673,115	564,577	238,740	42.3
R 5年 7月	2.68	274,149	74,053	40,242	15,241	13,671	8,053	9,433	46,765	4,221	18,918	43,552	18,152	506,900	406,279	297,571	73.2
R 5年 8月	2.68	237,490	73,618	7,874	15,658	15,087	4,361	10,700	33,930	3,777	17,874	56,764	21,217	572,697	470,080	275,055	58.5
R 5年 9月	2.79	244,376	74,619	19,817	16,747	11,549	3,982	11,292	27,209	5,033	21,290	52,839	17,677	491,060	395,849	257,095	64.9
R 5年 10月	2.79	254,684	73,696	12,376	16,821	9,348	7,881	12,139	33,930	15,588	17,878	55,026	21,752	512,562	419,105	269,384	64.3
R 5年 11月	2.88	239,164	71,945	12,032	14,575	11,657	7,427	13,445	32,174	7,228	20,176	48,506	20,602	445,406	367,774	246,939	67.1
R 5年 12月	2.76	280,596	86,759	11,331	16,404	18,588	12,871	13,938	33,898	4,489	19,192	63,124	27,331	914,688	761,156	307,552	40.4
R 6年 1月	2.74	299,588	70,473	13,858	20,032	10,524	7,382	18,687	68,323	3,735	17,236	69,336	33,975	437,119	359,567	287,960	80.1
R 6年 2月	2.72	234,908	68,605	12,873	22,108	6,179	5,051	12,454	38,311	2,737	17,834	48,756	22,860	456,289	384,314	260,161	67.7
R 6年 3月	2.65	311,766	70,897	19,821	16,248	8,850	7,135	13,970	80,994	3,432	29,209	61,210	29,514	357,935	297,273	385,165	129.6
R 6年 4月	2.69	264,620	72,561	15,111	17,846	14,411	6,963	14,497	29,344	11,613	24,231	58,043	21,999	447,969	375,349	306,438	81.6
R 6年 5月	2.66	238,645	74,539	11,554	13,931	12,028	6,089	13,258	29,954	5,606	25,109	46,579	22,175	360,213	263,477	272,911	103.6
R 6年 6月	2.85	252,446	79,320	14,498	15,571	10,186	8,455	11,830	31,169	6,454	25,925	49,038	25,965	871,032	759,156	266,558	35.1
R 6年 7月	2.86	239,937	80,039	13,596	17,550	10,278	10,178	14,413	27,499	6,194	21,560	38,629	19,855	417,567	356,457	258,961	72.6
R 6年 8月	2.93	274,166	87,942	20,071	19,977	12,382	7,576	12,290	36,009	6,193	27,944	43,782	22,032	468,260	399,330	300,000	75.1
R 6年 9月	2.86	282,094	82,199	16,322	20,759	8,944	6,008	13,311	37,535	6,551	28,833	61,633	23,244	413,001	337,683	327,557	97.0
R 6年 10月	3.03	269,849	86,066	13,221	18,087	13,023	7,126	15,974	37,509	10,770	22,211	45,861	23,839	518,756	442,649	309,015	69.8
R 6年 11月	2.82	248,993	83,054	19,580	15,100	10,782	8,389	14,531	25,686	5,197	23,419	43,254	23,868	366,937	311,684	245,116	78.6
R 6年 12月	2.82	317,759	100,293	15,965	18,553	13,577	10,740	22,345	31,447	5,139	31,836	67,865	38,482	978,872	828,468	313,729	37.9
R 7年 1月	2.77	251,686	76,275	16,295	23,559	10,640	4,940	17,044	28,024	6,670	20,337	47,902	25,771	375,057	307,229	260,699	84.9
R 7年 2月	2.86	225,924	72,808	13,034	24,537	8,997	4,147	11,019	29,862	3,740	22,992	34,788	23,502	493,530	426,090	232,545	54.6
R 7年 3月	2.79	285,769	86,293	17,468	23,349	10,757	10,097	16,526	29,821	14,622	26,986	49,851	28,251	429,033	371,475	303,830	81.8

注

平均消費性向＝消費支出／可処分所得

資料 総務省統計局「家計調査報告」

注 平均消費性向＝消費支出／可処分所得

資料 総務省統計局「家計調査報告」

年平均	二人以上の世帯		二人以上の世帯		二人以上の世帯		二人以上の世帯		二人以上の世帯		二人以上の世帯		平均消費性向
	世帯人員	消費支出	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出	
	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
H 5 年	3.26	270,552	68,229	10,790	14,942	12,784	17,125	9,121	27,447	11,642	25,241	73,232	406,476
H 6 年	3.30	282,628	68,806	19,813	16,198	11,447	16,783	10,997	35,977	11,145	25,677	65,787	403,387
H 7 年	3.18	276,881	65,390	17,090	17,002	10,851	15,965	10,762	33,887	11,048	23,876	70,811	412,815
H 8 年	3.15	287,832	64,861	16,780	16,942	11,315	16,123	9,611	35,176	11,721	24,949	80,354	463,485
H 9 年	3.13	301,650	65,335	20,251	18,283	12,285	15,169	10,558	29,030	11,817	28,901	90,001	480,727
H 10 年	3.06	304,487	64,682	23,041	18,375	11,005	15,716	13,195	31,892	9,430	25,204	91,946	487,263
H 11 年	3.11	285,447	63,524	24,148	18,414	9,823	14,017	11,158	28,662	10,185	28,486	77,029	482,269
H 12 年	2.94	289,164	57,840	21,842	16,839	10,230	14,739	10,816	36,477	12,239	28,916	79,226	477,127
H 13 年	3.19	288,931	65,190	19,939	18,913	10,277	13,850	10,852	31,221	11,842	31,288	75,559	481,530
H 14 年	3.15	281,650	65,274	23,772	18,547	10,246	12,363	12,346	33,156	10,387	25,015	70,543	456,301
H 15 年	2.92	279,120	62,706	25,985	18,109	8,903	12,814	12,987	32,732	8,389	27,241	69,254	456,673
H 16 年	2.93	307,229	63,963	18,506	17,950	9,317	12,405	14,533	31,596	11,791	30,280	96,887	441,290
H 17 年	3.09	300,649	61,400	31,176	19,270	9,695	13,379	10,801	37,336	10,751	31,419	75,422	452,920
H 18 年	2.98	258,311	59,932	19,985	17,852	8,706	10,926	10,597	38,768	8,727	25,064	57,754	364,814
H 19 年	2.94	285,478	58,637	21,647	17,743	8,841	12,530	12,911	32,325	10,292	28,450	62,103	399,732
H 20 年	3.05	266,500	60,779	15,957	18,052	9,392	9,312	13,665	39,688	8,427	27,088	64,139	372,759
H 21 年	3.17	243,309	59,052	19,749	18,241	7,473	8,619	10,173	33,403	9,039	22,789	54,770	325,547
H 22 年	3.09	265,322	59,998	23,638	17,145	10,124	9,086	12,628	37,945	8,178	25,387	61,194	369,981
H 23 年	3.14	271,162	60,659	15,161	18,256	9,645	10,344	12,004	42,270	10,445	29,898	62,479	374,940
H 24 年	2.99	262,695	59,368	17,544	17,451	11,535	11,105	11,667	40,010	9,820	25,841	58,354	326,592
H 25 年	3.01	263,806	59,693	27,770	17,573	10,449	9,188	12,435	40,216	7,736	22,422	56,325	367,510
H 26 年	2.87	250,489	60,742	12,735	18,386	10,143	8,882	12,746	40,342	5,978	24,231	56,303	327,618
H 27 年	2.93	256,959	63,913	13,481	18,245	9,780	8,695	11,938	37,204	9,470	22,607	61,624	367,971
H 28 年	2.90	276,311	63,646	17,281	16,645	9,852	10,405	11,598	41,838	10,723	26,529	67,793	377,602
H 29 年	3.04	266,851	67,297	14,758	17,714	9,608	9,256	12,148	41,691	7,813	23,794	62,770	385,419
H 30 年	2.84	250,452	64,076	17,290	17,909	8,441	7,993	10,805	40,447	6,940	22,182	54,369	370,784
R 1 年	2.88	263,264	65,441	13,803	17,497	11,051	8,380	13,520	47,727	5,731	21,791	58,321	390,549
R 2 年	2.99	261,710	71,144	16,200	18,597	10,396	7,920	11,260	44,248	11,939	22,878	47,126	464,141
R 3 年	2.90	253,236	70,397	12,756	18,654	10,583	7,756	11,599	38,844	7,290	22,338	53,019	463,626
R 4 年	2.86	271,613	70,162	15,433	21,738	11,507	7,821	14,793	40,239	7,735	21,950	60,235	454,244
R 5 年	2.77	257,997	73,243	16,714	18,655	11,787	8,118	11,807	37,908	5,705	19,658	54,403	433,357
R 6 年	2.80	269,564	79,666	15,539	17,980	10,930	7,591	14,797	39,482	6,135	24,612	52,832	426,284

注 平均消費性向＝消費支出／可処分所得

資料 総務省統計局「家計調査報告」